

第十六章 長州征伐、假條約勅許

<p>下關砲撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ●將軍家茂の上洛(文久三年三月・攘夷のお諭し・松平慶永の辭職) ●攘夷の節刀を給ふ(同年四月・男山八幡祠前の失態・五月十日決行) ●下關事件「長州藩の攘夷決行」米佛蘭諸國船を砲撃、「下の關砲撃」翌元治元年八月・英米佛蘭四國船來りて砲撃・償金三百萬弗、 ●島津久光の從士英人を斬る(文久二年八月・勅使大原重徳の歸途) ●英人の嚴譏(翌年二月・三ヶ條の要求・償金を與ふ) ●英艦の鹿兒島砲撃(同年七月・英軍の敗走・遺族扶助料を與ふ) ●御親征の議(文久三年八月・大和行幸と攘夷親征の勅・長藩の幹旋) ●朝議の急變(幕府黨の活躍・公武合體黨の優勢・薩長の嫉視反目) ●長州藩の勅勅・七卿落(藩主父子及び藩士の勅勅・三條實美等放逐) ●尊攘黨の蜂起(藤本眞金の天誅組・平野國臣・藤田小四郎の天狗黨・何れもやがて平定) 	<p>生麥事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長州人の入京(孤立の長藩・元治元年・福原元佃等數百人) ●蛤御門の戦(征長の詔・松平容保と同定敬の防戦・銃丸禁闕に及ぶ) 	<p>急變と尊攘蜂起</p>	<p>長州の變</p>
--	---	-----------------------	--------------------

下の關事

●將軍家茂の上洛(攘夷のお諭し)文久三年(二五)三月(二五)三月、將軍家茂上洛す。蓋し、別勅使東下の時

<p>初度の長州征伐</p> <ul style="list-style-type: none"> ●征長の原因(下關事件・大和行幸・元治の變・長州人の討幕思想・薩長相互の功名争ひ) ●幕府の舉兵(總督は尾張侯慶勝・副は越前侯松平茂昭・廿餘藩の軍) ●毛利氏の恭順(隆盛等の調策・總督等の對長溫和論・恭順黨の優勢・慶應元年正月鎮定) 	<p>再度の長州征伐</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戰爭再開(高杉等主戰黨の優勢・幕府の對長強硬論・家茂大阪に赴きて全軍を指揮・慶應二年六月) ●幕軍振はず(幕軍各方面の不振・薩長の攻守同盟成る) ●戰爭終熄(家茂薨去・慶喜襲職・孝明天皇崩御・明治天皇即位・勅して征長の軍を解かしむ)
--	---

の御約束に違ひ奉つたのである。然るにこの時朝廷は、一つ橋慶喜の奏請を許して、「征夷

將軍の儀、すべて之までの通り御委任遊ばさる可く候。攘夷の儀、精々忠節を擧んず可く候。この勅旨を賜はり、庶政及び攘夷のことを、幕府に御專任遊ばした。されど、已に傾き盡した幕府には、この御委任を完うし得るだけの實力がはたして有るだらうか。政治總裁職松平慶永が、一度は辭職を家茂に勧め、一度は己れの辭職を願ひ出で、その許されざるや、京都を脱して歸國したことは、此の間の消息を語り盡して餘蘊がない。

●攘夷の節刀を賜ふ 同年四月十一日、天皇、男山に行幸し、石清水八幡の祠前で、攘夷の節刀

●英人の嚴談 翌年二月、英國は、軍艦數隻を横濱に入らしめ、代理公使ジョンニールをして、(1)兇行者を捕へて、英國海軍士官の面前で處罰せよ。(2)償金十萬磅(凡そ百)及び遺族扶助料二萬五千磅(凡そ廿)の支拂を行へ。(3)然らざれば鹿兒島を砲撃するぞ、と脅かして來た。何たる過當の要求ぞ。どこまでを我を侮辱する。

日本一國を以て世界萬國をも相手とすべき攘夷の令が、津々浦々までも布達されてゐるではないか。されば朝廷もこの要求を却下された。薩摩も同じく斥けた。のに拘らず、閑老小笠原長行は、專斷を以て(當時家茂は上洛中であつた)償金を支拂ふた。支拂ふのはやむを得ないこと、は云へ、支拂ひの前に、何故、是非曲直の抗辨をしなかつたのだ。弱腰の幕府なる哉。

●英艦の鹿兒島砲撃 總てに執念の強い外人は、或る意味では蛇と同様だ。文久三年五月に於ける償金十萬磅の支拂によりて、一旦其局を結び乍ら、英人は再び、船艦七隻を連ねて鹿兒島灣に入り、兇行者の處分と、遺族扶助料を強要した。而も其諾否を、廿四時間以内に回答せよと云ふのだ。薩摩隼人は、長州人同様に氣慨に富む。だからきつぱり要求を斥けた。よりに戦は始まつた。同年七月、一日―二日―三日、風雨を冒しての大激戦に、彼は漸く苦戦の色あり、錨をあぐる追もなぐ、夜に乗じて、倉皇として逃げ行いた。

あゝ、されど、幕府の卑屈軟弱の外交よ。鹿兒島砲撃のこゝたるや、正義も力も我にあるのに、またく遺族扶助料を支拂ふた。

朝議の急變と尊攘黨の蜂起 ●御親征の議 かくの如く薩長諸藩を中心として、攘夷の氣勢は頗る揚つたのにも拘らず、幕府は依然として躊躇逡巡、空しく「五月十日」をも過ぐしてしまつた。されば急進黨たる長州藩等は、幕府の到底頼むに足らぬことを看破して、遂に攘夷親征の勅を請ふに至つた。八月十三日(文久三年)、乃ち勅旨下さる。曰く、

攘夷御祈願のため、大和國に行幸、神武帝山陵・春日社等参拜、暫らく逗留、御親征の軍議あらせられ、その上神宮行幸の事。

と。畝傍御陵を拜し、御親征を議し給はんとの大詔である。

●朝議の急變 然るに形勢は忽ちにして一變した。即ち、八月十七日、中川宮朝彦親王(粟田宮王親)が参内せられ、孝明天皇がその密奏を御聽取遊ばしてから、さきの大和行幸・攘夷親征の勅旨は、急に御取止めとなつた。思ふに之れ、一つには幕府黨の活躍だらう。會津藩主松平容保(時京都守)等が、頻りに親征の不可を陳じたのだ。二つには公武合體黨(温和黨)の優勝だらう。薩摩藩主島津久光が、討幕黨(急進黨)たる長州藩を仰へたのだ。而して三つには薩長の嫉視反目だ

らう。この嫉視があつてこそ、成る可からざる幕・薩の提携も成つたのだ。

③長州藩・勅勅・七卿落。こゝに於て長州藩は、禁闕守衛の榮職を解かれ、滯京を禁ぜられ、また三條實美等七卿(三條西季知・四條隆壽・東久世通禧・壬生基修・錦小路頼徳・澤宣嘉)は、事を與にした故を以て徐かれた。よつて、或は「楠木正成の故智に倣ひて、河内の金剛山に據るべし。」と唱ふるあり、或は「攝津の摩耶山に據り、山陰・山陽二道の要害を扼して、檄を正義の諸藩に移さば、諸國響應して、勢立ちどころに成らん。」等と叫ぶありて、全藩が激昂したが、毛利元純・吉川經幹等は、「徐ろに事を謀るべし。」と慰撫鎮壓して、七卿を奉じて長州に歸つた。従ふ兵凡そ二千人。やがて詔して、七卿の官爵を削り、また藩主敬親(初名)・世子廣封(定廣とも云ひ)以下長州人の入京を禁じ給ふた。

④尊攘黨の蜂起。「あゝ、朝廷の恩寵が一朝にして奪はれた。惡むべきは佐幕黨の奸計だ、薩摩の無氣力だ。」と切齒扼腕した者は、強ち長州藩士ばかりではない。彼等を盟主と戴く尊攘黨は、殆んど悉く各地で動いたのだ。前門に虎を逐へば、後門にまた狼を迎ふ。疲弊しきつた幕府に、重ね重なるかゝる課題とは、大勢の推移のやむを得ないこと、はいへ、聊か過重の様にも思はれら。かくてまづ藤本眞金(石)・松本衡(堂)等は、天誅組を組織して、大和の吉野に據つた。平野

國臣等は但馬の生野に兵を擧げて、吉野の軍に呼應した。ついで水戸の藤田小四郎・武田耕雲齋等は、天狗黨を率ゐて、筑波山に立てこもつた。けれども、何れも久しからずして敗れ、藤本・松本兩雄は戦死し、平野・藤田・武田の三將は死刑に處せられた。

元治の變。長州人の入京。佐幕と討幕と公武合體との三角戰、換言すれば、その各々の代表者たる會津藩と長州藩と薩州藩との三つ巴的抗爭、それが實に當時の政治的大旋風の中心をなしてゐた。されば三者は互に奇策縱横、各々、一を孤立せしめて、他を味方にしやうと全力を注いだ。例へば、さきには薩・長が結んで會津を離した。即ち、勅使の東下だ。別刺使の東下だ。男山への行幸などだ。而して今や薩・會が結んで長州を離した。即ち、朝議の急變だ。長州藩の勅勅だ。されど尊攘の心に燃え燃ゆる長州藩が、どうして何時までもかゝる孤立に甘んじやうぞ。雄々しくも再び政争の眞只中に入らうとして、彼等は幾度びか、(1)藩主父子の免罪、(2)七卿の復職、(3)藩士入京の解禁、この三ヶ條を數願した。けれどもその都度許されなかつたので、今や心中密かに決する所あり、藩の君臣舉りて上京し、數願して而も聽かれずば、兵火に訴へて薩・會諸藩を一掃し、以て宸襟を安んじ奉るに如かず。」とて、元治元年(二五二四年)七月、福原元佃(後)以下數百人は入京した。

●蛤御門の戦。京都では直ちに長藩追討の詔が下された。よりて京都守護職松平容保(會津藩主)・同所司代松平定敬(桑名藩主)は防戦大いにつとめ、めでたく彼等を撃退した。世に之を甲子元治の變とも云ふが、この役、蛤御門の戦に際して、長藩の銃丸が禁闕に及んだ。思はぬ失敗だつたとは云へ、極めて恐れ多いことだ。朝敵の名を得たのも尤もだ。

●初度の長州征伐。●征長の原因。三十餘藩の兵を盡して、幕府は何故に一長州を征伐したか。原因は種々だ。即ち、第一は下關事件。長州藩が、幕府の意志に抗ふて外國船艦を撃つたこと。砲撃の後も、幕府派遣の間責使を捕へて死に至らしめたこと。更に幕府に、償金三百萬弗支拂の痛手を負はしめたこと等それだ。第二は大和行幸・攘夷親征の一件。幕府はそれを長州藩の企劃に基くと睨みをつけた。第三は元治の變。長州藩の勢力挽回運動としての元治の變も、幕府から見ると、囚人の不謹慎と異らなかつた。而して最後に、而も最根柢的原因として、更に長州人の討幕思想を挙げねばならぬ。畢竟するに、かの下の關事件も、無氣力の幕府に對する面當ではないか。大和行幸も、攘夷親征でなくて幕府親征の準備ではないか。また元治の變も、君側から幕府黨を徐き去らうとする企てではないか。

幕・長間に横はる以上四つの原因の外、尙ほいま一つ、薩・長間に蟠まる問題がある。それは、薩の公武合體論に對して、長の幕府討滅論だ。換言すれば、朝權恢復と云ふ大目標を目ざしての先陣争ひだ。

●幕府の舉兵。元治元年七月、征長の詔は下された。よりて幕府は、尾張侯慶勝を總督とし、越前侯松平茂昭を副總督とし、令を天下の諸藩に傳へて、各道より齊しく長州を攻めしめた。即ち、安藝の淺野・備前の池田等は山陽道より、松江の松平・因幡の池田等は山陰道より、松山の松平・阿波の蜂須賀・宇和島の伊達等は海路より、小倉の小笠原・福岡の黒田・佐賀の鍋島・肥後の細川等は九州より、久留米の有馬・薩摩の島津等は海路萩より進ませた。素晴らしい大兵だ。一長州藩を朝鮮八道とでも誤認したのか。老若男女の悉くを斬り盡す考か。それとも單なる示威運動か。大人氣ないではないか。

●毛利氏の恭順。示威運動は例へば砂上に建てられた樓閣だ。虚勢はあつても中實がない。かりそめの小雨・小風も、直ちに致命傷として表はれる。されば征長の幕軍では、西郷隆盛等が、一度薩・長兩藩提携を劃策するや、臆くも全軍の士氣が沮喪した。加ふるに總督及び副總督も、對長溫和論者であつたをや。

【考察問題】(一)はじめ征長の幕軍は、一つ橋慶喜を總督に、越前老侯松平慶永を副總督に戴かうとした。

けれども二人は共に辭退した。何故か。(一)尾張侯慶勝・越前侯茂昭も亦再三辭退した。何故か。
 時に長州薩でも、主戰黨(高杉晋作を首魁とする) 振はず、恭順黨(棟梨藤太を首魁とする、)が優勢を示したから、藩主毛利敬親は、(一)福原元佃・國司親相・益田親施の三國老に自裁を命じ、その首級を軍門に獻すること。(二)藩主父子、及び、徳山。長府等の末家は、何れも伏罪の誓約書を提出すること。(三)三條實美等五卿(七卿の内澤宣嘉は外にあり、)は之を九州五藩に分與すること、を誓つて、一意恭順を表はした。よりに慶應元年(二五二五年)正月、總督以下は凱旋した。

再度の長州征伐

戰争再開

然るに高杉晋作や山縣狂介(有朋)等の主戰黨は、この一意恭順を見て喜ばなかつた。また幕府は幕府で、對長處分の寛大に失した事についての議論が起り、長州再征の氣分が昂まつた。兩者の龍攘虎搏は、何等かの形に於て免れない。

然り、高杉・山縣等の主戰黨が、洋式訓練を施した奇兵隊を組織し、各地に恭順黨を鎮壓し、遂に藩論を一定して、萩より山口に移つて據るや、幕府は再征の勅旨を拜受し、家茂自ら大阪に赴き軍事を督し、山陰・山陽・九州諸藩の兵をして攻めしめた。時に慶應二年六月、

幕軍振はず。されど再征のこの戰に、藝州口では紀井・彦根・大垣諸藩の兵が連敗し、石州口では濱田・松江・鳥取 藩の兵が戰意なく、海上から來り寄せた幕艦も悉く敗走し、また九州口では

小倉・福岡・久留米・熊本諸藩の兵が、何れも遲疑して進まなかつた。出動の令をだして、その令行はれず。何たる無權威ぞ。幕府の自決の秋だ。

抑々、幕府をかゝる窮地に陥らしめた大原因は、薩・長兩藩が俄かに提携した事にある。即ち、長州にて、高杉・山縣等の急先鋒が、幕府との一大決戰を覺悟して、木戸(孝)・伊藤(俊助、後博文)・井上(聞多、後の馨)等をして、旨を薩州に傳ふれば、薩州にても、西郷(隆盛)・大久保(利通)等の豪膽な策士が、快くその提議を承諾し、かくて強固

假條の勅許
 四國公使の兵庫來航(慶應元年・英米佛蘭四國の艦來る・勅許と兵庫の先期開港とを求む・朝廷に迫り奉らん有様)
 假條約の勅許(家茂の奏聞・同年勅許)

な攻守同盟を締結した。さきに薩州が、出兵の命令を幕府から受くるや、斷然として拒絶したのもこのためだ。また長州が、藩主父子の上府命令に抗ふたのも、この提携

があつたためだ。
 戰争終熄 かくの如く、征長の幕軍は連戰利あらず、將軍家茂もまた病を以て大阪に薨じたから、勅して戰を停めしめ、慶喜をして軍職を襲がしめられた。時に慶應二年十二月、然るに此の月、天皇も亦崩じ給ひ、翌三年正月、明治天皇が寶祚を賤ませられたから、大喪の故

を以て、征長の師を解かしめられた。

假條約の勅許 四國公使の兵庫來航 安政假條約の締結以來、諸外國は頻りに其勅許を求め

たが、當時まだ開港に對する準備は全くなく、また攘夷論の氣勢も強かつたから、幕府はやむを得ず、窮餘の一策として、輸入税の減率（輸入品の價の二割乃至三割）を報酬として、勅許の五ヶ年延期の承諾を得たりした。けれども糊塗彌縫の之等の策で、どうして諸外國が満足しやうぞ。慶應元年、即ち長州再征と同じ年、英・米・佛・蘭四國の艦は、船艦を連ねて大阪灣に入り、條約の勅許及び兵庫の先期開港（始めは西紀一八六三年一月開港の約束だつた。次に五ヶ年延期によりて一八六八年一月開港の約束となつた。然るを諸外國は、この一八六八年一月以前に開港されんことを求めた。即ち期限に先）を求めた。大阪在城の將軍家茂に決答を求め、若し聽かれなければ、直ちに朝廷に迫り奉ると云ふのであつた。

假條約の勅許 こゝに於て家茂は、上洛して左の奏聞を申し上げた。

謹みて宇内の形勢を熟考仕り候處、近來追々變遷致し、和親を致し、有無を通じ、互に富強を計り候風習に推し移り候。是れ天地自然の氣勢、止むを得ざるの姿に之れ有る可くと存じ奉り候。就きては、皇國に限り一向御外交あらせられず候ては、卑怯退縮の姿に相成り、御國體・御國威とも却りて相立ち申すまじく候……中略……速かに勅許の御沙汰なし下され候はば、寶祚の無窮、萬民の大幸この上なく、千萬懇願し

奉り候。寔に悲歎號泣の至りに堪へず存じ奉り候……後略……

よりて天皇は、一つ橋慶喜・京都守護職松平容保・老中小笠原長行・在京の諸藩主等を召して凝議せしめ、やがて勅許を下し給ふた。時に慶應元年十二月、されど兵庫の開港はまだ御聽許にならなかつた。

【練習問題】 (一)下関事件。(二)生麥事件(海兵)。(三)七卿落。(四)藤本鐵石。(五)平野國臣。(六)武田耕雲齋。(七)福原越後。(八)蛤門の戦。(九)高杉晋作。(十)長州征伐の顛末を略述せよ(專檢)。

第十七章 大政奉還

討幕運動

幕府の無力と時論の變化 徳川慶喜第十五代の將軍となり、やがて征長の師も解かれたが、幕府の威權は、已にこの頃全く地に墜ちて、内外の政務を處理する力がなくなつた。されば従來からの討幕論者は云ふまでもない、佐幕黨の人々すらも、今や、政權を朝廷に還し奉り、大いに皇基を振起して、列強に伍する堂々たる地歩を獲得すべき大機會だと考ふる様になつて來た。

討幕運動の樞軸 この運動の中心者は、薩摩では西郷隆盛(助吉之)と大久保利通(市)、長州では

木戸孝允(桂小)と山縣有朋(介)と

京都では岩倉具視であつた。而して西郷・大久保の兩人が、藩内の保守黨たる公武合體論者を壓服して、

断然として長州との提携を成しとけたことは、已に前章で述べたが、この提携の成立については、實に木戸孝允の力がまた與つて大きかつたのである。即ち、彼は洛北岩倉村に蟄居謹慎中の身であつたにも拘らず、中山忠能・大原重徳等の同志の公卿や、西郷・大久保・小松(刃)等の愛國の志士と、聲息常に相通することを怠らなかつた。或は太宰府に於ける三條實美等五卿とも、遠く遙かに結託し、或は土佐藩土坂本龍馬や、藝州藩士辻將曹等を説いては、薩長提携の成立に努力せしめ

大政奉還

- 幕府の無力と時論の變化(討幕論者は勿論、佐幕論者すら大政奉還を唱ふ)
- 討幕運動の樞軸(薩州の西郷・大久保、長州の木戸・山縣、京都の岩倉)
- 討幕の密勅(慶應三年十月十三日、薩・長兩藩、小松・西郷・大久保・廣澤)
- 大政返上意見(薩長藩を中心とする大同盟・豊信の鐵案・朝幕を共に生かす)
- 大政返上建白(同年九月、後藤・福岡)
- 二條城會議(十月十三日、在京四十餘藩・義公烈公の秘訓・大義親を減ぼす)
- 政權奉還の上奏文(十四日上奏)
- 勅許(薩長の討幕主張・十五日勅許・家康以來十五代二百六十五年・武家政治七百餘年)
- 萬邦無比の國體・慶喜の勳功

討幕運動

山内豊信の意見

大政返上

王政復古

- 國是議定のために諸侯を召さる「國論の歸趨定まらず」紀州藩等の挽回運動・二條齊敬等の公武合體論・建武に倣ふ人・大寶に倣ふ人「諸侯を召さる」諸藩主・越土肥宇薩の五前藩主・三條實美及び長藩主
- 王政復古の大號令(十二月九日・神武創業の昔に復す)
- 總裁・議定・參與の設置(總裁―有栖川宮熾仁親王・議定―二親王三卿五藩主・參與―上參與と下參與)

岩倉具親と王政維新(玉松操・復古の目的は神武創業の御旨趣に基くにある)

す。源慶喜、累世の威を藉り、閥族の強を恃み、妄りに忠良を賊害し、數々王命を棄絶し、遂に先帝の詔を矯めて、而して懼れず。萬民を濫擧に擠して顧みず。罪惡の至る所、神州まさに傾覆せんとなす。朕、今、民の父母たり。是の賊にして討ぜずんば、何を以て上先帝の靈に謝し、下萬民の深讐に報いんや。是れ朕の

深く憂憤する所、諒闇に在りて而して願みざるは、萬已むを得ざればなり。汝、宜しく朕の心を體し、賊臣、慶喜を殄戮し、以て速かに回天の偉勳を奏し、而して生靈を山嶽の安きに措くべし。此れ朕の願なり。敢て懈ることある無れ。

山内豊信の意見

大政返上の意見 討幕の密勅はやがて藝州藩にも下された。ついでその

他の諸藩にも傳へられて、今や對幕西南諸侯の大同盟が出来上つた。全國土は舉げて悉く修羅の巷に化しやうとしてゐる。こゝに於て前土佐藩主豊信は、將に爆發せんとするこの噴火口上に、身を挺して躍り入り、靜かに道理に立脚し、泰然として正義を唱へ、態度堂々、議論正大、破壊するに共に建設せんとする一大鐵案を提出した。即ち、薩・長は徒らに破壊に急に、會・桑は徒らに維持に傾き、到底兩立を許されなかつたから、彼は、上は朝廷に對し奉りて尊王の實を舉げ、下は幕府に對して奉公の誠を致さんがためには、幕府をして、斷然、大政を朝廷に奉還せしめるに如くものではないと考へた。幕府を滅ぼすか徳川を滅ぼすかの問題に直面しては、寧ろ幕府を倒して徳川を生かすの外に道はないと考へた。

大政返上の建白 慶應三年九月、豊信は建白書を裁し、その臣後藤藤象二郎・福岡孝悌等を上京せしめて、之を慶喜に上らしめた。曰く、

誠惶誠恐、謹みて建言仕り候。……中略……願くば大活眼・大英斷を以て、天下萬民と共に一心協力、公明正大の道理に歸し、萬世に亘りて恥ぢず、萬國に臨みて愧ぢざるの大根底を建てざる可からず。……中略……ただ幾重にも公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの大機會と存じ奉り候。猶又別紙篤と御細覺仰せ付けられ度く、懇々の至情黙止し難く、泣血流涕の至りに堪へず候。

【考察問題】 (一)右の建白書中に、「皇國數百年の國體を一變し」とあるが、「國體」なる文字は穩當でない。何とすべきか。(二)土州老公山内豊信の夫人は、長州公の女である。この間の事情から、老侯が、先きには薩・長の間立ち、今や薩長と幕府との間に立ち、常に穩健な解決に努力した理由の一を了解せよ。

大政返上

二條城會議 豊信の建白書を見るや、慶喜は深く時勢を察して、心ひそかに決斷

する處があつたから、十月十日、まづこの書を越前老侯松平慶永に示して意見を問ひ、ついで十二日、老中以下の幕士を召して之を諮り、かくて愈々十三日、在京四十餘藩の重役を二條城に集めて、最後の大評定を開かした。

されどこの大評定は、評定と云はうより寧ろ諮問であつた。否、諮問と云はうより寧ろ布達であつた。大政返上決斷の趣を、全國の諸藩に傳ふる單なる布達にすぎなかつた。英邁なる哉慶喜。

流石に彼は義公(光)・烈公(昭)の血をうけ、精神をうけ、尊王の大義をうけてをる。抑々、天下の副將軍家たる水戸家には、義公以來、傳へ傳はる秘訓があつた。曰く、「幕府にして萬一、天朝と事を構ふる不幸あらば、わが子孫は、大義親を滅ぼすと云ふ語を、能く能く考へて去就を決せざるべからず。」と。慶喜は實に遺憾なくこの秘訓を奉じたのだ。

政權奉還の上奏文 翌十四日、慶喜は政權の奉還を上奏した。その略に曰く、

皇國時運の沿革を考へ候に、昔玉綱細を解き、相家權を執り、保平の亂、政權武門に移りてより、祖宗に至り、更に亂脊を蒙り、二百餘年子孫相承け、臣其職を奉すと雖も、政刑當を失ふこと少からず、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の致す所、慚懼に堪へず候。況や當今外國の交際、日に盛んなるにより、愈々朝權一途に出で申さず候ては、綱紀立ち難く候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕り候を得ば、必ず海外萬國と並び立つべく候。慶喜、國家に盡す所、是に過ぎずと存じ奉り候。

これ實に薩・長二藩が、討幕の密勅を拜受したのと同日のことである。劍戟に凜らなかつたことは、萬民の大幸であつた。

勅許 されどこの上奏に對する勅許の有無は、俄かに逆睹を許さなかつた。何となれば、當時

薩・長兩藩は、一縱令幕府が大政返上を行ひたればとて、實權は直ちに盡く朝廷に歸するものにはあらず。中外の政治は、尙ほ依然として幕府の手に出づるを免れざるべし。はたして然らんか、朝廷には大政を回復するの名ありてその實なく、幕府には大政を返上するの實なくして、却りてその名を得るの狀況たるべし。是れ決して王政復古の實を奏するものに非ず。維新の大業は、幕府を討ち滅ぼすに非ざるよりは、到底、成就し得ざるべし。」と、飽くまで討幕を主張したからである。然るにも拘らず、朝議はたやすく一決して、翌十五日には、政權奉還の奏請を允許する旨の御沙汰書が下された。曰く、

祖宗以來、御委任厚く御依頼あらせられ候へども、方今、宇内の形勢を考察し、建白の趣旨、尤いに聞こし召され候。猶、天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持し、宸襟を安んじ奉るべく、御沙汰の事。

かくて家康の征夷大將軍拜命以來、十五代・二百六十五年にして、江戸幕府が遂に滅び、政權朝廷にかへりて、萬機親裁の古に復した。さきに源賴朝が、幕府を鎌倉に創めて、武家政治の基を開いてこのかた、實に六百八十餘年である。

萬邦無比の國體・慶喜の勳功 吾等はここに、重ねて慶喜の勳功を稱へずにはをられない。家康は取つて三百年の治を興したが、慶喜は捨て、明治の盛世に第一石をおいた。取るは普通の人情

であるが、捨つるは人情の忍びない所。然らば、大義名分のため、忍び難い人情を忍んだ慶喜の勤功は、遙かに家康の上に在る。否、堯舜の禪讓の美德も及ばない。古今萬國に絶えてその比を見ないと云つても過言ではあるまい。

更に進んで、わが國體の美を謳歌せずにはをられない。二條城の大會議にも、諸侯は慶喜の專斷を鳴らさなかつた。勅許の可否の朝議にも、急進派は討幕をあくまでも主張はしなかつた。事が極めて平和裡に進んだことは、畢竟するに、この大政變が、萬邦無比のわが國體に發動するものであつたに外ならぬ。

【英・米兩國の敵本主義的援助】 當時、佛國の公使は、「日本の主權者は幕府である。吾等は之を扶ければならぬ。」と主張して、軍艦・武器・軍用金等あらゆる援助を、頻りに幕府に申し出で、大いに再舉をすゝめた。然るに之に反して英國の公使は、「否、朝廷が日本の主權者だから、吾等は之を援助し奉らねばならぬ。」と主張した。されど英・米兩國のこの同情は、わが國にとつては極めて危い敵本主義の同情であつた。即ち、佛國では、ナポレオン三世が、「東洋を經營するには、何處か一つの策源地を獲得したい。それについては日本に手をつけるのが第一だ。」等と、頻りにわが國に垂涎し、英國でも亦その公使パークスは、佛國との嫉視反目の關係上、頻りに薩・長に秋波を送つた。もしも朝・幕の何れか一つが、この時自制心を失ふて、援助

を求めてゐたら如何うであらう。わが國は英・佛兩國の競争場となつて、金匱無缺の國體も、遂に瑕瑾を生じてゐたかも知れない。支那と同一視の愚かさを、天下に曝してゐたかも知れない。

王政復古 國是議定のために諸侯を召さる。【國論の歸趨定まらず】 大政すでに朝廷に返還

されたとは云ふものゝ、返上反對論の急先鋒紀州藩の如きは、「返上は將軍の本意に非ざるべし。西國二三の諸侯が、政權を横奪せんとして、この舉に出でたるに相違なし。」とて、親藩及び譜代の重臣等を會合して、密かに徳川氏の勢力の挽回運動を策し、また輔佐中川宮朝彦親王や攝政二條齊敬等は、あくまでも公武合體論をかざして、政權は之を幕府に委任すべきものである。一と主張した。その他、或る者は「建武中興の跡に倣ふべし。」と説き、或者は「大寶の制に則るべし。」と説く等、當時の國論は歸趨全く定まらず、殆んど無政府状態とも云ふべきであつた。

【諸侯を召さる】 よりて朝廷は、國政の大方針を議定せんがために、全國の諸大名の上京を命ぜられた。此の時はまた、前越前藩主松平慶永・前土佐藩主山内豊信・前佐賀藩主鍋島齊正・前宇和島藩主伊達宗城・前薩摩藩主島津久光も、特に上京の命を蒙つた。ついで三條實美等諸卿の罪を赦し、官位を復し、歸京を促し、また毛利敬親等の罪をも赦されたが、之も、彼等をして此の大會議に與からしめ給はんがために外ならぬ。

【考案問題】(一)梧葉存稿中に、「建武中興の振はざりしは、當時の精神にその人なきにより。源親房卿は學識のりて、時の帝の御覺えもめでたかりしかど、その人の所見は、延喜・天祥の跡に復るにありて、神武の古に復ることを知らず。さてこそ公家・武家の間に隙を生ぜしなれ。」とある。この文の眞髓を味へ。(二)王政復古の劃策者たる識者・公卿・大名・浪人等の中には、吉野朝廷の忠臣を大いに敬仰する者が少くなかつた。彼等の復古理想如何。(三)當時の諸侯の中には、「建武中興の様な世となれば、まもなく足利尊氏も出やう。群雄割據も始まるだらう。」等と考へて、密かに己が一藩の富國強兵をはかり、他日の活動の準備をする者も少くなかつた。復古の理想を建武中興におくことの非を、かゝる見地からも考察せよ。

【練習問題】(一)大政奉還の顛末(海兵)。(二)岩倉具視。(三)大政奉還に際しての三傑の活躍。(四)山内豐信(高校)。

第十八章 伏見・鳥羽の戦、明治成長の役

徳川慶喜の不遇及び不平 小御所會議の議決 慶應三年十二月九日、王政復古の大號令の下されたその夜、長くも明治天皇は、總裁・議定・參與・尾越薩長藝土六藩の重臣を小御所に召して、國是議定の大會を開かしめられた。蓋し、徳川慶喜は、大政を已に返上したとは云ふもの、征夷

<p>慶喜の不遇と不平</p> <p>●小御所會議の議決 慶應三年十二月九日、四卿及び薩長藝三藩の主張・尾越土三藩の主張・慶喜の退官納地を議決</p> <p>●議決に對する慶喜の不逞(慶喜の豫期に反し 議決・抗議・退官だけを決定)</p> <p>●幕臣の動搖(慶喜は平靜・部下が動搖)</p> <p>●朝暮の戦の發端(十二月十二日慶喜大阪に退く・その理由・江戸に於ける朝暮の衝突)</p> <p>●慶喜入京せんとす(明治元年正月・討薩表)</p> <p>●勝たずして東に歸る(尾越兩藩の調停・西郷隆盛の躊躇・大村益次郎等の主戦論・伏見鳥羽等に幕軍敗る・征討大將軍嘉彰親王・慶喜江戸に歸る)</p>	<p>伏見・鳥羽の戦</p> <p>●征討の詔・慶喜等の處刑 公卿諸侯をして去就を決せしむ・正月十日征討の詔</p> <p>●江戸征討(征東軍東下)二月・熾仁親王・東海東山北陸の三道及び海軍、慶喜の恭順(榎本武揚等の主戦論・勝安房等は恭順を主張・慶喜寛永寺に恭順、鎮定)官軍江戸郊外に迫る・三月十五日總攻撃の豫定・慶喜の退隱と江戸城等の引き渡し・田安家達</p> <p>●舊幕臣の反抗・順逆の誤・榎本以下の反亂・明治成長の役とは之等諸亂の總稱)</p> <p>●大島圭介(鴻臺・小山・宇都宮・日光・會津)</p> <p>●彰義隊戦争 公現法親王・寛永寺・大村益次郎等之を討つ・敗れて會津)</p> <p>●奥羽平定(松平容保の死守の計)勝安房又は二十餘藩主を介して容保の恭順・若松城に據りて叛す・若松城の強盛、官軍の進發(五月・熾仁親王・白河口・越後口・搦手攻撃軍、若松落城)九月・白虎隊(奥羽平定)奥羽各地の平定・國名の變更</p>	<p>明治成長の役</p> <p>●北地平定(榎本武揚の脱走)仙臺灣・會津からの兵來り投す・函館五稜廓(蝦夷政府)小政府を作る、五稜廓陥落・朝廷への願・二年三月・黒田清隆等討伐・榎本以下降伏</p>
--	---	---

大將軍ミ内大臣との官職、及び、幕府直轄の版籍(土地)人民)は、尙ほ依然として之を所有したから、新政府の施政の劈頭第一に、まづこの處分問題が表はれたのだ。

劈頭を飾るこの會議は、明治維新史上に、特に「小御所會議」なる名を以て稱ばれる程、緊張に緊張、激論に激論の會議であつた。即ち、岩倉(具)・中山(忠)・正親町三條(實)・中御門(之)の四卿、及び、薩・長・藝三藩の君臣等が、飽くまでも強硬、「管に名義のみならず、實權及び實力も併せて新政府に收むべきだ。」と論ずれば、之に對して尾・越・土三藩の君臣等は、「公明正大、俯仰天地に愧ぢざるの處置は、慶喜をして、その官職・版籍を保たしめて、全國諸侯の最上位におき、かつ大政に參割せしむべきことだ。」と論じて降らない。幾度びか缺裂にさへ導かれやうとした。されど結局、尾・越・土三藩の讓歩となり、慶喜をして退官・納地をなさしめることに議決された。

●議決に對する慶喜の不滿「大政返上をさへ全うすれば、徳川氏の社稷は無事安泰なるべし。」と。それが慶喜をはじめ幕臣一般の最初の考であつた。つまり徳川氏も全國三百餘藩中の一大名として、官職を保ち版籍を保ち、安らかに陛下の御治下に立ち得るものと考へてゐた。然るに小御所會議の決定によれば、見事にこの考は裏切られた。はじめ山内豊信は、「幕府を倒すも徳川氏は之を生かす。」云ふ案を提げて、奉還を慶喜に慫慂したのではないか。而もこの案たるや、少くとも默契のある朝議ではなかつたか。

も默契のある朝議ではなかつたか。されば慶喜は、慶永を通じて上書して曰く、「近年に於ける朝廷の御處置は、公平を失ひたるもの頗る多し。蓋し、之れ皆君側を汚す奸人の所爲ならん。故に朝廷にして若し之等の奸人を斥け給はずんば、臣慶喜は従前の如く天下の政治を執行し奉らん。」と。然り、この上書に相違なく、當時に於ける薩・長兩藩は、討幕に急なる餘り、確かに不公平を敢てした。だからまもなく朝議が開かれて、官職のみは返上せしめるが、版籍返上の問題は之を他日に譲るの餘儀なきに至つた。

【考察問題】 全國の諸大名には、まだ版籍奉還の御命令がないのに拘らず、ひとり慶喜に對してはそれが下された。確かに不公平だ。然しまた確かに止むを得ぬ。兩方面よりこのことを考察せよ。

●幕臣の動搖 凡そ喬木の嵐に於けるや、その根幹と枝葉とに於ては、屢々静と動との大反對が表はれるが、當時の幕府はまさしくそれだ。即ち、慶喜は流石に冷靜、臣下に對つて、或は「余、不敏と雖も、朝敵の汚名をうけて、祖先を辱むるは之を欲せず。」と云ひ、また或は「余死せりと聞かば、汝等は爲さんと欲する所を爲せ。然らずんば、妄りに輕舉することある勿れ。」とて、頻りに慰撫に力めたけれど、枝葉たる幕臣が如何うしてそれで満足しやう。就中、三河武士の面目を誇る旗本八萬の士や、佐幕黨の中堅たる會・桑等の藩兵は、劍を撫し腕を扼して國下を騒がし、

殺氣が京都にみちみちた。

○朝幕の戦の發端。こゝに於て慶喜は、松平慶永等の議を聴いて、十二月十二日夜、會津・桑名以下の藩主を従へ、遽かに大阪に退いた。蓋し、京都にゐると、朝幕兩兵の衝突が絶え間なく、人心は日に月に興奮して行くばかりであつたからである。尤も、討幕派の人々は、慶喜のこの行動を以て、「反意を否んで大阪の形勝によるのだ。」と疑つた。甲が是か、乙が非か。斷定は勿論つけ難い。

たまく、江戸に於て、薩摩藩士と巡警の莊内藩士との間に事を生じ、互に相殺戮したとの報が大阪に達した。そこで抑へ鎮めて來た勘忍の袋緒も、今や遂に爆發した。即ち、やがて伏見・鳥羽の戦だ。ひいては明治戊辰の役への導火線だ。

伏見・鳥羽の戦

慶喜入京せんとす。明治元年正月、慶喜は、君側の姦を淨むるを名として、總兵凡そ一萬、會・桑諸藩の兵を先鋒として、將に入京せんと試みた。討薩の表中に曰く、

臣慶喜、謹みて去月九日(小御所會 議の日)以來の御事件を恐察奉り候へば、一々朝廷の御眞意には之れ無く、全く奸臣共(薩摩藩士)の陰謀より出で候は、天下の共に知る所なり。殊に江戸・長崎・野州・相州所々亂暴劫盜に及び候も、同藩の唱導により、東西響應し、皇國を亂し候所業、別紙の通りにて、天人共に憎む所に

御座候間、前文の奸臣ども御引き渡し相成り候様、御汰沙下されたく、萬一御採用相成らば、止むを得ず、殊戮を加へ申すべく候。此の段、謹みて奏聞奉り候。

勝たずして東に歸る。時に尾・越兩藩は頻りに調停をはからうとした。また土州藩の向背も甚だ不明であつたから、流石に西郷隆盛も聊か開戦を躊躇した。けれども大村益次郎や井上馨等の長州藩士が、極力開戦を主張したので、朝議も遂に動かされ、薩・長二藩に命じて、幕軍を伏見・鳥羽等で邀へ撃たしめることとした。

薩・長兩藩の覺悟。もとく薩・長兩藩は、その提携の始めから、あくまで幕府及び徳川氏の討滅を考へてゐる。されば彼等は、豫て雄々しい覺悟を定めてゐた。即ち、「幕府の大軍と戦ふて、萬一にも勝つことが出来なかつたならば、天皇を奉じて山陰道に入り、やがて再舉東上して江戸城を屠らう。」と。かくて行宮の位置までも定めてゐた。

云ふまでもなく官軍は連戦連勝、幕軍をして一步たりとも京都の地に入らせなかつた。乃ち朝廷は、慶喜を更に大阪城に攻めんとて、仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍に任じ、錦旗及び節刀を授け、薩・長・藝三藩の兵を率ゐて、進ましめ給ふた。よりて慶喜は、時勢の遂に非なるを悟り、令を諸軍に傳へて大阪城に入らしめ、己れは松平容保・同定敬等と共に、夜に乗じて、海路を江戸に

はあらず。普天率土、悉く王土に非ざるは莫し。故に之を聖天子に奉ずるは臣子の本分。勤王の第一義なり。而して今日に要する所のものは、閣下の決心に在るのみ。願はくば閣下之を斷ぜよ。」之は勝安房が慶喜を諷めた言葉である(本文は之を戊辰(戦史中に載す)。熱讀して彼の明識を思へ。

●舊幕臣の反抗 然るに舊幕臣の中には、徳川氏に對する舊誼を思ふて、順逆を誤る者が少くなかつた。例へば、榎本武揚だ、大鳥圭介だ、公現法親王を奉ずる彰義隊だ、また會津藩主松平容保だ。各地に何れも亂を作して、少からず官軍を惱ました。「明治戊辰の役」とは之等の諸亂の總稱で、畢竟するに、明治戊辰の年(明治元年)中に起つた諸戰亂の謂である。(前述の●江戸征討は、戊辰の役を導き出した直接的原因であるとしてよからう。)

●大鳥圭介 江戸開城のことあるや、まづ大鳥圭介は、同志二千餘人を率ゐて、江戸郊外鴻の臺(下)に據り、之より進んで小山(野)及び宇都宮の官軍を破り、四月二十五日には日光廟に詣で、氣勢大いにあがつたが、官軍との一大決戦のためにはあまりに兵數が不足だと考へて、會津の若松に入り、松平容保の軍に加はつた。

●彰義隊戰争 また愾徒(慶喜の恭順を憤慨せる兵)の一部は、輪王寺宮公現親王(入道公現親王・公後の北白川)を奉じて、上野の寛永寺に據つた。勿論はじめ西郷隆盛等は、つとめて江戸の騷擾を

避けんがために、百方平和的解決を試みた。けれども頑強にして容易に命を奉じなかつたから、五月十五日、大村益次郎等は、薩・長その他の兵を率ゐて、正門・黒門・新黒門の三面から討ち入つて、遂に賊徒を撃退した。乃ち彼等はまた會津へ落ちて行つた。

●奥羽平定 【松平容保の死守の計】 會津藩主松平容保は、伏見・鳥羽の敗戦後、勝安房などの議を容れて、國についてひたすら恭順の意を表し、また尾張・紀伊・加賀・越前・仙臺・土佐等廿餘藩王によりて朝廷に謝罪した。されど朝議は頑として之を許さず、あくまでその罪を問はうとしたので、彼は遂に意を決し、全藩死を誓つて若松城に立て籠つた。

【考察問題】 朝議は何故に、容保をあくまでも追及し給ふたか。種々の點から考察せよ。

時に若松城は、大鳥圭介をも迎へてをる。輪王寺宮をも戴いてをる。加ふるに津輕・秋田・南部・二本松等廿餘藩から成る奥羽大同盟を後援にもつてをる。「薩長を討ちて君側の姦を淨めよ。」と云ふ彼等の旗幟が、勇ましく會津原頭にひるがへつたのも理だ。

【官軍の進發】 五月十九日、有栖川宮熾仁親王は會津征伐大總督に任ぜられ給ふた。官軍乃ち道を分ちて二つとし、白河口は岩倉具定(初め岩倉具定・中ごろ鷲尾)總督たり、伊地知正治・板垣退助總督たり、薩・長の別隊及び土佐・大垣諸藩の兵が之に従ひ、また越後口は嘉彰親王(初めは高)總

督たり、黒田清隆・山縣有朋參謀たり、薩州・長州・加賀・越前・尾張・松本等の兵が之に従ひ、次第に沿道各地の城を陥れて、齊しく若松城をさして進撃した。加ふるに此の頃、西郷隆盛の劃策に成る搦手攻撃の官軍は、或は陸前に陸中に、また羽前に羽後に、隨時隨所に顯はれて、微塵に同盟を切り崩した。されば若松城は、まさに孤立無援に陥つた。十重二十重の圍をうけた。命旦夕に迫つたわけだ。

【若松落城】 九月十四日から凡そ三晝夜、敵味方攻防の激戦は續けられた。老幼婦女に至るまで、よく劍戟を取つた會津軍の凛々しさよ。順逆をこそ誤つたれ、主君に捧ぐる忠義の心に變りはない。あゝ、若しも彼等が、孤立無援に陥るこがなかつたならば。十重二十重の圍みをうけなかつたならば。鬱勃たる敵愾心は、遂には北日本を風靡して、朝幕間に南北戦争を誘致しなかつたとも保し難い。建國後まもない頃の合衆國等の覆轍をふんで。

【白虎隊】 はじめ會津藩が、その軍隊編制を整ふるや、約五十歳以上の者を以て玄武隊、約三十六歳以上の者を以て青龍隊、約十八歳以上の者を以て朱雀隊、約十五歳以上の者を以て白虎隊を組織した。かの飯盛山によち登り、遙かに鶴城を伏し拜みつつ、深く君と國とに殉じた十六人(或は十九人)の勇少年は、實にこの白虎隊中の一部の人々であつた。左の詩を吟ぜよ。

秋月 章 軒

少年團結白虎隊、	國歩艱難成要塞、	大軍突如風雨來、
殺氣慘澹白日暗、	擊鼓喧闐百雷震、	巨砲連發僇屍堆、
殊死突陣怒髮立、	縱橫奮擊一面開、	時不利兮戰且退、
身裹瘡痍口含藥、	腹背皆敵將何行、	杖劍間行攀丘岳、
南望鶴城砲煙颯、	痛哭歛淚且彷徨、	宗社亡兮我事畢、
十有六人屠腹僇、	俯仰此十有七年、	畫之文之世間傳、
忠烈赫赫如前日、	壓倒田橫麾下賢、	

【奥羽平定】 松平容保父子は城を出で、降つた。また之を前後して、その同盟諸藩も相次いで歸順したから、十二月には、陸奥を分ちて磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五國とし、出羽を分ちて羽前・羽後の二國とされた。かくて奥羽の地が全く平定した。

【北地平定】 「榎本武揚の脱走」 江戸開城の時、また榎本武揚は、幕府の軍艦の一部を率ゐて脱走し、仙臺灣に泊してゐるが、やがて若松城の陥るや、大島圭介及び會桑等の脱藩兵二千餘を迎へて、相共に函館に遁れ、その地の五稜廓に據つた。

【蝦夷政府】 武揚はやがて函館に於て、宛然たる一小政府を形成した。即ち、投票によつて、武

揚自ら總裁たり、松平太郎は副總裁たり、大鳥圭介は陸軍奉行、荒井郁之助は海軍奉行たり、その他、現今の内閣各省に類するものを概ね備へ、甚だしきは、各國領事と應酬して、交易を修め、外交をさへ結んでゐた。許す可からざる不逞の心だ。

【獨立の政府として承認さる】 十一月中旬(明治元年)英國軍艦サトリット・佛國軍艦ウエニコス、横濱より來港。……中略……此方よりは榎本・永井兩人相會せしに、其席上、艦將一箇の書面を取りだし、兩國横濱在留公使の指圖にて、今より蝦夷島をデファクトウの政府(現在政權を握れ)と定めたる旨を讀み聞かせたり。米・魯等の國々よりは、別に申し送りたる事なけれども、英・佛すでにデファクトウと定めたる上は、元より同意なること明かなれば、各國士官等わが軍艦に來る時は、その國旗を掲げて禮を盡し、祝砲をうちて共に懇篤の交はりを爲せり。

右の次第故に、朝廷より賊名は下されたれども、外國にては之に反して一政府と議定し、決してレペリヨ人(謀叛人)の名をつけざること明かなり。(南柯紀行)

【五稜廓陥落】 かくて彼等は、一書を朝廷に上つて、「蝦夷地を開拓し、かつ皇國北門の鎖鑰たるんことを願ひ出た。同時に英・佛兩國も、また彼等のために、その上書の御聽許を願ひ出た。されど順逆を誤れる彼等の願を、どうして聽くことが出來やうぞ。魔心を包藏む英・佛の願をどうして

許すことが出來やうぞ。明治二年三月、朝廷は、黒田清隆・山田顯義の諸將を遣はし、海陸相率ゐて五稜廓を攻めしめ給ひ、かつ懇ろに順逆を説かしめ給ふた。よりに、さしにも頑強であつた彼等も、こゝに於て漸く悟る所あり、五月十八日、榎本・松平・大鳥・荒井以下悉く出で、降つた。

【練習問題】 (一)伏見・鳥羽の戦(陸士)。 (二)江戸開城の顛末(高校)。 (三)彰義隊。 (四)榎本武揚(海兵)。 (五)大鳥圭介。 (六)五稜廓。 (七)明治戊辰の役(高師)。

近世史概括問題

時代の区分に關する問題

一、近世(徳川家康が幕府を江戸に開いてから、第十五代將軍慶喜が大政を奉還するまで)は、學者によりて、之を左の三期に區分する。理由如何。

江戸幕府創業期、第百六代後陽成天皇の慶長八年より、第百九代後光明天皇の御代の末年に至るまで、即ち、家康の江戸幕府開始より、三代將軍家光の代の終りに至る間にして、(一)家康の天下一統・幕府職制の整頓及び權威の確立、(二)邦人の海外雄飛・天主教の嚴禁及び鎖國主義の遂行等の諸事件を含む時代。

江戸幕府隆盛期、第九代後光明天皇の御代の末年より、第二十代孝明天皇の嘉永六年に至るまで、即ち、四代將軍家綱より、十二代將軍家慶までの間に於て、(一)豪華淫靡の元祿風の醸成・新井君美の改革・八代吉宗の中興・田沼意次父子の専横・寛政の治、(二)佛教文物の興隆・國學及び尊王論の勃興・西洋學術の傳來・露英人の來航、(三)幕府の衰運を早めた天保改革等の諸事件を含む時代。

江戸幕府衰亡期、第二十代孝明天皇の嘉永六年より、明治天皇の慶應三年に至るまで、即ち、家慶の末年より、十五代慶喜の大政奉還に至る間に於て、米嶽使節の來朝・開國攘夷兩論の沸騰・假條約の調印及び安政の大獄・長州征伐・大政奉還・伏見鳥羽の戦及び明治戊辰の役等の諸事件を含む時代。

時代の特徵に關する問題

- 一、江戸幕府二百六十五年間は、武家政治がはじまつてこのかた、未曾有の泰平の世であつた。然らばこの泰平をなした理由如何。
- 二、江戸幕府創業期は、内では幕府の基礎が確立し、外に向つては國民の海外雄飛が頗るめざましい時代であつた。よりて問ふ。(一)江戸幕府の基礎確立の次第。(二)當時の國民の海外雄飛の原因及びその狀況。(三)鎖國主義を宣した理由及び同主義が幕府の自衛手段として必要な所以。
- 三、江戸幕府隆盛期は、元祿・享保・寛政の三時代を中心として、政權に文化に、最も華やかな時代であつた。されどまた興中に亡の萌^ものあるは世の習ひ。かかる時代に於て、幕府衰滅の諸因素は、已に内外兩方

面から、徐ろに迫りつつあつた。よりて問ふ。(一)政權及び文化の關聯の次第。(二)この關聯に伴ふて内部的腐敗が醗酵されて行つた次第。(三)鎖國主義に對する國家主義又は世界主義の衝突概略。

四、江戸幕府衰亡期は、云ふまでもなく、幕府の顛覆と王政復古との時代である。よりて問ふ。本期に於ける政權の推移變動の概況を。

諸種の問題(左記の各項についで述べよ)

- (一)慶長年間における我が國情如何(高商)。(外語・専檢)。
- (二)信長・秀吉・家康三雄の施政方針を比較せよ。(陸士)。
- (三)徳川時代初期の外交を概述せよ(陸士・高商・海兵)。
- (四)歐羅巴人の日本來航の次第を述べよ(高工)。
- (五)足利末より明治維新までの間に於てわが國に來航した西洋人十名を挙げよ(海機)。
- (六)徳川時代の外交狀況如何(高商)。
- (七)徳川時代わが國と西洋との交通一般を述べよ。
- (八)徳川時代における日蘭關係如何(海機)。
- (九)奈良時代・平安時代・江戸時代の漢學の概況並びに相違の點を問ふ(陸士)。
- (十)尊王論勃興の次第を述べよ(高師・女高師)。
- (十一)江戸時代の洋學について記せ(海兵・美術)。
- (十二)蘭學の興起と開國說との關係如何(陸士)。
- (十三)わが國開港の顛末を詳述せよ(商船)。
- (十四)神奈川條約の概要及びその締結の由來を述べよ。

- ふよ(高師)。
- (十五) 下田に關する史實を述べよ(高校)。
- (十六) 安政五年の假條約締結の由來如何(高校)。
- (十七) 嘉永・安政の國難につきふよ(高商)。
- (十八) 徳川家茂を中心として當時の大勢を述べよ
- (十九) 維新の原因如何(高校・海校)。
- (二十) 王政復古の始末を述べよ(商船)。
- (廿一) 大化改新と明治維新との異同點を問ふ(陸士)。
- (廿二) 建武中興と明治維新とを比較し論評せよ
- (廿三) わが國政治變遷の大要を述べよ(海校)。

近 世 史 年 表

(一) 代 時 府 幕 戸 江	
(1) 期 業 創 府 幕 戸 江	
107 後水尾 <small>ごみづのを</small>	106 後陽成 <small>ごやうせい</small>
<p>同 同</p> <p>同 (同) ……五山十刹法度を制す</p> <p>同 二(二二七六) ……家康薨去。東照權現の神號を賜はる</p>	<p>慶長 五(二二六〇) ……蘭人アダムス江戸に來る。關ヶ原の戦</p> <p>同 八(二二六三) ……徳川家康征夷大將軍に任ぜらる</p> <p>同 一〇(二二六五) ……朝鮮との交通再び開く。秀忠征夷大將軍に任ぜらる</p> <p>同 一四(二二六九) ……島津家久琉球を降す。蘭人に通商を許す</p> <p>同 一六(二二七一) ……四月十二日後水尾天皇即位し給ふ</p> <p>同 一七(二二七二) ……天主教堂を毀ち布教を嚴禁す。秀頼再建の京都大佛成る</p> <p>同 一八(二二七三) ……英人に通商を許す。支倉常長ローマへ赴く</p> <p>同 一九(二二七四) ……京都大佛殿の鐘成る。大阪冬の役</p> <p>元和 元(二二七五) ……大阪夏の役(豊臣氏滅亡)。武家諸法度。公家諸法度を頒つ</p>

江戶幕府時代(二)

江戶幕府創業期(2)

108 明正

元和 三(二二七七)……家康を日光山に改葬す
 同 六(二二八〇)……徳川秀忠の女御子入内して女御となる。支倉常長歸朝
 同 九(二二八三)……家光征夷大將軍に任ぜらる
 寛永 元(二二八四)……日光陽明門成る。女御和子中宮となる
 同 二(二二八五)……僧天海をして上野忍岡に寛永寺を建てしむ
 同 六(二二八九)……山田長政暹羅使に託して方物を献す。踏繪の令を發す
 同 (同)……位を皇女(明正天皇)に譲り給ふ
 同 七(二二九〇)……洋書の輸入を禁す
 同 九(二二九二)……林道春聖堂を忍岡に建つ
 同 一〇(二二九三)……重ねて切支丹宗殿禁の令を發す(爾後數回禁令を重ぬ)
 同 一一(二二九四)……異國渡航を禁す。長崎出島を築く
 同 一二(二二九五)……参觀交代の制を定む
 同 一四(二二九七)……島原の亂起る(明年平定)
 同 一六(二二九九)……外國貿易を禁じ關人と支那人とのみに通商を許す

江戶幕府時代(三)

江戶幕府隆盛期(1) 江戶幕府創業期(3)

111 靈元

110 後西院

109 後光明

寛永二〇(二三〇三)……十月廿一日後光明天皇即位し給ふ
 慶安 三(二三一〇)……町奴幡隨院長兵衛殺さる
 同 四(二三一一)……徳川家光薨去。家綱征夷大將軍に任ぜらる
 同 (同)……由井正雪等の陰謀(成らずして殺さる)
 承應 元(二三一二)……別木庄右衛門等の陰謀(同)
 同 三(二三一四)……玉川上水竣工す。明僧隱元來る。後西院天皇踐祚
 明暦 三(二三一七)……徳川光圀大日本史の編纂をはじめむ
 萬治 元(二三一八)……鄭成功援けを求む
 寛文 三(二三二三)……四月廿六日靈元天皇踐祚し給ふ
 同 六(二三二六)……山鹿素行を赤穂に配す
 同 一二(二三三二)……光圀はじめて彰考館を開く
 延寶 八(二三四〇)……綱吉征夷大將軍に任ぜらる。大老酒井忠清やめらる
 貞享 元(二三四四)……若年寄稻葉正休、大老堀田正俊を刺す
 同 四(二三四七)……頼朝の令を發す(後屢々令を重ぬ)
 同 (同)……四月廿八日東山天皇即位し給ふ

江戶幕府時代(四)

江戶幕府隆盛期(2)

112 東山

元祿 三(二三五〇)……忍岡の聖堂を湯島に移す
 同 四(二三五一)……林信篤大學頭に任ぜらる
 同 五(二三五二)……徳川光圀、楠木正成の碑を淺川に建
 同 一三(二三六〇)……光圀薨去
 同 一四(二三六一)……淺野長矩、吉良義央を殿中にて傷づ
 同 一五(二三六二)……赤穂義士の復讐(翌年死を賜ふ)
 寛永 六(二三六九)……家宣征夷大將軍に任ぜらる。新井君
 美を登用す
 同 (同)……六月中御門天皇即位し給ふ
 正徳 三(二三七三)……家繼征夷大將軍に任ぜらる
 享保 元(二三七六)……吉宗征夷大將軍に任ぜらる
 同 三(二三七八)……東山天皇の皇子直仁に親王を宣下す
 同 五(二三八〇)……切支丹宗以外の洋書の購讀を許す
 同 八(二三八三)……足高の制を定む
 同 九(二三八四)……近松門左衛門没す
 同 一五(二三九〇)……吉宗、子宗武に田安邸を興ふ(田安
 家の祖)

113 中御門

114 櫻町

115 桃園

116 後櫻町

117 後桃園

享保 二〇(二三九五)……三月廿一日、櫻町天皇受禪(十一月三日即位)
 元文 五(二四〇〇)……吉宗、千宗尹に江戸城一つ橋内の邸を興ふ(一)橋家の祖
 延享 元(二四〇四)……甘藷の栽培・砂糖の製法を講ぜしむ。青木昆陽蘭學を學ぶ
 同 二(二四〇五)……家重征夷大將軍に任ぜらる
 同 四(二四〇七)……五月二日桃園天皇受禪(九月廿一日即位)
 寶曆 七(二四一七)……此のころ杉田玄白西洋外科術を唱ふ
 同 九(二四一九)……竹内式部尊王論を唱へて罰さる
 同 (同)……家重、子重好に江戸城清水門内の邸を興ふ(清水家の祖)
 同 一〇(二四二〇)……家治征夷大將軍に任ぜらる
 同 一三(二四二三)……十一月廿七日後櫻町天皇即位し給ふ(前年七月廿七日踐祚)
 明和 四(二四二七)……藤井右門・山縣大貳等罰せらる
 同 八(二四三一)……四月廿八日後桃園天皇即位(前年十一月踐祚)
 安永 元(二四三二)……田沼意次老中となる

江戶幕府時代(五)

江戶幕府隆盛期(3)

江戶幕府時代(六)

江戶幕府隆盛期(4)

118 光

格

安永 七(二四三八)……ロシア人國後島に来る
 同 九(二四四〇)……十二月四日光格天皇即位し給ふ(前年十一月廿五日踐祚)
 天明 四(二四四四)……佐野政言、田沼意知を傷づく
 同 六(二四四六)……田沼意次黜けらる
 同 七(二四四七)……家齊征夷大將軍に任ぜらる。松平定信老中となる
 同 八(二四四八)……皇居炎上す
 寛政 二(二四五〇)……備荒儲蓄米を命ず。皇居成る
 同 四(二四五二)……林子平罰せらる。ロシア船根室に来る
 同 五(二四五三)……松平定信豆相房の沿岸を巡視す。高山彦九郎自殺す
 同 九(二四五七)……昌平坂問所を官立とす
 同 一〇(二四五八)……近藤守重蝦夷地を巡視す
 同 一一(二四六〇)……伊能忠敬蝦夷地の測量を始め(後全國に及ぶ)
 享和 元(二四六一)……本居宣長没す
 同 二(二四六二)……蝦夷奉行をおきついで函館奉行と改む

江戶幕府時代(七)

江戶幕府衰亡期(1)

江戶幕府隆盛期(5)

119 仁

孝

享和 三(二四六三)……心學者中澤道二没す。蘭醫前野良澤没す
 文化 元(二四六四)……ロシアの使節長崎に来る
 同 四(二四六七)……ロシア人北海に寇す。函館奉行を松前奉行と改む
 同 五(二四六八)……間宮林蔵樺太を探検す。英人長崎に來りて亂暴す
 同 一四(二四七七)……三月廿一日仁孝天皇受禪(九月廿一日即位)
 文政 八(二四八五)……外國船撃攘の令を發す
 天保 八(二四九七)……大鹽平八郎亂を大阪に作す。家康征夷大將軍に任ぜらる
 同 一〇(二四九九)……渡邊華山・高野長英罰せらる
 同 一三(二五〇二)……外國船撃攘の令を弛む
 弘化 三(二五〇六)……二月十三日孝明天皇踐祚し給ふ。米國使節ビッドル來る
 嘉永 五(二五一二)……明治天皇御降誕
 同 六(二五一三)……ペリー(米使)來朝。プチャチン(露使)來朝。家定將軍となる
 安政 元(二五一四)……ペリー再來。神奈川條約締結。吉田松

江戸幕府時代(八)

江戸幕府衰亡期(2)

120 孝

明

安政 元(二五二四)……日章旗を日本國總船印と定む
 同 三(二五二六)……ハリス下田に來り駐劄す(翌年將軍に調す)
 同 五(二五二八)……堀田正睦上京して條約の勅許を奏請す。井伊直弼大老となる
 同 (同) ……假條約調印。安政の大獄。家茂征夷大將軍に任ぜらる
 萬延 元(二五二〇)……櫻田門の變
 文久 元(二五二二)……親子内親王、將軍家茂に降嫁あらせらる
 同 二(二五二二)……阪下門の變。島津久光入京。勅使大原重徳の東下
 同 (同) ……生麥の變。別勅使三條實美の東下
 同 三(二五二三)……將軍家茂上洛。男山行幸(攘夷期を五月十日と定む)
 同 (同) ……長州藩外國船を砲撃す。英艦鹿兒島を來り攻む。七卿落
 元治 元(二五二四)……幕府及び水戸藩への勅諭下る。元治の變。長州征伐
 慶應 元(二五二五)……長州再征。條約勅許

陰捕へらる。

121 明

治

慶應 二(二五二六)……將軍家茂薨去。勅により征長軍停止。慶喜征夷大將軍に任ぜらる
 同 (同) ……孝明天皇崩御(太陽曆推歩翌年一月廿日)
 同 三(二五二七)……一月九日明治天皇踐祚。大政奉還。王政復古の大號令
 明治 元(二五二八)……伏見・鳥羽の戰。江戸城征討。若松城陷落。奥羽平定
 同 二(二五二九)……榎本武揚等降り。ここに維新の戰亂終熄す

孝明天皇御製

ぬば玉の夜すがら冬の寒きにもつれて偲ぶは國民のこと

戈とりて守れものふ九重の御階の櫻風そよぐなり

あぢきなやまたあぢきなや葦原の頼むかひなき武藏野の原

朝夕に民やすかれと思ふ身のかかることくにの船

第五編 現代

第一章 明治の新政

明治天皇踐祚 第百廿一代明治天皇は、御名は睦仁、孝明天皇の第二皇子にましまし、慶應三年（二五二七年）、正月九日、御齡十六にて、寶祚をお踐み遊ばした。

【考察問題】（一）明治維新は、國體の變動ではなくて、單に政體の變動である。従つて支那の「革命」や英語の *Revolution* (Revolution) 等とは、大いに意義を異にする。この間の事情を考察せよ。（二）「維新」の語義は、英語であるなら、レストレーションだ、王政復古だ。西洋史上に於ける *Revolution* の例を知るあらば云へ。（三）王政復古的運動は、「明治維新」以外にもなほ澤山ある。大化改新だ、後白河法皇の院政御創始だ、鳥羽上皇の承久の一件だ、後醍醐天皇の建武中興だ、徳川時代にすら後水尾・後光明・桃園の諸天皇はこの運動を企てられた。されど大化改新と明治維新との外は、多くは皆失敗に終つてゐる。失敗の理由各々如何。

官制

三職 慶應三年十二月、王政復古の大号令の降下と同時に、官制にも大刷新が行はれ

明治天皇踐祚(慶應三年正月九日)

官制 三職(同十二月、總裁・議定・參與)

理由・太政官・三職七科(明治元年正月、改革の)

三職・八局(同三月、三職・總裁局及び神内

外軍會刑制の八局)

徵士・貢士(同月、徵士は諸藩士及び都鄙

より、貢士は大中小各藩より拔擢)

御誓文を宣し給ふ(同三月十四日・全文)

公卿諸侯の誓約(誓約文に署名)

御誓文の意義(尊王思想・討幕思想・攘夷

思想・維新洪謨の大本・維新中興の赤幟)

三權分立の制(同四月、太政官を七官に

議政官は立法・刑法官は司法・他は行法)

地方三治の制(朝廷の直轄地及び舊幕領

を「府」「縣」諸侯の土地を「藩」)

明治の

官制改革

五箇條御誓文

官制改革

地方三治の制

三職

御誓文

公卿諸侯の誓約

御誓文の意義

三權分立の制

徵士・貢士

外軍會刑制の八局

理由・太政官・三職七科

三職(同十二月、總裁・議定・參與)

明治天皇踐祚(慶應三年正月九日)

新政

即位 御即位の大禮(同八月廿七日)

一世一元(同九月、改元と一世一元の詔)

難波遷都の議(遷都の必要・大久保利通の

議・元年三月難波行幸)

江戸遷都の議(同七月・江戸遷都の詔)

東京奠都(同十月東京入城・東京遷都反対

論・十一月京都遷幸・翌二年三月東京入城)

皇后册立(元年十二月)

二年七月・大寶令に則る・官制漸く整頓す

二官・六省(二官・民大兵刑宮外の六省)

その他(待詔院・集議院・大學校・彈正臺・

開拓使・按察使等)

三位階(十八階)

官制改革 四年七月二官・太政官に正院・在院・右院)

大兵司宮外工文の七省

に相當する。

議定 宮・公卿・諸侯を以て之に任ずる。各科の事務を總督し、また議政の事に當る。故に一つには今日の

て、従来の攝・關・幕府等は之を悉く廢絶して、新たに總裁・議定・參與の三職がおかれた。(前に述べた)。

太政官及び三職七科 然るに翌明治元年正月には、また此の官制に改革が加へられた。之れ、一つには右大臣近衛忠房等が、「太政官・八省を興して、王室の古制に復せしむべき」ことを唱導したからであり、二つには伏見・鳥羽の戦が終り、徳川慶喜も東走して、近畿・西國の地が概ね平定したからである。即ち、まづ太政官代を設けて大政の出づる所とし、ついで職制を整へ、太政

官中に神祇・内國・外國・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を分設して一切の行政事務を掌らしめ、各科には事務總督(海陸軍は軍務總督)をおき、議定を以て督・制度は察總督)をおき、議定を以て之に任じ、各事務總督の下には事務掛(海陸軍は軍務)をおき、參與(神祇科は掛・制度は察掛)をおき、參與(除外例)を以て之に任じた。而して總裁は、之等の總ての上に立つて、立法及び行政を總理した。約言すれば三職・七科の制である。左に表示する。

【三 職】

總裁 宮を以て之に任ずる。萬機を總理し、今日の凡そ内閣總理大臣

各省大臣に相當し、二つには帝國議會議員に相當する。
參與、公卿・諸藩士の俊秀な者を以て之に任ずる。事務總督を助けて、各科の事務を分掌するから、凡そ今日の大、大臣、次官又は參與官等に相當する。

【七科】

神祇 神祇事務總督としては議定中山忠能等、神祇事務掛としては六人部雅樂等が任ぜられた。その掌る所は神祇・祭祀・祝部・神部等であるから、凡そ今日の内務省神祇局等に相當する。
内國 内國事務總督(議定正親町三條實愛等)、内國事務掛(參與大久保利通等)、職掌(京畿の庶務・諸國の水陸運輸・驛路・開市・都城・港口・鎮臺・市尹等)。今日の凡そ内務省。
外國 外國事務總督(議定三條實美等)、外國事務掛(參與後藤象二郎等)、職掌(外國との交際・條約・貿易・拓地・育民等)。今日の凡そ外務省。
海陸軍 海陸軍務總督(議定島津忠義等)、海陸軍務掛(參與西郷隆盛等)、職掌(海軍・陸軍・練兵・守衛總急軍務等)。今日の凡そ海軍省・陸軍省。
會計 會計事務總督(議定岩倉具視等)、會計事務掛(參與三岡公正等)、職掌(戸口・賦役・金穀・用度・貢獻・膏膳・秩祿・倉庫等)。今日の凡そ大藏省。

刑法 刑法事務總督(議定長谷篤篤等)。刑法事務掛(參與十時維惠等)。職掌 監禁・糺彈・捕亡・斷獄・處刑等)。
今日の凡そ司法省。

制度 制度察總督(參與萬里小路博房等)。制度察掛(參與福岡孝悌等)。職掌(官職・制度・名分・儀制・撥叙・考課・諸規則等)。今日の凡そ法制局・樞密院)。

【考察問題】 (一) 以上三職・七科を通覽するに、教育・衛生・産業等の如き平和的施設は、なほ之を缺いてゐる。新政府草創の際として、之等に及ぶ遠がなかつたらう。考察せよ。(二) 神祇科を七科中の首位とした理由如何。

官制の改革(一) ●三職・八局 この年二月、更に官制の改革があつた。従來の七科を悉く局

に改め、且つ別に總裁局を置いたから、ここに三職・八局(總裁・議定・參與の三職、總裁・神祇・内國・外國・軍防・會計・刑法・制度の八局)となつた譯だ。而して總裁局には總裁・副總裁・輔弼・顧問・辨事・史官等の諸官をおき、神祇局以下の七局には、各々、督・輔・判事・權判事等の諸官をおき、總裁の官には總裁を、副總裁・督・輔の諸官には議定を、その他の諸官には參與を以て任命した。
●徵士・貢士 またこの月、門閥の官職を世襲せる弊習を打破して、徵士・貢士の制を整へた。徵士

は定員なく、諸藩士及び都鄙の有才のものを選舉拔擢し、貢士は大藩(四十萬石以上)から三名づつ、中藩(十萬石以上)から二名づつ、小藩(一萬石以上)から一名づつを探り、選定は専ら藩主に任せられた。徴士・貢士制採用の理由は外でもない。國家萬般の政務を、公議輿論によりて決せしめんがためである。

五箇條の誓文 御誓文を宣し給ふ 三月十四日(明治元年) 明治天皇は、公卿・諸侯を紫宸殿(殿)に召し、親しく天神地祇を祭り、五事を誓約し、且つ之を群臣に宣し給ふた。宣はく、

- 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし
 - 一、上下心を一にして盛に綸を行ふべし
 - 一、官武一途庶民に至る迄各々其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
 - 一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
 - 一、智識を世界に求め大いに皇基を振起すべし
- 我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き協心努力せよ。

公卿・諸侯、御誓文の御旨趣に誓約し奉る。御誓文を宣し終り給ふや、會同の公卿・諸侯は、一

入づつ中央に進み、まづ神位を拜し、次ぎに玉座を拜し、而してのち筆をとりて誓約文に署名し、以て勅旨を服膺し、宸標を安んぜん」と誓ひ奉つた。その誓約文は、

勅意宏遠、誠以て威銘に堪へず。今日の急務・永世の基礎、此の他に出づべからず。臣等謹んで勅旨を奉戴し、死を誓ひ、履勉從事、莫はくば以て宸標を安んじ奉らん。

慶應四年戊辰三月

總裁 名印、公卿・諸侯 各名印

御誓文の意義 謹みて案んじ奉るに、五箇條の御誓文は、かの聖德太子の十七條の憲法等と同様で、國家の單なる一法制或は一憲章にまどまるものでは決してなく、ペリーの來朝から伏見鳥羽の戦までの頃に於て、次第に醗酵され培養された尊王思想や討幕思想や攘夷思想等が、ここに蔚然として發芽し生育し、絢爛の美を競ふて咲き出でた五月の野にも譬ふべきものだ。即ち、尊王思想は、或は皇室中心思想、或は中央集權思想、或は國家統一思想等の形をとつて、第一條(廣く會議を興し萬機公論に決すべし)・第五條(智識を世界に求め大いに皇基を振起すべし)等に躍如として表はれ、討幕思想は、階級打破の思想・民權自由平等の思想等に姿をかへて、第三條(官武一途庶民に至る迄各々其志を遂げん)・第四條(舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし)・第一條等に、また攘夷思想は、防禦的・消極的な攘夷の舊套を脱ぎ棄てて、攻撃的・積極的な進取主義・帝國主義等の新裝をこらして、第二條(上下心を一にして盛に綸を行ふべし)・第五條等に、そ

れ、躍然たる面目を發揮してゐるではないか。換言すれば、五箇條の御誓文は、維新洪謨の大
本である。明治・大正の國民の向ふ所を標示する赤幟である。立憲政體の確立も、國運の急激的進
展も、その基礎をここに置いてゐると云つても過言ではない。

【考察問題】 (一) 御誓文の御旨趣に、もし國際主義的色彩が乏しいとすれば、それは全く當時の世界思潮の
影響だ。歴史哲學的評價に際しては、評價の一標準とし、必ず時代思潮をも考慮するものなることを知
れ。(二) 王政復古の大號令から、五箇條の御誓文への進展は、或る意味に於て、「背進」を以て復古の目的
を達せんとした時代から、「前進」を以て復古の目的を達せんとする時代への進展である。大號令と御誓
文とを比較考察せよ。(三) 御誓文は、世界最古の我國を、世界最年少・最氣鋭の國に若返らしめた。國は古
くて氣は若い。そこに我國民と國家との洋々たる前途が横はる。諸外國と比較して之を考察玩味せよ。

官制の改革(二) 三權分立の制 同年四月、御誓文の御旨趣に基いて政體書を頒分し、太
政官を分ちて議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官とせられた。議政官は、上・下二局から
成つて、専ら「立法」の權を掌り、刑法官は「司法」の權を掌り、他の各官は「行法」の權を掌
るから、世に之を三權分立の制とも稱する。抑々この三權の分掌は、我が政治史上の一大進歩に
して、他日儼然たる立憲政治に入るの大業は、實にその大綱をここに得たのである。

太政官

立法部—議政官(上局・下局) 上局は親王・諸王・公卿・諸侯及び士庶人の參與を以て組織し、
行法部—行政・神祇・會計・軍務・外國の五官 下局は貢士を以て組織する。
司法部—刑法官

【考察問題】 (一) 右の三權分立制を、現行官制に於ける三權分立制と比較考察せよ。(二) 明治元年閏四月に
頒布された政體書中に、「天下の權力、總て之を太政官に歸す。則ち、政令二途に出づるの患なからしむ。
太政官の權力を分ちて、立法・行法・司法の三權とす。則ち、偏重の患なからしむるなり。」とある。三權分
立制を定めた所以を知れ。

地方三治の制 同じく閏四月には、また地方政治の整頓が行はれた。即ち、從來の朝廷の直轄
地、及び、新たに收めた舊幕府並びに舊幕臣(萬石以下の幕臣、即ち大名でない者)の領土は、之を分ちて「府」「縣」の
二つとなし、知事をして治めしめ、また全國の大小各「藩」は、その藩主に藩治職制を賜はり、門
閥を論ぜず、専ら人材を擧用し、その黜陟は奏上して旨を承けしむることとせられた。ここに於
て、地方政治に府・藩・縣の三様式が出来た。故を以て地方三治の制とは云ふ。

【藩治職制】 藩治職制の頒布は、各藩主をして、區々の政治をなさしめず、朝旨に叶ひ奉れる同軌の政治を

なましめんがためのものであつた。その略に曰く、

執政 朝政を體認し、藩主を輔佐するを掌り、一藩の紀綱政事、總べざるなし。

參政 政事に參するを掌る。一藩の庶政、與り聞かざるなし。

公議人 朝命を奉承するを掌り、國論に代りて議員に備はる。

一、執政・參政は藩主の任する所なりと雖も、從來沿襲の門閥に拘らず、人材を登庸し、務めて公事を旨し、其の人員・黜陟等、時々太政官に達すべし。

一、公議人は執政・參政の中より選出すべし。

【府・藩・縣】 (府計九) 京都・奈良・大阪・度會・甲府・東京・新潟・長崎・函館。 (縣計二〇) 堺・兵庫・三

河・神奈川・大津・佐渡等。 (藩計二七三) 「大藩八」 静岡・名古屋・金澤・和歌山・廣島・福岡・熊本・鹿兒

島。 「中藩四二」 仙臺・水戸・福井・岡山・山口・高知・佐賀等。 「小藩一二三」 省略する。

【考察問題】 地方三治の制を以て、完全な全國劃一の政治が行はれ得るや、否や。若し行はれ得ないとすれば、その缺點は何處にあるか。

御即位 御即位の大禮 八月廿七日(太陽曆推歩) 十月十二日(紫宸殿にて即位の大禮を擧げさせ給ふ。そ

の御式は、つとめて支那傳來の舊典を斥けて、天智天皇以前の古制に則り、かつ新政の綱領に基

いたものであつた。時に聖算十七歳。

【考察問題】 この即位の大禮に際しては、紫宸殿南階に距りて、地球儀をおかせられた。観慮如何。

●一世一元 九月八日、慶應四年を以て、明治元年とし、一世一元の制を定め、吉凶・禍福等の事によりて、御一代の中と雖も屢々改元(元號を改める)ありし舊慣を改められた。

【改元及び一世一元の詔】 ……朕、否徳と雖も、幸に祖宗の靈に頼りて鴻緒を承け、躬萬機の政を親らす。乃ち元を改めて、海内億兆と與に、更始一新せんと欲す。其れ慶應四年を改めて明治元年となし、今より以後、舊制を革易し、一世一元を以て永式となさん。主者、施行せよ。

東京奠都 難波遷都の議 凡そ遷都は、維新の政に伴ふ極めて必須の事業である。かの天智

天皇の大津遷都や、元明天皇の奈良遷都や、桓武天皇の平安遷都等を回想せよ。積弊一洗・更始一新の政をなすについては、舊都を去つて新都を求めることが、如何に必要であるかと云ふ事を知り得るだらう。さればこそ大久保利通は、明治元年正月、伏見・烏羽の戦が終り、慶喜が大阪城を遁れて東に歸るや、早くも遷都の議を上つた。曰く、

今日の如き大變態、開闢以來未だ嘗て有らざる所なり。然るに尋常の定格を以て豈之に應ぜらるべきや。

…中略…更始一新・王政復古の今日に當り、本朝の聖時に則らせ、外國の美政を鑒するの大英斷を以て

舉げ給ふべきは、遷都にあるべし。……中略……遷都の地は浪速に如くべからず。暫く行在を定められ、治國の體を一途に据ふ、大いに成すことあるべし。外國交際之道、富國強兵の術、攻守の大權を取り、海陸軍を起す事に於て、地形適當なるべし。……以下略。

やがて三月、天皇は大阪に行幸あつて、西本願寺の別院に入らせ給ふた。但し、それはまだ遷都ではない。東征の師を御統監遊ばすために過ぎなかつた。

●江戸遷都の議 然るにやがて七月には、江戸遷都に關する詔が下された。之れ、一つには江戸城がすでに官軍の手に歸したからであり、二つには江戸は大阪以上に、地の利も人の利とを占めてゐるからである。

朕、今萬機を親裁し、億兆を綏撫す。江戸は東國第一の大鎮、四方輻湊の地なり。宜しく親臨して、以てその政を視るべし。因りて自今江戸を稱して東京とせん。是れ、朕の海内一家、東西同視する所以なり。衆庶この意を體せよ。

【考察問題】 (一) 政權を完全に幕府から取めんがためには、邁進勇往、寧ろ幕府の根據地であつた江戸城に乗り込むことが第一だ。江戸が大阪に優る所以の一を、この點からも考察せよ。(二) 東京遷都の議の起るや、大久保利通は、喜んで自説を棄てた。何故か。

●東京奠都・皇后冊立 ついで十月十三日、はじめて東京に行幸あり、江戸城を改めて東京城とし、ここを皇居の地と定められた。

されどこの東京奠都には、反對論者も少くなかつた。それは一つには根強い傳統の力から来る反對だ。一千有餘年の久しきを經、萬代不易を期した平安京ではないか。蓋し容易くは動かさせまい。また二つには薩・長人に對する誤解から来る反對だ。「薩・長の徒は、御年少の新帝を新都に擁して天下を制しやうとする野心を抱く。」と、反對論者は考へた。而してなほ京都市民の反對が加はつてゐる。一小市民の反對だと云つて輕侮するな。月は小さいが、近いから、大きいではないか。よりにまもなく十二月、一旦京都に御還幸しました。

御還幸のこの月には、從三位一條美子を皇后として冊立遊ばした。左大臣一條忠香の第三女で、後の昭憲皇太后におはします。

翌二年三月、天皇は、再び東京城に入らせられたが、之より永く此の地にいました。されば京都は、ここに於て歴史上の都たる西京として、實際上の都たる、東京と、東西相並んで立つこととなつた。換言すれば、京都より東京への遷都ではない。京都も依然として帝都である。

【考察問題】 (一) 我國と同じく、兩つ或はそれ以上の帝都を持つ國を、諸外國に求めよ。(二) 京都は「御都

官制の改革(四) 明治四年七月、また官制の一部に改革があつた。即ち、太政官制を更定し、

神祇官

二官 正院(太政大臣) 納言・參議

太政官 左院(議長)

右院(各省長官) 同次官

新たに正院・左院・右院を置き、左右大臣以下の諸官を廢し、太政大臣・納言・參議を正院に、議長及び議員(後に議員を議官と改稱した)を左院におき、右院を以て各省の長官・次官の機務を議する所せられた。表示すれば上の通りである。

七省(大藏・兵部・司法・宮内・外務・工部・文部)

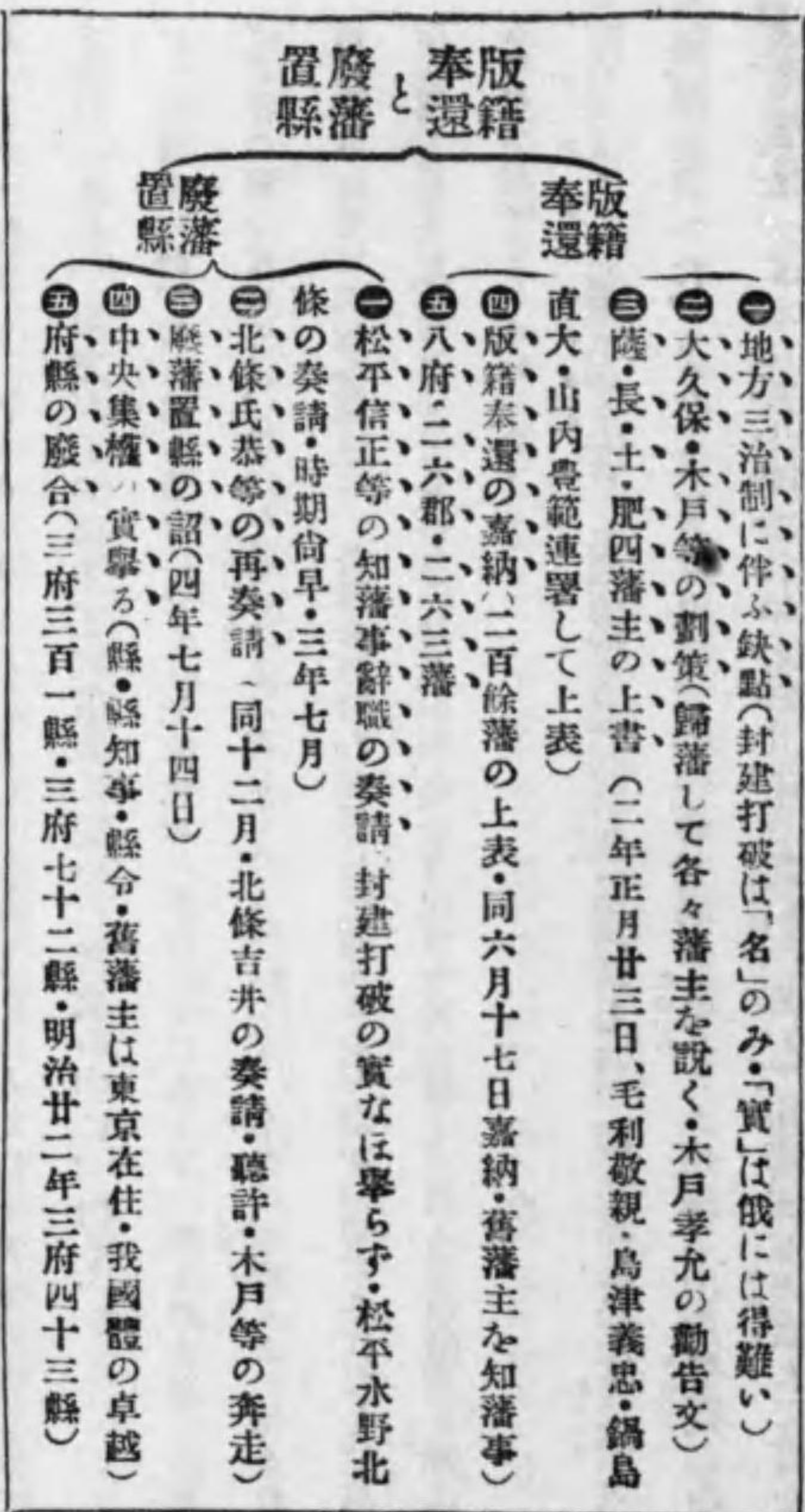
【練習問題】(一)五箇條の御誓文(東農大)。(二)一世一元(高校)。(三)東京奠都の顛末(同)。(四)維新當時の三權分立制(同)。(五)明治初年に於ける官制改革の概要。

第二章 版籍奉還、廢藩置縣

版籍奉還

地方三治制に伴ふ缺點 前に述べた地方三治の制は、名は美しくても實がない。各藩主は依然として土地・人民を私有してゐるからだ。ここに於てわが明治の新政府は、また新しい試練の前に出會した。各藩主の版籍(版は版圖即ち土地、籍は戸籍即ち人民)を悉く收めて、之を朝廷の直屬たらしめ

んとする大運動に、深く邁進勇往するか、或は消極的に自然の成行を觀望するかと云ふ問題だ。勿論前者は希ましい。けれども兵馬の實權を握れる各藩主の向背がまづ逆睹し難い。次に失職と云ふ死活の恐怖に襲はれる藩士の向背も豫測し難い。而して後者は平穩だ。けれども仔細に思へば、その平穩は



皮相的だ。基底原流には、建武中興の尊氏を傲ふ不逞の群雄が、ここかしこに大渦動をなしてゐるに違ひない。とすれば、前者も後者も、亂は到底まぬかれない。大試練と云ふ意味がそこに在

るのだ。

●大久保・木戸等の劃策。長州藩士參與木戸孝允・薩州藩士同大久保利通は、この形勢を深く憂へ、相約して各々歸藩し、各々その藩主に説くに、版籍を奉還して以て大權の實を朝廷に還し奉らんことを以てした。孝允がその藩主毛利敬親に説いた言葉の中に、曰く、

いま各藩の版籍、皆朱印を幕府に受く。元來土地は幕府の有にあらず、然るに各藩之を幕府に受け、殆んど君臣の親をなせるは、朝廷を蔑にするの甚だしきものにして、名分の乖離もまた極まれりと云ふべし。故に今日に於て名分を正すは、各藩の版籍を朝廷に奉還するより急かつ切なるはなし。思ふに一度び版籍を奉還するも、未だ必ずしも直ちに封土を失ふべきにあらずと雖も、而もその歸する所は、朝廷の直管たるの意を存せざるべからず。

●薩・長・土・肥四藩主の上書。長州藩主毛利敬親は快諾した。薩州藩主島津義忠も、利通の言葉に鼓舞激勵を與へた。よりに二人は更に、肥州藩主鍋島直大と土州藩主山内豊範とを説いたが、また賛成を得た。ここに於て明治一年正月廿三日（廿日と記せ）、四藩主は連署して書を上り、封土・人民を奉還せんことを奏請した。曰く、

臣等頓首再拜、謹みて奏するに、朝廷一日も失ふべからざる者は大體なり。一日も假すべからざる者は

大體なり。天祖肇て國を開き、基を建て玉ひしより、皇統一系、萬世無窮、普天率土其有に非ざるはなく、其臣に非ざるはなし。是を大體とす。且つ典へ、且つ奪ひ、爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず、一民も私に攘むこと能はず、是を大體とす。在昔、朝廷海内を統馭する、一にこれにより、聖躬之を親らす。故に名實竝立て天下無事なり。中葉以降、綱維一たび弛み、權を弄し柄を争ふ者、國を朝廷に接し、其民を私し、其土を攘むもの、天下に半し、遂に搏噬攘奪の勢成り、朝廷守る所の體なく、乘る所の權なくして、是を制馭すること能はず。姦雄迭に乘じ、弱の肉は強の食となり、其大なる者は十數州を併せ、其小なる者も猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは、土地人民を擅にして其私する所に頼ち、以て其勢權を扶植す。是に於て乎、朝廷徒に虛器を擁し、其視息を窺ひて喜威をなすに至る。橫流之極、滔天回らざるもの、茲に六百有餘年。然れ共、其間往往、天子の名爵を假て、其の土地人民を私するの跡を蔽ふ。是れ固より、君臣の大義、上下の名分、萬古不拔のもの有に由なり。方今、大政新に復し、萬機之を親らす。實に千歲の一機、其名あつて其實なかるべからず。其實を擧るは、大義を明にし、名分を正すより先なるはなし。嚮に徳川氏の起る、古家舊族天下に半す。依て家を興すもの亦多し。而して其土地人民、これを朝廷に受くると否とを問はず、因襲の久しきを以て今日に至る。世或は謂らく、是れ祖業餘緒の經始する所と。ああ、何ぞ兵を擁して官庫に入り、其實を奪ひ、是れ死を犯して獲る所のものと云

ふに異らんや。庫に入るものは、人其の賊たるを知る。土地人民を攘奪するに至つては、天下これを怪し
 ます。甚しい哉、名義の紊壞びくわいすること。今や不新はいしんの治を求む。宜しく大體の在る所、大權の聚る所、奪も
 假すべからず。抑臣等居る所は、即ち天子の土、臣等牧する所は、即ち天子の民なり。安んぞ私に有す
 べけんや。今謹で其版籍を收めて之を上る。願くば朝廷其宜しきに處し、其與ふ可きは、これを與へ、其奪ふべ
 きは之を奪ひ、凡そ列藩の封土、更に宜しく御詔命を下し、之を改め定むべし。而して制度・典型・軍旅の制
 より、戎服・機械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし。然る後に
 名實相得、始めて海外の各國と並立すべし。是れ、朝廷今日の急務にして、又臣下の責なり。故に臣等不
 肖謝劣せんれつを願みず、敢て鄙衷ひしゅうを獻す。天日の明、幸に照覽を賜へ。臣某等誠恐誠惶、頓首再拜、以て表す。
 ああ、この上表こそ、明治の新政府をして中央集權の實を擧げしめた第一線に立つものであつた。
 薩・長・土・肥の四藩や、さきには大政返上の勳功を樹て、今また版籍奉還の殊勳を胸に輝かす。維
 新後すでに六十餘年の今日に至るまで、之等四藩の關係者が、なほ政府の要路に優れた地歩を占
 むるのも、蓋し決して偶然ではあるまい。

〔姫路藩の版籍奉還上表〕 版籍奉還の日附上の先導者は、姫路藩主酒井忠邦である。彼は、薩・長・土・肥四藩
 に先つこと約二ヶ月、即ち明治元年十一月の頃に上書した。然るに拘らず、朝廷は之を御却下遊ばした。
 却下の理由は、その上表文に、「版籍を奉還し奉る。」と書かないで、「版籍を朝廷にひき上げられたし。」と

書いてあつたからだ、と云ふ。

けれどもそれは表面的理由にすぎない。内面にはもつと錯雜さくざつした理由が横はつてゐる。それは、(一)姫路
 藩は元來幕府黨かみんに加擔してゐた。従つて、「かかる藩に版籍奉還の魁ちまひをなさせることは、大局から見ても面白
 くない。」と考へられたこと。(二)薩・長・土・肥の四藩は、討幕の殊勳者である。而も何れも大藩である。従つ
 て、「版籍奉還の如き大事件の先導には、天下の殊勳者・天下の大藩が、堂々として歩武あしなみを揃へて進むのが希
 ましい。」と考へられたこと。(三)四藩の上書と姫路藩の上書とは、僅かに二ヶ月の相違にすぎない。従つ
 て、「僅か二ヶ月位の差であれば、不自然は自然に讓歩すべきだ。」と考へられたこと。以上の通りだ。

かかるが故に、姫路藩の上書の却下を以て、薩・長・土・肥四藩の横暴の結果だとのみ解してはならぬ。
 ●版籍奉還の嘉納 勢の向ふ所、忽ちにして之に遵ふ。薩・長・土・肥の風を慕ひて倣ふ者、實に二
 百有餘藩、中にも尾張侯徳川義宣・阿波侯蜂須賀茂詔・肥後侯細川護久・因幡侯池田慶徳等は、直ち
 に郡縣劃一の新政の施行をさへ建言した。よみて六月十七日(明治二年)、勅してその請を許し、未だ
 請はざる者には奉還を命じ、なほ島津忠義以下二百六十二人の舊藩主をば知藩事に任じ、府縣知
 事と相並んで各々その藩政を執らしめ、また公卿・諸侯の稱を廢して華族とし、ついで各藩の臣隸
 を悉く士族とし給ふた。

●八府・二六縣・二六二藩 是に於て、天下の土地・人民皆朝廷に直隸し、八府・廿六縣・二百六十二藩(六月二十日現在)となり、大小の政令、悉く一途に出づることとなつた。

●廢藩置縣 ●松平信正等の知藩事辭職の奏請 歩、一步、而も確實な歩みを續けて行くわが明治の新政府は、版籍奉還と云ふ大事件の解決の次に、なほ廢藩置縣と云ふ大問題を横へてゐる。

この問題が解決されない限りは、封建制度の名は除かれても、實は依然として消え失せないのだ。されば丹波龜岡藩知事松平信正・上總菊間藩知事水野忠敬・河内狭山藩知事北條氏恭は、治三年七月、その職を辭せんことを上表した。けれども之を朝廷は聽されなかつたが、思ふに、時期尙早と云ふ御理由であつたに違ひない。蓋し、當時は薩・長二藩をはじめとして、土・肥・藝等の西南諸藩は、功を貢ひて氣頗る驕り、統御の道を誤らば、爆發しないとも保し難かつた。ましてその他の不平の諸藩に於てをや。かくて天下の形勢は、一髮よく千鈞を繫ぐの狀にあつた云つても過言でない。

●北條氏恭等の再奏請 然るにその年十二月、北條氏恭が、上野吉井藩知事吉井信謹と共に、再び辭職を奏請した時は、朝廷も遂に嘉納あらせられた。之れこの頃、木戸・大久保等の奔走によりて、まづ薩・長二藩が廢藩置縣に賛意を表し、ついでその他の諸藩(土佐藩をはじめ、熊本、徳島、鳥取、名古屋等)も之に

倣ふの風が見えたので、まさに斷行の好機會であると思はれたからである。

●廢藩置縣の詔 かくて翌四年七月十四日、愈々廢藩置縣の詔は發せられた。勿論、版籍奉還より此に至るまで約二ケ年、朝廷にては、或は薩・長・土諸藩の兵を徴して親兵となし、或は元勳四藩の提携を益々強固にし、充分の實力を涵養された。必要に應じては、尙ほ兵力に訴ふるも辭せない決心であつたのだ。當局の苦心を察知せよ。

朕惟ふに、更始の時に際し、内は以て億兆を保安し、外は以て萬國と對峙せんことを欲せば、宜しく名實相副ひ、政令一にせしむべし。朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新たに知藩事を命じ、各々其職を奉ぜしむ。然るに數百年因襲の久しき、或は其名ありて其實舉らざる者あり。何を以て億兆を保安し、萬國と對するを得んや。朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し縣と爲す。是れ務めて冗を去り、簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんとす。汝群臣其朕が意を體せよ。

●中央集權の實舉る ここに於て、列藩を廢して悉く縣となし、知事をおいてその政を行はしめ、舊知藩事をして各々東京に在住せしめ、ついで知事を改めて縣令とした。版籍奉還・廢藩置縣の如き大事が、かくも容易に引きつづいて行はれたのは、古今東西の史上に未だ曾てその類例を見ない盛事である。ああ、萬機親裁の實はここに擧つた。維新の大業もここに一大段落を告げた。

【考察問題】 (一) 舊藩知事を何故に東京に在任せしめたか。舊幕時代の参観交代制等とも比較して、その理由を考察せよ。(二) 大政返上・版籍奉還・廢藩置縣等は、専制武斷政治から君民同治政治への大政變の眞只中に立つ事件である。然るに拘らず、何たる堅實、何たる剛健ぞ。かの佛蘭西のブルボン王家を見よ。奥地利のハプスブルグ王家を、獨逸のホーエンツォレルン王家を、露西亞のロマノフ王家を見よ。専制政治(或ものは民力)から共和政治への政變に際して、何れも悉く脆くと顛覆したではないか。三廣義的・立體的なわが皇室と、二廣義的・平面的な諸外國の王室とを比較せよ。

●府縣の廢合 廢藩置縣の際、列藩の數二百六十三あり、皆廢して縣としたから、從來の府縣と併せて三府(東京・京都・大阪)・三百一縣となつてゐたが、この年(四)十一月、大いに府縣の廢合を行ふて三府・七十二縣とした。而してその後も府縣の廢合が屢々あつて、明治廿二年、今の三府・四十三縣となした。

【練習問題】 (一) 版籍奉還(商船)。(二) 廢藩置縣(高工)。

第三章 外交の進歩、歐米文物制度の採用

【外交の進歩】

外交方針の一變

●兵庫開港・外國科設置

明治の新政府は、徹頭徹尾、攘夷論者の公卿達と

西南諸藩とから成つてをる。のに拘らずこの新政府は、慶應三年五月には、兵庫開港の勅許を申し下し、また翌明治元年正月には、三職・七科の制を定むるに當つて、特に外國科をも設置した。面白いではないか。もとく攘夷の彼等が、王政復古を境として、開國の彼等に豹變しやうとは。

【考察問題】 尊攘論者の公卿及び薩・長諸藩と雖も、元治・慶應の頃から、すでに開國進取の説を抱いてゐた。然るに拘らず、彼等はあくまでも攘夷をかざして幕府に迫つた。何故か。



●開國の國是を布告す 同年同月(元年正月)、朝廷は、詔を國內に下して、上下心を一にし、萬國の

公法に遵ひ、外國と交誼を厚くすべき旨を布告せられた。宣はく、

外國の儀は、先帝多年の宸憂にあらせられ候處、幕府從來の失錯により、因循今日に至り候折柄、世態大いに一變し、大勢誠に已むを得させられず、此の度び廟議の上、斷然和親取り結ばせられ候。つきては上下一致、疑惑を生ぜず、大いに兵備を充實し、國威を海外萬國に光輝せしめ、祖宗先帝の神靈に對答遊ばさる可き艱慮につき、天下列藩士民に至るまで、此の旨を奉戴し、心れを盡し、勉勵之れ有るべく候事。

但し、これまで幕府に於て取り結び候條約の中、弊害これ有り候件々、利害得失公議の上、御改革あらせらるべく候。猶、外國交際の際、字内の公法を以て、取り扱ひ之れ有るべく候間、此の段相心得申すべく候。

【考察問題】 右の詔の中に、後年の外交上の大問題たる「條約改正」の端緒が含まれてゐる。擄出せよ。

○各國公使に大政復古の通告書を賜ふ 開國の國是布告と同じ日、朝廷はまた、外國事務取調掛東久世通禧を兵庫に遣はし、英・米・佛・伊・普・蘭の六國公使に、大政復古の通告國書を賜はつた。各國公使を通じて、各國元首及び國民に、開國の新國是を通告せられたわけだ。

○各國公使に謁を賜ふ ついで同二月には、天皇は島津忠義・細川護久・淺野茂勳・松平慶永・山内豊信・毛利元徳六人連署の建議を聽こしめし、佛國公使レオン・ロッツシュ・蘭國公使代理ドデクラ

フ・ファン・ポルス・ブロック二人を召し、謁を朝廷で賜はつた。この日、英國公使サー・ハルリ・エス・パークスは、入朝の途上、兇徒に行伍を衝かれたから果さず、翌月に至つて朝見した。ああ、夷狄禽獸視せる外人を、神佛にも優りて尊嚴におはす聖上が、親しく御引見遊ばした。國民の進み行くべき遙か彼方を、毅然として指し示し給ふ御英姿、無量無邊の御聖徳、ただ感泣の外はないではないか。

【外人殺傷事件の類殺】 朝廷の外交方針の御一變にも拘らず、國民の多數は、依然として外人を侮蔑して、類々として殺傷事件を惹起し、わが外交當局を煩はすことが一再ではなかつた。例へば、元年正月、兵庫に於ける、備前藩士の佛國水夫射撃事件だ。また同月、堺における、土佐藩士の佛國士官及び水夫に對する發砲事件だ。甚だしきはかのパークス事件だ。尤も、それは我國民の忠愛の熱誠の迸る所には相違ない。とは云へ仔細に考ふれば、それは徒なる悲歌慷慨的の行動で、理性に立脚した忠愛の念とは云はれない。

公使及び大使の派遣 國民的覺醒の如何はともかくとして、少くも政府の要路は、外交に對して全く面目一新の識見を持つ様になつた。果然、海波萬里を乗り越えて、公使及び大使派遣の壯圖が實現された。井蛙管見の愚人國だと嘲られてゐた我國が、今や廣莫無限の原野を跳び大海を泳がうとするのだ。霹靂雷電。海波怒號。壯絶また快絶と云ふべしだ。

歐米物文
制度物米

教育

- ① 大學・貢進生・留學生、【大學】明治二年・大學校・大學東校と大學南校、【貢進生・留學生】諸藩より年少氣銳の秀才を得て大學南校へ・大學南東兩校の秀才を海外へ）
- ② 大・中・小學規則の始め（三年・實施に至らず）
- ③ 文部省の設置（四年七月・大學を廢して文部省）
- ④ 學制の頒布・師範學校の創設【學制の頒布】五年八月・八大學三十二中學二百十小學區制・義務教育制、【師範學校の創設】義務教育制に伴ふて必須
- ⑤ 學制の改正・増補（六年・實業諸學校學制の制定）
- ⑥ 教育制度の基礎定まる
- ⑦ 新律綱領（三年十二月・大寶律令を經とす・江藤新平）
- ⑧ 司法省設置（四年七月・刑部省と彈正臺を廢して）
- ⑨ 改定律令（六年六月・歐米諸國法を參酌して・寛かつ蘭）
- ⑩ 刑法・治罪法（十三年七月・佛人ボアソナードを主任・ナボレオン法典に倣ふ・その大要）
- ⑪ 警察（四年・巡查の前身緋卒を東京に）
- ⑫ 大村益次郎の徵兵意見（御親兵の制を創始す・更に徵兵制

【貢進生・留學生】三年、諸藩に命じ、十六歳以上・廿歳以下の人材を選び、大學南校に入學し、大いに洋學を研究せしめた。之を貢進生コウジンセイと云ふ。すでにしてまた、大學南・東兩校の生徒を選んで、海外に留學せしめた。之を留學生リウガクセイと云ふ。智識を世界に求めて、まさに大飛躍を試みんとする國民の意氣を思へ。

の採用

- 兵制
 - ① 御親兵（四年二月・薩長土より・兵權確立と諸藩抑壓）
 - ② 陸海軍二省の分置（二鎮臺・四鎮臺・陸海軍省の分立）
 - ③ 徵兵令の發布（五年十一月・兵農一致の古制に復歸）
- 地租
 - ① 明治六年・地價の百分の三・北海道は百分の一
 - ② 四民平等（維新前の特權階級と普通階級と特殊階級・二年六月華士族平民の制・三年九月平民の氏・四年八月通婚と散髮脱刀と穢多非人の稱廢止・同年十二月華士族の實業從事・五年四月僧侶の肉食妻帶著髮）
- 其他の諸變革
 - ① 太陽曆の採用（五年十一月・改曆の詔）
 - ② 禮服の制定（五年十一月・西洋服を採用）
 - ③ 祝祭日の制定（紀元節以下の祝祭日）
 - ④ 運輸及び通信機關（郵便は元年九月・電信は二年十二月・鐵道は五年九月・その他も著々完成）
 - ⑤ 國立銀行の創立（五年・金融及び商工業開發のため）

⑬ 大・中・小學規則の始め 三年にはまた大・中・小學の規則をはじめめて制定した。されど實施するまでには至らなかつた。

⑭ 文部省の設置 四年七月大學を廢して（行政機關として）始めての大學を廢して）始めて文部省をおき、全國の教育事務を統轄せしめた。大木喬任は最初の

文部卿、在職凡そ三年（明治七年まで）の間に、少からざる功績を樹てた。

⑭ 學制の頒布・師範學校の創設【學制の頒布】五年八月、學制を頒布して、全國を八大學區に分ち、

毎區に一大學校を設け、各大學區を三十二の中學區に分ち、每區に一中學校をおき、各中學區を更に二百十の小學區に分ち、每區に一小學校をおくこととした。よりにこの學制が完備した曉には、全國を通じて八大學校二百五十六中學校五萬三千七百六十小學校を數ふることとなる。規模の廣大、秩序の整然、寧ろ驚歎に値する。蓋し、フランスに倣つた制度だと云ふ。同時に、特に聖諭を下して宣はく、

人々自らその身を立て、その産を治め、その業を昌んにして、以てその生を遂ぐる所以のものは他なし。身を修め、智を開き、才藝を長ずるによるなり。而してその身を修め、智を開き、才藝を長ずるには、學にあらざれば能はず。……中略……今般文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し、布告に及ぶべきにつき、自今以後、一般の人民（華・士族・農・工・商及び婦人）、必つ邑に不學の徒なく、家に不學の人なからんことを期す。……中略……從來沿襲の弊、學問は士人以上の事とし、國家の爲めにすと唱ふるを以て、學費及びその衣食の用に至るまで多く官に依頼し、之を給するに非ざれば、學ばざることを思ひ、一生を自棄する者少からず。これ皆惑へるの甚だしきものなり。自今以後、之等の弊を矯め、一般の人民、他事を抛ち、自ら奮ひて必ず學に従事せしむべき襟心得べき事。

「邑に不學の徒なく、家に不學の人なからんことを期す。」ここに義務教育制度は樹立された。

ああ、無窮の聖旨なる哉、新政府の大賢明なる哉。

【考察問題】（一）義務教育の發達は、世界列強の何れと雖も、到底わが國には及ばないと云ふ。列強の義務教育制度は、如何なる方面に缺點を有するか。（二）我が國の義務教育制度は、封建或は階級制度の完全な打破を實現し得てゐる。それを詳しく理解せよ。

【師範學校の創設】義務教育制の施行と伴ふて、教師の養成を必要とする。よりに同年、はじめて師範學校を設置した。

【學制の改正・増補】實業諸學校學制の制定、ついで翌六年、前年頒布の學制に多少の改正・増補を加へて、新たに鑛・工・農・商業等の實業諸學校學制をも制定した。

【教育制度の基礎定まる】かくて明治七年に至りては、公立學校がすでに九十以上の多きに達し、私立學校も亦、福澤諭吉の創立にかかる慶應義塾以下、頗る夥しい數に達した。加ふるに學制も屢々更改・修補を加へられた。我が國の教育の今日の隆運は、その基礎を實に此の頃に成し遂げたものと云はねばならぬ。

法律 ●新律綱領 明治三年十二月、新律綱領を頒つ。大寶律令を經とし、徳川氏の法制及び明清の諸律を參酌して定めたもので、律名十四（名例律上下・職制律・戸婚律・賊盜律・人命律上下・刑罰律・

【**監獄**】**正刑五種**（**答・杖・徒**）から成り、別に**閔刑**（**謹慎・閉門・禁錮・邊戌・自**）**贖金**（官吏及び華族の制を加へてゐる。刑部大輔江藤新平等の制定にかかるものだ。ここに於て、法律もまた割據不統一の封建時代の舊套を脱ぎ棄てた。

【**考察問題**】（一）新律綱領の閔刑と大寶令の六議とを比較せよ。（二）同じく贖金と贖銅とを比較せよ。

【**司法省設置**】四年七月 刑部省・彈正臺を廢して、新に司法省をおいた。當初の司法卿は江藤新平である。

【**改定律令**】新律綱領は、純然たる東洋流の法律であつたから、司法卿江藤新平は、またその改定に力を致し、六年六月、大いに歐米各國の法律を參酌せる改定律令を制定頒布した。一般に舊制よりも寛にして、**磔・梟首**等は之を廢して斬とした。また刑種も簡にして、**答・杖・徒・流・死**五つの中、**答・杖・流**の三つは之を廢した。確かに一進歩だ。

【**考察問題**】（一）道徳意識の進まない國民程、苛酷・煩瑣な法律の制裁を必要とする。この意味に於て、改定律令は新律綱領よりも確かに進歩してゐる。その間の事情を理解せよ。（二）明治維新の頃の人々に、大寶律令そのままの律令を適用するならば、甚だしい時代錯誤だ。また歐米そのままの律令を適用するならば、甚だしい場所錯誤だ。何故に錯誤であるか。

【**刑法・治罪法**】その後政府は、更に佛人ボアソナードを主任として、刑法及び治罪法を作らしめ、十三年七月、之を發布した。前者は四篇・四百三十條、後者は六篇・四百三十條から成り、共に「ナポレオン法典」を本とする。その大要を述べれば、（一）罪を重罪・輕罪・違警罪の三つに分ち、刑を主刑・附加刑の二つとする。（二）重罪の主刑を死刑・無期徒刑・有期徒刑・遠流・近流・重懲役・輕懲役・禁錮とし、輕罪の主刑を重禁錮・輕禁錮・罰金とし、違警罪の主刑を拘留及び科料とし、また附加刑は公權剝奪・公權停止・禁治産・監視・罰金・沒收とする。（三）刑事の訴訟には、檢事が原告となり、被告人は辯護人を用ふることを許される。（四）裁判には拷問・口供・甘結を廢して、専ら證據法をとることとした。

かくてよほど法律が完備した。但し、されど法治國たるの實を擧げんがためには、憲法・民法・商法・その他の制定がなければならぬ。その制定があつて始めて、條約改正の問題へも進み得るのである。

【**警察**】四年、邏卒を始め東京におく。之れわが國警察の最初にして、やがて次第に全國に及ぼし、ひたすら民安の保護に力をつくした。邏卒は後の巡查である。

【**兵制**】大村益次郎の徵兵意見 大村益次郎は長州藩士。東北地方の亂平定の後、兵部大輔に

補せられたが、やがて議をたてて曰く、「方今、諸藩封建の餘習を承け、各々兵を養ひ、砲を鑄り、軍艦を購ひ、以て事あるをまつ。宜しく之を一に統べ、以て陸軍は佛國に倣ひ、海軍は英國に倣ひ、富強の基を建つべし。」と。遂に御親兵の制を創始した。けれども軍備に關する彼の意見は、ただ之だけには止まらなかつた。各藩の兵を廢して徵兵令を定め、以て兵農一致の王朝の古に復さねばならぬとさへ主張した。卓抜な意見ではないか。「わが陸軍の建設者」と云はれるのも理だ。

●御親兵 四年二月、薩州藩より歩兵四大隊・砲兵四隊、長州藩より歩兵三大隊、土州藩より歩兵二大隊・騎兵二小隊・砲兵二隊を東京に徵し、之を御親兵と稱して、兵部省に直隸せしめた。總員凡そ一萬、後の近衛兵で、徵募の目的は、全國諸藩の兵力減殺（薩長土の三藩が主）と、朝廷の兵權確立とにある。即ち、復古維新の大業の完成のためで、大村益次郎の御親兵の完備充實である。

●陸・海軍二省の分置 御親兵に續いて鎮臺もまた東山・西海の二道に設けられた。（東山道本營は福島・盛岡、西海道本營は小倉、分營は博多・日田）更に改めて東京・大阪・鎮西・東北の四鎮臺とされる等、軍備の充實が著々として進んだから、五年二月には、兵部省を廢して、陸軍・海軍の二省を分置した。最初の陸軍卿は山縣有朋、海軍卿は勝安房であつた。

●徵兵令の發布 かかる間に、大村益次郎等の主張にかかる徵兵令も、その發布の機運になつた

から、同年（五）十一月、愈々封建の遺物たる兵・農の別を廢して、士・庶・貴・賤を問はず、丁年に達すれば、兵役に就くべき義務あるものと定められた。詔したまはく、

朕惟るに、古昔郡縣の制、全國の壯丁を募り、軍團を設け、以て國家を保護す。固より兵・農の分ない。

中世以降、兵權武門に歸し、氏・農始めて分れ、遂に封建の治をなす。戊辰の一戦は、實に二千有餘年來の

一大變革なり。此の際に當り、海陸兵制も亦、時に從ひ宜しきを制せざるべからず。今本邦古昔の制に

基き、海外各國の式を酌酌し、全國募兵の法を設け、國家保護の基を立てんと欲す。汝百官有司、

厚く朕が意を體し、普く之を全國に告諭せよ。

ここに全國皆兵の制が定まつた。實に我が軍制史上に、著しい時期を劃する事と云はねばならぬ。

【山縣有朋の皆兵論】 陸軍卿山縣有朋の國民皆兵論は、頗る徹底したものであつた。その所論の一節に曰く、

「抑々男子たる者、生れて六歳にして小學に入り、十三歳にして中學に轉じ、十九歳にしてその業を卒へ、

二十歳にして兵籍に入ること數年なる時は、遂に國內を擧げて、一夫として兵丁ならざるはなく、一民として

文事あらざるはなし。此の時に於てはじめて、海内を以て文・武の一大學と見做し得べし。」と。極端な軍

國主義だとの非難があるかも知れぬが、當時としては卓説たることを失はぬ。

【考察問題】 (一) 徵兵令に關する太政官告諭の文中に曰く、「凡そ天地の間、一事一物として税あらざるはな

し。以て國川に充つ。然らば則ち人たる者、固より心力を盡し、國に報ぜざる可からず。西人之を稱して血税とす。その生血を以て國に報ずるの謂かり」と。血税の意義を正しく解釋せよ。(二)血税の意義に對する誤解から、當時の平民の中には、徴兵忌避の策を講ずる者もあつた。彼等は如何に誤解したか。

地租 明治六年、始めて全國の地價を定め、地價百分の三を以て地租とすべきを命ぜられた。(但し、北海道は開拓未だ完からざるを以て、九年に至り、漸く地價百分の一を以て地租とするこゝと)。に定められた。ここに於て、諸藩の地租が輕重相異なる江戸時代の舊慣は一掃されて、全國劃一の制を壽ぐに至つた。

其の他の諸變革 四民平等 舊幕時代には、公卿・諸侯の特權階級の外に、士・農・工・商の普通階級があり、また穢多・非人等の特殊階級があつて、而もその間の區別が頗る嚴重、従つて少からざる弊害を醸してゐた。

【考察問題】 (一)露西亞のロマノフ王朝の覆滅の大原因は、特權階級(貴族及び僧侶)の横暴にある。彼等の横暴の實狀如何。(二)一般平民中で、農民が最上級におかるる理由如何。(三)また商人が最も卑下される理由如何。次の項目から考察せよ。(一)拜金實利の町人の氣質が、武士の氣質と合はぬこと。(二)商業は農業・工業と異つて、價値を産出しないと考ふる舊經濟學的思想。(四)階級の區別が嚴重であるために、國家又は

民族を衰頹又は滅亡に導いた諸例を求めよ。

よりにて政府は、いまはしいこの階級を打破して、四民平等の大精神を根底的に樹立せんとて、まづ明治二年六月、公卿・諸侯の稱を廢して華族とし、諸侯の臣隸を士族とし、農・工・商を悉く平民とした。ついで三年九月には、平民の氏を稱することを許し(後八年二月には強制)、四年八月には、華族・士族・平民の相互の婚嫁を許し、士人の散髮・脫刀を許し(九年三月には、佩刀を禁じた)、穢多・非人の稱を廢して平民籍に編入した。或は同年十二月には、華・士族もまた農工商に従事することを許され、五年四月には、僧侶の肉食・妻帯・蓄髮が許された。全く四民平等の實現だ。

【考察問題】 御製(明治天皇)「身にはよし佩かすなりても劔・太刀、磨ぎな忘れそ大和心を。」の聖旨如何。

●太陽曆の採用 五年十一月には、太陰曆を廢して太陽曆を採用し、同年十二月三日を以て、六年一月一日と定められた。改曆の詔に曰く、

朕惟ふに、我が國通行の曆たる、太陰の朔・望を以て月を立て、太陽の經度に合す。故に二三年間、必ず月を置かざるを得ず。置問の前後、時に季候の早晚あり。終に推歩の差を生ずるに至る。殊に中・下段に掲ぐる所の如きは、率れ妄誕無稽に屬し、人智の開發を妨ぐるもの少しとせず。蓋し、太陽曆は太陽の經度に從ひて月を立つ。日子多少の異ありと雖も、季候に早晚の變なく、四歲毎に一日の間をおき、七千年の

後ち、僅かに一日の差を生ずるにすぎず。之を太陰曆に比すれば、最も精密にして、その便・不便・固より論を俟たざるなり。依りて自今舊曆を廢し、太陽曆を用ひ、天下永世之を遵行せしめん。百官有司それ此の旨を體せよ。

【考察問題】右の詔を拜讀して、太陽曆の卓越せる點を列舉せよ。

●**禮服の制定** 同年(五)同月、大禮服及び通常禮服の制定があつた。衣冠束帶等の舊禮服が廢されて、西洋服が採用されたのだ。

【異態萬様の風俗】維新の當初は、我國人の風俗(外形的方面)及び思想(内容的方面)の一大過渡期とも稱すべく、或者は歐米そのままの風に心酔し、或者は舊幕時代そのままの陋習を固執し、また或者は兩者の單なる折衷を事とした。凡そ「中庸」の眞諦は、折衷になく、混合になく、實に融和にあり化合にありとすれば、以上の三者は悉く識者を寒心せしめる現象だ。左の一文は、明治五年冬版の「新聞雜誌」第七十號の所載である、異態萬様、殆んど節度を失つてゐた當時の我國人の一斑を窺へ。

- (一)切下髪に洋服・下駄。(二)洋服の上に羽織着る。(三)剃髪にて洋服を着す。(四)洋人にして日本服を着る者。(五)婦人ジャンギヤ髪にてトンビ服・カウモリ傘。(六)婦人茶筌髷にて洋服。(七)洋服に帶刀する者。

●**祝祭日の制定** 同年同月、神武天皇即位の年を紀元元年、即位の日を紀元節と定められたが、翌六年一月には、更に五節句等を廢して、三大節以下の祝祭日を定められた。

●**運輸及び通信機關** 郵便は明治元年九月、東京・大阪間に文書郵便の定便を設けたのを始めとして、十年六月には、早くも萬國郵便聯合條約に加入した。また電信は二年十二月、鐵道は五年九月、共に東京・横濱間にはじめて設けられた。云ふまでもなく、電話・汽船・その他の通信交通の機關も、それ／＼次第に著しい進歩をなした。

●**國立銀行の創立** 政府はまた明治五年、合衆國の制に倣つて、國立銀行條例を發布し、第一はか三銀行を創立した。金融の圓滑と商工業の發達とが、之によつて大いに助けられた。

【練習問題】(一)明治初年の外交の概況。(二)遣外大使(岩倉具視)等の一行派遣の目的並びにその結果。(三)藩閥教育制度確立の次第。(四)徵兵令の發布(海兵)。(五)明治初年に於ける諸改革。

第四章 征韓論、朝鮮との修好

【征韓論】

朝鮮の鎖國政策

●王政復古の通告 江戸幕府の末、國事頗る多端なるや、朝鮮との國交は

朝鮮の鎖國政策		征韓論の起る		征韓の廟議		在朝の征韓論者		政府の大破裂	
●王政復古の通告(明治元年・宗重正)	●朝鮮わが使節を拒む(國書中の文字に疑惑・大院君の鎖國政策)	●佐田直寛の征韓意見(征韓は我が對内對外兩政策上より喫緊事・三年當路に征韓を建白)	●丸山作樂等の征韓陰謀(三年十二月・事露はれて終身禁獄)	●政府の平和的方針(吉岡弘毅・宗重正・花房義質の交渉・平和解決の企劃)	●朝鮮の無禮・征韓の廟議(提言なきかず・我を侮蔑・脾肉の嘆・森山茂の征韓建議・廟議の決定)	●西郷・後藤・板垣・江藤・副島等、征韓の目的	●六年九月歸朝・十月御前會議・隆盛等と利通等との激論		

殆んど全く絶えてゐた。そこで明治元年、王政復古して、廣く海外萬國と交際するの國是が定まるや、對馬藩主宗重正(初名達)は、命をうけて彼の國に使し、「幕府が政權を奉還し、萬機悉く朝廷より出づるに至つた。」旨を通告し、併せて、「舊例によつて國交を修めやう。」と促した。

●朝鮮わが使節を拒む。然るに朝鮮は、わが使節を拒んで應じなかつた。その理由は、一つは我が國書中に、「皇」「奉勅」等の文字があつたからだ。蓋し、彼等は我が國に「大君」政府たる幕府のあることは知つてゐたが(幕府から朝鮮に致す從來の書には大君の字を用ゐてゐた)、その上に朝廷のゐますことは知らな

かつた。かつ「皇」「奉勅」等の字は、君として彼等の仰ぐ支那皇帝の専用物だと信じてゐたから、我が國書を見るや、「日本に革命が起り、その結果、從來の大君を倒して、皇と稱する者が新たにいで、それがわが朝鮮をも屬國としやうとしてゐるのだ。」と考へた。また理由の第二は、彼が鎖國攘夷を國是としてゐたからだ。蓋し、國王李熙(今大王)は時に年漸く十六、従つて國柄は之を生父李是應(大院君)が握つてをり、而して彼は極端な鎖國攘夷の主義者であつたのだ。

征韓論漸く起る。●佐田直寛の征韓意見。時に久留米の人佐田直寛(白)、深く時勢を察し、論を立てて曰く、「兵を率ゐて朝鮮の無禮を懲らすべきだ。それは對内・對外兩政策上からの喫緊事だ。」と。つまり對外的には國威の宣揚であり、對内的には中央集權確立のためだと考へた。

やがて明治三年、直寛は命をうけて朝鮮に赴き、修好問題等についてその官吏と交渉した。然るに一向に要領を得なかつたので、彼は益々憤り、征韓の遂にやむべからざることを思ひ、意見書を草して當路に建白し、「徒に使節を往復せしめんよりは、寧ろ之を征討するに如くものはない。」と述べた。之より征韓可否の問題は、漸く國內を騒がすに至つた。

●丸山作樂等の征韓陰謀。時は空想を理想に變じ、理想をやがて現實に化する。然り、同年(三)十二月の頃には、征韓の論議は現實の運動へと白熱化して、早くも外務權大丞丸山作樂等は、密

かに討伐のための兵を集めた。けれども事露見に及んだので、彼は終身禁獄に處せられた。獄中の作なる左の詩を見よ。猛虎を檻にするこは、ある意味に於ては、此上もない罪惡だ。

夢 統二長 白山

魂 迷二嶋 緑江

獄 中天地小

空 使レ老三英雄

征韓の議廟堂を壓す

●政府の平和の方針

征韓の論議は愈々朝野に漲つた。されど政府は

あくまで平和的に解決せんとする方針を立てて、三年九月には、まづ外務少丞吉岡弘毅を派遣した。ついで五年正月には、舊對馬藩主宗重正を外務大丞に補して轉旋の任に當らしめ、また同年九月には、外務大丞花房義質を遣はした。その他太政大臣・外務卿・外務書記官等にして、それらの告書を發することは再三であつた。確かに政府は、自重隱忍の策で終始しやうと考へてゐた。●朝鮮の無禮・征韓の廟議 然るに朝鮮は、言を左右に託して我が提言を聞かなかつた。のみならず、我を輕んずるの風さへあり、暴言して曰く、「日本もし兵戈を以て來り攻めなば、釜山の浦頭にて快く應戦せん。」等。

この暴慢を見てはどうして黙して過ごされやうぞ。殊に明治戊辰以來の泰平に、脾肉の肥ゆるを嘆じてをる武將及び武臣達だ。六年六月、外務省官吏森山茂等が歸朝して、朝鮮の事情を訴へ、大いにその討伐を叫ぶに至るや、廟堂は忽ちにして征韓を可とする論に一決した。即ち曰く、「大使

を派遣してまづその政府に懇諭すべし (この遣韓大使としては隆盛自) 而も尙ほ彼れ頑梗にして聽從するの意なくば、罪を世界に聲明し、堂々と王師を加ふべし。」と。

在朝の征韓論者

時に在朝の重臣にして征韓の議を持する者は、陸軍大將兼參議西郷隆盛を

第一とした。而して參議後藤象二郎・板垣退助・江藤新平、外務卿副島種臣等も亦これを贊した。

但し、彼等の目的たるや、單なる一朝鮮の併呑では決してなく、進んで東方アジアを威服し、以て歐・米列國に並立せんとすることにあつたのだ。

【考察問題】 (一)西郷隆盛等の征韓の目的と、豊臣秀吉の征韓の目的とを比較して、相違點を云へ。(二)同

じく、丸山作樂の征韓論と比較して、類同點を云へ。(三)同じく、舊獨逸のカイセル・ワイルヘルム二世の單なる歐羅巴洲征服主義或は世界併呑主義と比較して、相違點を云へ。

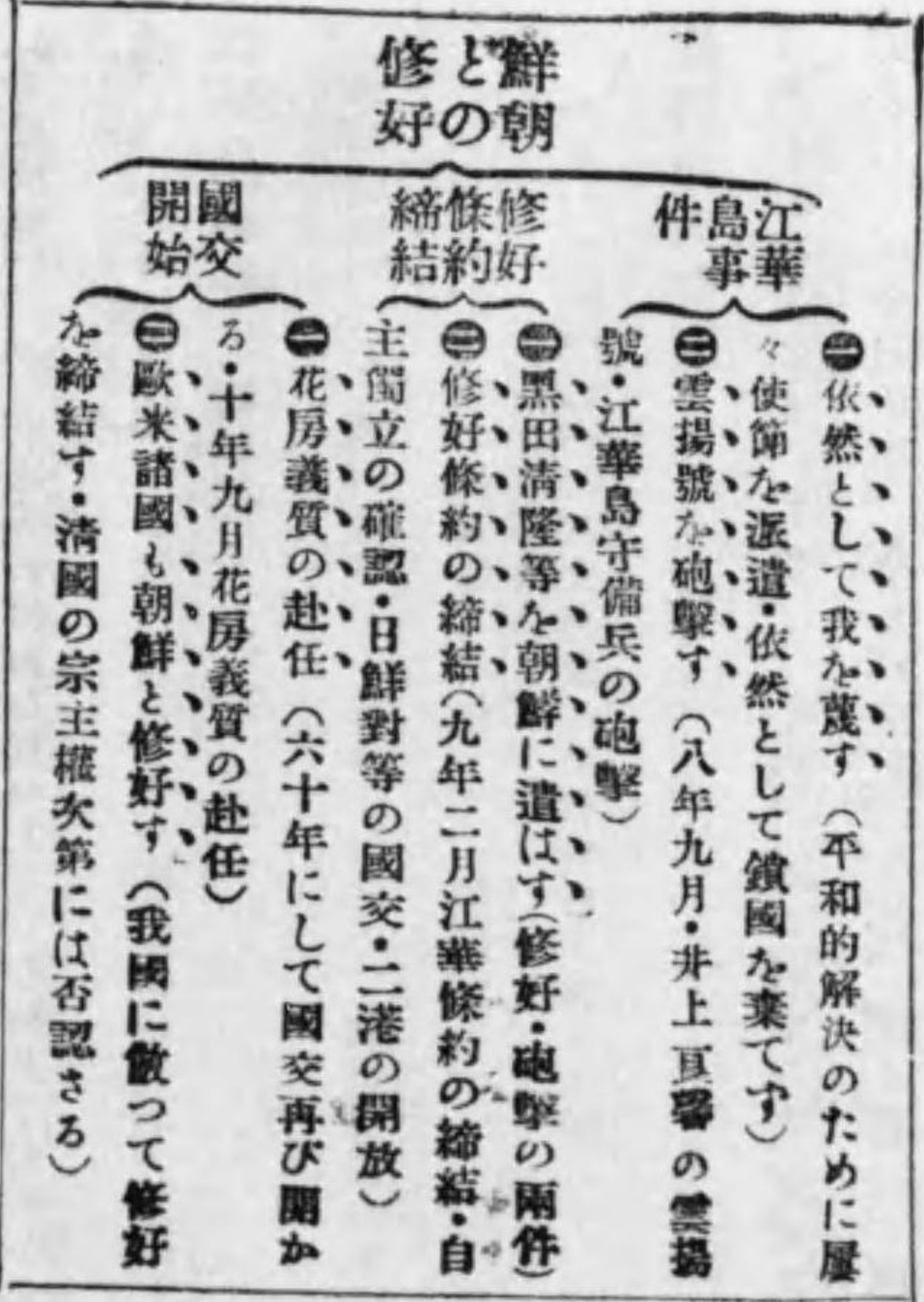
政府の大破裂

さきに歐・米の視察に赴いた岩倉具視の一行は、明治六年九月、使命を完うし

て無事歸朝したが、たま／＼征韓の議が廟堂を支配せるを見て大いに驚き、直ちにその不可を論じて曰く、「今日の事、専ら内治をつとめ、深く養ひ、厚く積むに在り。然る後に外事はじめて云ふべし。」と。ここに於て、從來の征韓を可とする廟議に對して、新たにそれを不可とする議が表はれた。征韓か非征韓か。朝野は忽ちにして鼎沸した。

よりに同年十月、畏くも御前會議は開かれた。時に、隆盛が案を拍つて激論すれば、利通は徐に起つて之を駁したと云ふ。熱と氷、情意と理智との論難攻争は、確かに維新史最初の大舞臺であつたに違ひない。否、客觀的な舞臺視を許さなかつた。暗雲深く前途をとざして、維新の大業も遂に蹉跌を踏むには非ざるかと、身の戦くを覚えしめたに違ひない。

【利通等が非征韓論を主張した理由】(一)内治未だ整はず。民業振はず、政府の財政は收支相償はず。怨聲はために野に満ちてゐる。此の時に當つて、無用の兵を起したならば、民力愈々疲れて、國家は遂に覆滅しないとも保し難い。(二)露國にして、既に朝鮮を助けたならば、蚌鶴の争は、遂に漁夫の利に終るであらう。(三)我が國は債を英國に負ふことが多い。外征のために空しく國帑を費し、期に至るも遂に償還



を完うし得ないならば、我は彼より内治の干渉をうけ、印度・埃及の覆轍を免れないだらう。(四)討伐の理由が薄弱だ。理由があり名分の立つ討伐ならば、國を賄しても決行せればならぬけれども、然らざる討伐をするならば、徒に列國から同情を失ひ、外交上の孤立無援に陥るばかりだ。

【考察問題】(一)利通等の所論を批判して、長所及び短所を云へ。(二)隆盛等の所論について同上。

【朝鮮との修好】

江華島事件 ●依然として我を蔑す 隆盛等の連袂辭職によりて、對朝鮮の問題は、またく平和的解決の大方針で續けられることとなつた。かくて翌七年、翌々八年、使節を彼に遣はした。されど固より識者に乏しかつた彼の國のことだ。二百數十年來の鎖國主義を、徹履の如くに抛つて、一朝にして開國進取の大公道に就いた大活眼の士を、彼の國にもせめて一人か二人ぐらゐはほしかつた。

盲者は蛇に怖ぢないと云ふ。とは云ふものの、蛇を蔑にするのでは決してない。悪意の蔑視では決してない。それと同様だ。我を蔑にしたと見ゆる朝鮮も、その實は井の蛙であつたのだ。雲揚號を砲撃す 理智の船に棹して行けば天下は頗る泰平だ。「朝鮮は井蛙管見の少年國だ。」と、大悟徹底をさへしてをれば、征韓論もなく、従つて非征韓論も起るまい。けれども人は、往

を期とすべし。

即ち、自主獨立の確認と、日鮮對等の國交と、二港の開放とである。殊に第一の自主獨立の確認は、すべての問題の根底に横はる重要件である。

【清・鮮における宗・屬の問題】「清・鮮における宗・屬の問題」、即ち、「朝鮮は清國の屬邦なりや否や。換言すれば、清國は朝鮮に對して宗主權を有するや否やの問題は、數百年來未決曖昧のままの問題であつた。されば明治六年(征韓論の)わが特命全權公使副島種臣が、この問題を清國政府に質した時は、彼は答へて「屬邦に非ず」と云ひ、以て談判の相手となることを避け乍ら、明治九年一月、再びわが全權公使森有禮が質した時は、不得要領に終つた程である。故に明治九年の江華條約には、わが政府は、その獨立を明記し、清國の宗主權を否認した。然るに拘らず翌明治十年、朝鮮官憲の佛國宣教師拿捕問題が起つた時は、清・鮮・佛相互往來の文書中に、朝鮮は清國を指して「上國」となし、「上國指擲」「上國指揮」等の語を用ひ、また清國は朝鮮を屬邦視して、「朝鮮のこと一に清國政府の處分に依るべし。」等の語を用ひた。そこでわが政府は、その江華條約に背くことを責めたが、時に清國政府は答へて曰く、「朝鮮久しく中國に隸す。而して政令均しく自ら理す。その中國の所屬國たることは天下の知る所にして、その自主の國たるも亦ともに天下の知る所なり。」と。何と云ふ卑屈曖昧の遁辭ぞ。言に巧みに行に鈍い老翁の國は、蓋し洵度し難い廢物

だ。而もその廢物から蛆がわき毒素を放つて、世界を害するからたまらない。加ふるにやがて十三年には、「米・鮮修好條約」の第一條に、「朝鮮は中國所屬の邦國なり。」等と挿入し(米國全權の注意によ)、また十五年にも、「中國・朝鮮水陸貿易章程」の序言に、「惟ふに今回訂する所の水陸章程は、中國が屬邦を優待するの意に係はり、各與國が一體に均霑する所の例にあらず。」と明記した。言語道斷の不屈者だ。やがて日清戰爭に導かれるのも理だ。

國交開始 ●花房義質の赴任 抑々朝鮮と我と使聘を絶つことは、凡そ六十餘年(江戸幕府時代)禮使の來朝(文)に及んだが、ここに至つて始めて修好條約が締結され、再び國交が開かれることとなつた。よりにて十年九月、外務大書記官花房義質は、代理公使を兼ねて彼の國に赴任し、ついで十三年、帝國公使館の成ると共に辨理公使に陞任した。

●歐・米諸國も朝鮮と修好す 日鮮間の條約成るや、米・獨・英・露・伊・佛・奧等の諸國も、亦競ひ倣ふた。かくて朝鮮の獨立が益々世界的に確認されて行くわけだ。同時に、清國の宗主權が次第に否認されて行くわけだ。名もない極東の一小邦は(外人は日本をさ)、早くも眠れる獅子(支那をさうた)に一撃を加へた。向ふ見ずの亂暴ではあらうが、天晴れの腕前だ。

【考察問題】 征韓は猶突で非征韓は退嬰だ。共に好ましくない拙劣の策だ。然るに江華條約締結への猛進は、

衝突でもなく退却でもない中庸を得た賢策であつた。この間の事情を理解せよ。
【練習問題】(一)征韓論の顛末。(二)佐田直寛。(三)丸山作樂。(四)江華條約締結の次第。(五)江華島に関する史蹟。

第五章 清國との修好臺灣事件

清國との修好
 ① 修好條約の締結(四年七月・伊達宗城と李鴻章との會商・修好條約締結さる)
 ② 條約の内容・修好締結の件・通商の件等十八條)
 ③ 琉球人の遭難・大山綱良の征臺意見(四年十一月琉球人三十餘名斃殺さる・綱良の征臺建議・臺灣の所屬と琉球の所屬と國內の多端との三件で征臺歸降)
 ④ 琉球歸降問題の解決(五年九月・琉球王尙泰の入朝・琉球歸降問題の決定を萬國に宣言)
 ⑤ 備中小田縣民の遭害(六年三月・小田縣民四人)
 ⑥ 清國との交渉(副島種臣・生蕃は化外の民と答ふ、征臺の決意を復命す)

清國との修好 ① 修好條約の締結 清國人は和蘭人と共に、わが鎖國主義の時代に於ても、尙ほ長崎に来て貿易することを許されてゐた。とは云へ勿論、そこにはまだ何等の條約の締結もなかつたから、明治四年七月、わが國は、大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣となし、清國に遣は

修好臺灣事件

決す
 ① 征臺の議決す(脾肉を嘆する武將武臣の賛成・對内政策の一として政府部内の人の賛成)
 ② 西郷從道等の出發・臺灣蕃地事務局の設置(七年四月・征臺軍の出發・事務局長官は大隈重信)
 ③ 征臺反對の意見(木戸孝允・米國公使・英國公使)
 ④ 征臺の師途に發す(征臺中止の命をきかず)
 ⑤ 蕃族悉く降伏す(恒春に上陸・諸族平定す)
 ⑥ 永久占領の計畫(都督府・病院等の設置)
 ⑦ 清國の抗議・わが強硬なる態度(政府への抗議・都督府への抗議・西郷從道の論駁・抗議を撤去す)
 ⑧ 柳原前光・大久保利通の談判(談判の効を奏せず・日清の衝突ともならうとした)
 ⑨ 英國公使の調停(ウエード氏の調停・七年十月調印・和議の二條件・從道及び利通等の凱旋)

し、彼れの欽差全權大臣李鴻章と會して、修好及び通商に關する條約を結ばしめた。之れ實に、わが國より外國へ向つて條約を締結した最初である。僅か數年前までの受働のわが國が、早くも今や發働の國とならうとは、蓋し、驚くべき國家的覺醒ではないか。
 ① 條約の内容 本條約は全部で十八條から成つてゐるが、その

中で左の二ヶ條が著しい。

第一條 此の後、大日本國と大清國とは親睦和誼を敦くし、天地と共に窮まり無かるべし。また兩國に屬した邦土も、各々禮を以て相待ち、聊かも侵越することなく、永久安全を保たしむべし。

第七條 兩國好みを通ぜし上は、海岸の各港に於て、彼此共に場所を指し定め、商民の往來貿易を許すべし。猶ほ別に通商章程を立て、兩國の商民に永遠遵守せしむべし。

即ち、別に定むる通商章程の規定によりて、わが國は横濱・函館・大阪・神戸・新潟・夷港・長崎・築地(京)の八港を開き、彼の國は上海・鎮江・寧波・九江・漢口・天津・牛莊・芝罘・廣州・仙頭・瓊州・福州・廈門・臺灣・淡水の十五港を開いた。

征臺の議起る 琉球人の遭難・大山綱良の征臺意見 この年(四)十一月、琉球宮古島の民約六十人は臺灣に漂着したが、殆んどその全部(五十四人)は、その地の生蕃人のために殘殺せられた。よりて翌五年七月、時の鹿兒島縣參事大山綱良は、書を政府に上りて、大いに征臺の師を興されんことを建議した。曰く、

琉球は古よりわが臣屬にして、年々朝聘、惟れ護む。その邦遠く南海に在り。世教未だ遍からず。近ごろ使を遣はし、諭すに恩威を以てす。その國王・民人等、恭しく聖旨を體し、日に德化に向ふ。國人宮古島に屬する者六十餘人、去歲の冬漂ひて臺灣に至り、多く蕃民のために虐殺せらる。その生きて還る者、僅かに十二人のみ。蕃民の殘暴・罪、當に誅戮を加ふべし。伏して願はくば、臣綱良に借すに、兵糧數隻を以てせよ。天威に憑伏し、暴戾を殄滅し、武を海外に耀ひし、冤を屬邦に雪がんと欲す。

されき當時、まだ臺灣の所屬が明かでなかつた。清國の所領か、獨立の一國か、それとも和蘭の領地であるか。この所屬の如何を確めた後でなくては、折角の征臺も、或は意外の難題を惹起しなとも限らぬ。第二に琉球の所屬について歐・米諸國は疑を懐いてゐた。よりてまづその疑の解決の後でなくては、折角の征臺も、徒に名分を紊る侵略的暴舉だとの批難を免れまい。而して第三には國內が頗る多事多端であつた。大政返上から版籍奉還・廢藩置縣へ、當時の政界は走馬燈以上のめまぐるしさであつた。外征の師を興す違などがどうして有り得やう。

「琉球の歸屬問題」 江戸時代から維新の頃へかけての琉球は、明かに島津氏の制令をうけてゐた。然るに同時一方では、支那に對しても臣屬の禮を執り、また歐・米諸國ともそれ／＼條約を結んでゐた。(例へば嘉永六年、佛國とは安政元年、) かるが故に實際上は島津氏の屬領、形式上は清國の版圖、歐・米に對して和蘭とは同六年に締結した。一獨立國と云ふ變則極まる歸屬狀態、それが當時の琉球であつた。歸屬問題の解決が、征臺の前階段として、是が非でも必要である所以、蓋し明瞭であるだらう。

琉球歸屬問題の解決 然るに五年九月、琉球王尙泰は、正使伊江皇子(健)及び副使宜野灣親方(尙)を東京に詣らしめ、表を上つて、天皇の登極及び庶政の一新を賀し、且つ方物を獻納した。よりて明治天皇は、畏くも「爾尙泰、能く勤誠を致す。宜しく顯爵を與ふべし。陞して琉球藩王

となし、叙して華族に列す。藩屏の任を重んじ、衆庶の上に立ち、切に朕が意を體して、永く皇室に輔たれ」と詔し給ひ、また藩王・夫人・使臣にそれ／＼物を賜はつた。

やがてわが國は、琉球がわが所屬であることの承認或は黙認を、まづ米國から、ついで佛・蘭・伊・獨・その他の諸國から得た。換言すれば、列國に對する聲明を成し遂げたわけだ。尤もこの時、英國だけは、「琉球は日・清兩國の所屬と信す。兩國にて保護せられんことを希む。」等と異議を唱へたが、わが政府の斷固たる決意に、彼もまもなく沈黙した。

征臺の議決す 備中小田縣民の遭害 六年三月、備中小田縣の民四人は、臺灣の東岸に漂着して、また／＼蕃族の劫奪に遭つた。

清國との交渉(臺灣の所屬問題について) 琉球の歸屬問題は解決し、生蕃の殺戮・劫奪は再度までも行はれたので、征臺の氣運は彌が上にも昂まつて、遂に副島種臣をして、蕃族問題について、清國政府との交渉を開かしめるに至つた。蓋し種臣は、これよりさき約一ヶ月(六年二月)、先年の締結にかかる條約の批准交換のために、特命全權大使として、清國に赴いてゐたのである。

清國全權に對つての種臣の發問は、「わが國、今琉球蕃民のために、臺灣の生蕃を懲治して後患を絶たんと欲す。貴國に於て異議なきや否や。」と云ふことであつた。而してそれに對する全權の返

答は、「生蕃は化外の民のみ」と云ふことであつた。だからこのとき種臣が、固く征臺を決意したのも理だ。即ち彼は「蕃人残忍にして我が民を害す。理當に懲罰すべし。若し貴國にして措いて治めずんば、わが國まさに一軍を遣はして、之を治めんと欲す。庶幾はくば他日異議あること勿れ」と念をおして歸朝した。

【考察問題】 清國政府が「化外の民」だと答へた理由如何。(一)責任を回避するため。(二)征臺の能力などは日本の國には到底あるまいと考へたこと。

征臺の議決す 種臣は歸朝すると大いに征臺を絶叫した。而してそれには武將・武臣、殊に征韓問題以來、現政府の平和的政策に密にあきたらなさを感じてゐる武將・武臣が共鳴した。また政府部内に於ても、主として對内政策を云ふ立場から、贊意を表する者が少くなかつた。つまり、「卑屈退嬰の腰抜け者の集會所だ」。ぐらゐに、國民は現政府を非難してゐたから、そを一掃する必要上、何等かの事端を構へねばならなかつたのだ。

されば征臺の議は、あたかも燎原の火の如くに、忽ちにして朝野を遍く走つた。

征臺軍の出發 西郷從道等の出發・臺灣蕃地事務局の設置 七年四月、陸軍中將西郷從道は、臺灣事務都督に任せられ、ついで陸軍少將谷干城・海軍少將赤松則良は參軍に任せられ、相共に兵

凡そ三千七百を率ゐ、日進・孟春等の軍艦に分乗して、まづ長崎に至つて屯した。

また之と同時に、臺灣蕃地事務局も置かれ、参議兼大藏卿大隈重信が、その長官に補せられた。

●**征臺反對の意見** 然るに征臺反對の意見が、はしなくも、二三の方面から強烈に響いて來た。第一は参議兼文部卿木戸孝允の反對だ。即ち彼は、「内治の未だ整はざるに、外に兵を用ふるは、甚だその意を得ざるもの。」と主張したが、やがてその容れられざるや、「治道の前後」及び「本末を誤れる所以」を論じ、以てその職を辭した。第二は米國公使の反對だ。即ち「締盟諸國の間に戦端の開かるるに際し、わが人民が船舶を貸すことは、國際法上、中立律に違反するものなり。」とて、嚴正中立をとり、貸船の約を悉く解いた。而して第三は英國公使の反對だ。彼は、「征臺の舉は必ず日本と清國との争端を開かん。」と論じた。

そこで流石のわが政府も、將に再議する所あらんとして、遽かに征師の發艦を止めしめた。

●**征臺の師遂に發す** されどスキツチはずでにきられて、はづみは充分についてしまつた征臺の師だ。どうして制止することが出來やうか。従道等は、政府の命令には耳をもかさず、「我れ自ら蕃人の巢窟を破りて後ち止まん。清國もし異議あらば、政府は宜しく、従道等は朝命を奉ぜざる脱艦不逞の徒なりと答へば足らん。」と、意氣頗る衝天、やがて五月、舳艫相啣んで長崎を發した。

蕃地平定

●**蕃族悉く降伏す** 征臺のわが軍は、臺灣南部なる恒春に上陸したが、その向ふ處に全く敵なく、諸酋長は何れも風をのぞんで降参した。たゞ牡丹社の生蕃のみは、流石に頑強に抗つたが、之もまもなく鎮定に歸した。

●**永久占領の計畫** ここに於てわが國は、都督府をはじめ、病院・道路・橋梁など、あらゆる平和的施設に力を盡した。永久的占領の計畫だ。

清國との交渉

●**清國の抗議・わが強硬なる態度** 清國は、臺灣征伐の舉を以て不當の出兵であるとして、まづわが政府に對して抗議を申込んだ。曰く、「臺灣はわが領土なり。貴國之を討つに當り、まづ之を我に告げざるは何の故ぞ。」と。次に都督府なる西郷従道に向つて、速かに師を環さんことを求めた。曰く、「貴國兵を出だすに當り、何ぞ豫め之を我に謀らざる。」と。また曰く、「聞くが如くんば、生蕃の遺種なほ山谿の間に潜伏す。我れまさに師を出だして誅伐せん。」と。よりて従道は、「客歲、わが使臣、事を具して之を貴國に謀れり。」と駁し、また更に語を續けて、「兵はわが職事なり。審爾たる小蕃民を征するに、何ぞ貴國の援兵を煩はさんや。抑々、貴國の信ほど頼むに足らぬものはなし。さきに貴國政府、わが使臣に答ふるに、生蕃は化外の民たるを以てす。而もその舌いまだ乾かざるに、今は即ちその所轄なりと云ふ。之れその信なきの一なり。初

め弊邦の師を出だすや、まづ貴國に告げ、然る後に於てす。而も今これを知らず云ふ。之れその信たきの二なり。わが民の害に遭ふ。既に二年を越ゆ。而して今に及びて、言を討伐に藉りて、兵を率ゐて来る。之れその信なき三なり。」と肉薄した。されば清の使節も遂に、云ふ語もなくして退去した。老大國は意氣地を持たぬ。

●柳原前光・大久保利通の談判 頑迷を装ふ圖々しい輩は、生れついでに頑迷者以上に度し難い。當時の清國が全くそれだ。即ち、わが國は、さきには全權公使柳原前光をして往復辯論せしめ、今はまた參議兼内務卿大久保利通を全權辦理大臣として、北京に至りて、その大臣等と談判凡そ一ヶ月にも及ばしめたが、解決の曙光は毛頭見えす、臺灣問題は轉じて日清の衝突とならうとしたのである。

●英國公使の調停 ここに於て、北京駐劄の英國公使ウエード氏は、日清もし開戦せば、自國貿易の上に少からぬ影響のあることを思ひ、居中調停の勢を執つたから、遂に互換條款を決し、十月(明治七年)之に調印した。その結果、清國は、(一)わが出兵の義舉たることを認め、(二)被害民の撫恤銀十萬兩と道路修築及び兵營建設費等四十萬兩とを支辨した。また我國は、臺灣駐屯の兵を撤去すべきことを約した。

やがて十一月、利通等歸朝し、ついで都督以下の將卒もまた凱旋した。

【練習問題】 (一)臺灣征伐の顛末(郵電)。 (二)伊達宗城(高校)。 (三)柳原前光。

第六章 北海道の拓殖、千島・樺太の交換



【北海道の拓殖】

幕末に於ける蝦夷經營 ●蝦夷を松前氏に還す 文化の末年以來、ロシア人の入寇が殆んど絶え、一時は騒がしかつた此邊も漸く靜穩に歸した。また當時は、内には尊王・攘夷の論議が鼎沸し、外からは諸國が開國を強要する等、極めて多事多端の折であつたから、幕府の蝦夷經營は

漸くその意に任せぬこととなつて來た。よりて幕府は、文政四年（二四八一年）、さきに收公せる東西蝦夷を再び、松前氏に還して治めしめた。

再び蝦夷を收公す。されど北邊の靜穩は、一時的・表面的の現象にすぎなかつた。すでにシベリヤ大陸を併呑し、進んで蒙古・滿洲方面にまで驥足を伸ばしたロシア人が、どうして我國だけは之を侵さないでるやうか。また蝦夷はその面積が頗る廣いとは云ふものの、人が少く、開拓がまだ充分でないから、松前氏は寧ろ微弱な一小藩と相選ばぬ。とするに、ロシア人の侵略を、松前氏一人て喰ひ止めやうとは覺束ない。よりて安政二年（二五一五年）、幕府は再び東西蝦夷を收公して直轄地となし、次第に經營の歩を進めて行つた。

經營の概況。經營の第一は、本營・支營を十數ヶ所に設け、仙臺・南部・津輕・秋田等の諸藩兵をして、蝦夷地防備の任に當らしめたことだ。第二は、屯田制に倣つて移民制度を設け、次第に人口の稠密をはかつたことだ。屯田制とは云はば軍隊制。蓋し、森林・原野あり、沼澤あり、熊ありアヌある未開蒙昧の地の開拓には、普通一般の移住制度では、その成績が頗る怪しいに違ひない。第三は、道路の開鑿・宿驛の新設等の如き交通の整頓及び促進だ。凡そ道路（後世は殊に鐵道）は開拓の魁をなすこと云ふまでもない。第四は産業の獎勵だ。農・商・工・鑛業等の經營者に對して、土地

の提供・資金の融通・機械器具の貸與等のあらゆる補助ををしまなかつた。第五は、寺院の建立・學校の設置等の如き、文化事業の促進だ。處女地の開拓に従事する人は、物質的の報酬には恵まれ易いが、精神的の糧には飢乏がらだから、常にかかる考慮が必要だ。

維新後に於ける拓殖の進歩

函館府の設置。大政の返上さるるや、朝廷にても直ちに蝦夷開拓の議が開かれて、明治元年四月、はじめて函館裁判所を設け、嘉彰親王を總督に、清水谷公考を副總督に任じ給ふた。然るにその翌月（閏四月）には、函館裁判所を廢して函館府をおき、公考を府知事に任じ、所謂地方三治（府・縣・藩）の一なる府制をここに行ふこととされた。

開拓使の設置。二年五月、榎本武揚等が降参して、五稜廓も陥り、北地悉く平定するや、やがて七月、函館府を廢して開拓使をおき、鍋島直正を開拓使長官に任じ、力を拓殖に盡さしめられた。また翌八月には、蝦夷を北海道と改稱し、分ちて十一國（渡島・後志・石狩・天鹽・北見・釧路・根室・千島）八十六郡とされた。

札幌開拓使廳の設置。四年六月、開拓使を廢して札幌開拓使廳を開き、黒田清隆をその長官に任じ、また出張開拓使廳を函館及び根室に、出張所を各郡に設けて、土民を撫育し、内地人の移住・開墾を獎勵し、炭坑を開き、屯田兵をおく等、大いに力を盡さしめた。されば開拓の業は、札

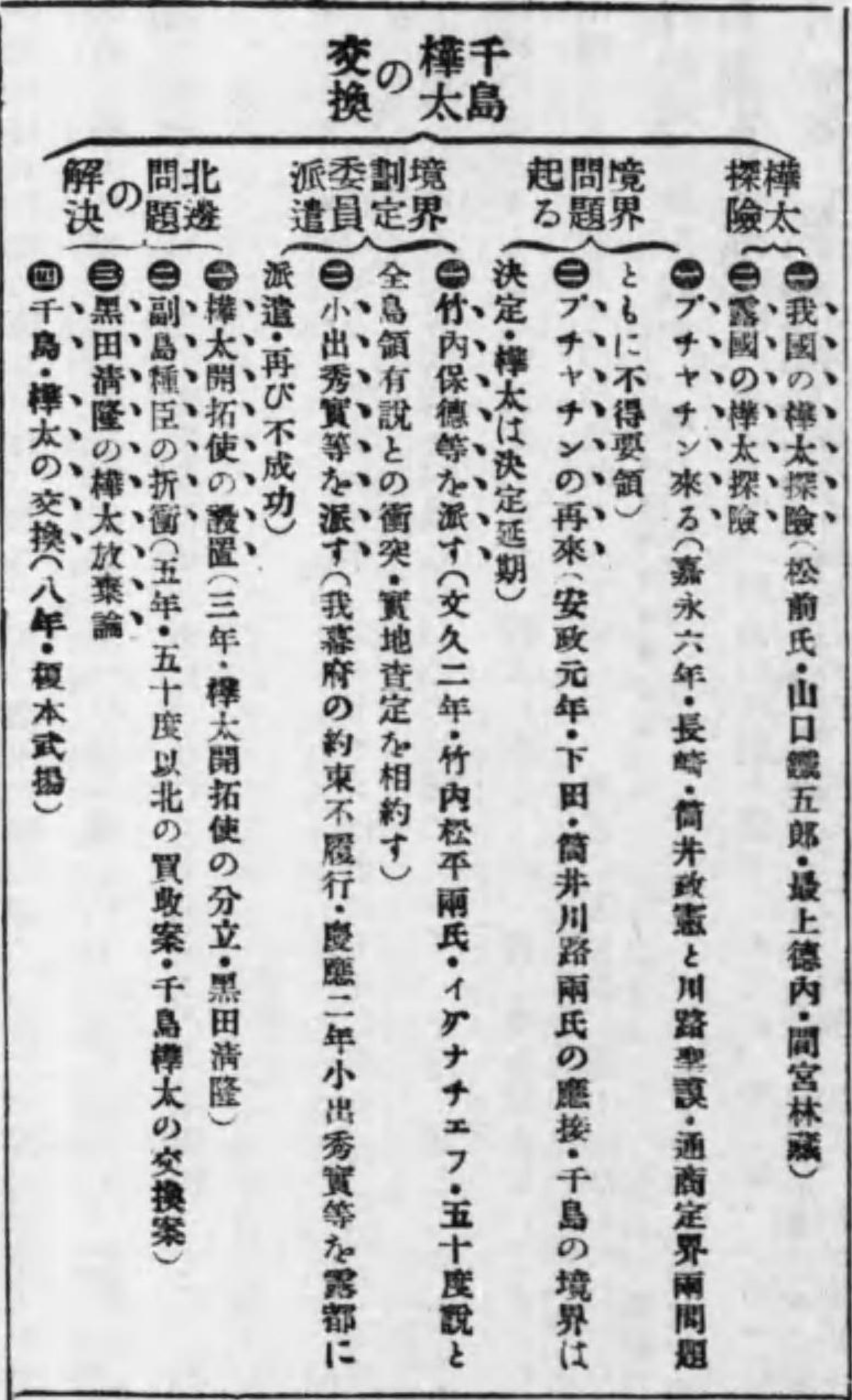
幌を中心として、次第に各地に行き渡つた。かくて十四年八月卅日から九月七日まで約十日間、北海道は、畏くも明治天皇の御巡幸を仰ぎ奉るの光榮に浴した。

④北海道廳の設置 ついで十五年二月、開拓使廳を廢して札幌・函館・根室の三縣をおいたが、後やがて三縣を廢して北海道廳をおき、以て全道を管せしめ、かつ要地には支廳を設け、或は屯田の制を變じて師團とした。即ち、次第に今日の道廳六市十四支廳(札幌・小樽・函館・旭川・室蘭・釧路・狩野知・上川・留萌・宗谷・網走・根室・釧路國・河西・浦河の十四支廳)の制に近づいた。

【札幌神社】 明治二年九月朔日、神祇官に詔して、北海道開拓の爲めに神を祭らしめられたが、後ち之を札幌に遷さしめ給ふたもの、即ち今の札幌神社の起源である。官幣大社にして、大國魂命・大己貴命・少彥名命の祭神とする。本邦古來の習俗たる祭政一致、或は惟神の道が、ここに偲はれて面白いではないか。

【千島・樺太の交換】 我國の樺太探險 初め松前氏の蝦夷を領するや、寛永年中、その家士を樺太に派したことがあつた。おそらく我國人の樺太探險の最初であらう。ついで天明年中には、山口・鐵五郎等が、幕命を奉じて、樺太の南端を探險し、また寛政年中には、最上徳内(もがみ)等が、

同じく幕命をうけて、更に探險の歩を進めた。かくてやがて間宮林藏の大探險となつたのだ。けれどもそれ



は前に已に述べた。露國の樺太探險 然るに此頃、ロシアも亦頻りにシベリヤ拓殖の歩を進めてゐたが、終に南下して

樺太に表はれた。

と云ひ、我は「千島はもとより我が領土だ。いまさら交換の必要もないものだ。」と逆撃した。加ふるに、やがて征韓論が破裂して、種臣は職を辭して野に下つたから、北地境界の問題はまたく中止となつた。

●黒田清隆の樺太放棄論 此の時に當り、開拓使次官黒田清隆は、政府に建議して曰く、「樺太の地たるや**沍寒磽确**、之を領有するも、經濟的收支は全く償はず、反つて日露兩國渦亂の淵源地とならぬとも保し難いから、名を棄て、實に就き、姑息を去りて果斷に出で、速かに國家富強の大本を確立するために、領有を放棄するに如くものはない。而して樺太の開拓に投じてゐた費用は、轉じて之を北海道へ移して戴きたい。」と。高處大局から見た此の植民政策の利害得失は別として、當時の廟議は、とにかくこの建議を採用した。さきには非征韓論を主張した程の消極政策の政府であるから、ここに樺太放棄論に賛したのも無理ではあるまい。

【考察問題】 歐米諸國の制度文物を視察して歸つた岩倉具視一行の恐歐米病(?)と、その植民政策を視察して歸つた黒田清隆の恐露病(?)とが、當時の我が外交政策に及ぼした影響如何。

●千島・樺太の交換 ここに於て明治七年、我が國は、駐露公使榎本武揚に命じて露國政府と交渉せしめ、翌八年、千島列島を收めて、樺太に對する一切の要求を撤廢した。所謂千島・樺太の交換

だ。好んで求めた結果だとは云へ、あまりに見事な失敗だ。

第一款 大日本皇帝陛下は、其の後胤に至るまで、現今カラフト島の一部を所領するの權利、及び、君主に屬する一切の權利を、全露西亞國皇帝陛下に讓る。……後略。

第二款 今露西亞國皇帝は、第一款に記せる樺太島の權利を受けし代りとして、其の後胤に至るまで、現今所謂クリル群島即ち第一シユムシユ島・第二アライド島・第三パラムシル島・第四マカンス島・第五チンネコタン島・第六ハリムコタン島・第七エカルマ島・第八シヤシコタン島・第九ムシル島・第十フイコケ島・第十一マツラ島・第十二ラシヨロ島・第十三スレドネリ及びウシシル島・第十四ケトイ島・第十五シムシル島・第十六プロトン島・第十七チエルボイ及びブラツト―チエルボエフ島・第十八得撫島、共計十八島の權利及び君主に屬する一切の權利を、大日本國皇帝陛下に讓る。……後略。

即ち、樺太は此の年(明治八年)九月、千島は同年十月、互に授受を完了した。

【練習問題】 (一)明治初年に於ける北海道拓殖の狀態。(二)千島・樺太の交換(陸經)。(三)竹内保徳。

第七章 地方の擾亂

【佐賀・熊本・秋月・萩の亂】

第五編 現代 第七章 地方の擾亂

佐賀の亂 亂徒佐賀に起る。さきに江藤新平は、征韓の議が行はれないために、西郷隆盛等と袂を連ねて野に下つた。然るにこの頃、佐賀縣士族の中にも亦、新平の所論を賛する征韓黨や、



率せる西郷隆盛や、高知藩士の牛耳を執れる板垣退助等と呼應して、政府反對の一大運動を企てたのだ。

現政府の施設に不平を抱ける憂國黨が囂起して、相共に悲歌慷慨した。蓋し、當時はひとり佐賀藩士ばかりに限らない。久しく慣れ來つた家祿を失ひ、漸く貧困に陥つたため、封建の舊制を慕ひ、密かに亂を思ふ者が、殆んど全國に充ちてゐた。庶莫やがて佐賀藩士、江藤新平とは固く相結んだ。前者は、首領として新平を迎ふることによりて、己等の目的の貫徹を志し、また後者は、己が手足として佐賀縣士族を率き具し、以て薩摩藩士を統

● 兵亂及び鎮定 明治七年二月、叛徒凡そ二千五百人は、小野商會を襲ふて金錢を掠奪したことを手始めとして、佐賀縣廳を襲ふては權令岩村高俊を逐ひついで佐賀城に據つて、勢が頗る猖獗を極めた。けれどもやがて大久保利通が、熊本鎮臺等の兵を率ゐて之を攻め、また征討總督嘉彰親王が、近衛兵及び東京鎮臺等の兵を率ゐて赴き討ち給ふに及び、さしもの賊軍も潰滅した。

● 新平等の處罰 新平は鹿兒島に奔つて、西郷隆盛に投じやうとしたが容れられず、よりて轉じて土佐の板垣退助の許に奔つたが、また容れられなかつた。蓋し、彼のまさに亂を作さんとするや、「我れ若し兵を佐賀に擧げなば、薩土の一藩は直ちに應ずべく、長崎・肥後等にも不平の士多ければ、必ず來り投すべく、九州・中國・四國並び起れば、天下響應して、現政府を倒すことを得ん」との確信を以てしたが、それは空中樓閣的な夢にすぎなかつたからだ。即ち、齊しく現政府改革運動の旗幟をおし立ててゐるとは云へ、隆盛及び退助の企劃は、更に更に根底的な而も大規模なものであつたからだ。かくて新平は梟首された。

その他、斬十人、懲役百四十人、除族二百四十人、禁錮七人、免罪者一萬七百三十人などだ。

熊本の亂 ● 神風連起る。佐賀の亂に刺戟せられて、不平の武士は、これより各地に蜂起した。その著しいものの第一は神風連で、大野鐵平(時に太田黒)以下百七十餘人から成り、西洋心酔の現

政府に抗ふて起つたものだ。換言すれば、神道に歸し、守舊の説を持しやうとする徒黨である。即ち、神風連又は敬神黨の名ある所以だ。

●**叛亂及び平定** 九年十月、彼等は遽かに起つて、鎮臺を襲ひ或は縣廳を犯し、司令長官種田政明を殺し、縣令安岡良亮を傷け、以下多數の縣官及び士卒を殺傷した。されどもなく、鎮臺の兵の起つに及ぶや、孤立無援の中に苦闘しつつ、平けられた。

●**秋月及び萩の亂** 秋月の亂 神風連と呼應して、舊秋月藩士宮崎車之助等四百餘人もまた、現政府を誹議して亂を作した。が、小倉分營の兵に撃たれて、幾程もなく破られた。時に九年十一月。

●**萩の亂** 同年同月而も殆んど同日、前兵部大輔前原一誠もまた、神風連と呼應して、徒黨二百人を集めて叛を圖つた。されどもまた平定されり。

●**各地の土寇** 佐賀・熊本・秋月・萩の諸亂の頃は、土寇（云はば農民及び町人の合同一揆）も各地に蜂起した。試みに明治五年以後の記録を探れば、次のとおりだ。五年四月、新潟縣の土寇。「神社・佛閣及び諸貢租 悉く舊幕府の制によるべく、また外國人を國內より掃蕩すべし。」と叫び、また、天照皇、徳川家恢復、朝敵奸賊征伐」の旗をおし立てた。同年八月、山梨縣の土寇。租税を拒んだ。六年一月、大分縣の土寇。舊藩知事を復し、

諸新令を廢棄せよ。」と唱へた。同年六月、北條縣（美作國）の土寇。外國人の通行を禁じ、徵兵令・小學校・太陽曆を廢棄せよ。」と唱へた。同年同月、福岡・鳥取・島根・名東（讃岐國）諸縣の土寇。主張は北條縣のそれと略々同様。七年二月、宮崎縣の土寇。主として納税の事に反對した。九年十二月、茨城・三重兩縣の土寇。主張は同上。

以上を通觀すれば、土寇蜂起の共通原因は、第一は租税に對する反對だ。彼等は、「正しい租税の膨張は、正しい國費の膨張であり、やがて國力の伸暢であり、國民各個の地位の向上である。」ことを解しないのだ。第二は徵兵に對する恐怖だ。もとく兵農一致のわが國であり乍ら、武門・武士興起の中世以來、兵士及び農民が對然と分離した。とすれば、徵兵忌避は一つには社會制度の罪だ。第三は舊藩主及び舊將軍に對する愛着の念だ。純理を棄てて情意に趨る美しい心（惡意に云へば頑固な心）は、素朴な農民に獨特な心理だ。而して以上の外には大きい原因は殆んどない。「錢」と「命」と「情意」とは、原因の殆んど全部であることも理から知れぬ。太陽曆や「小學校に對する反對」は、それが新政府の施設であるが故の反對で、かの「坊主にくうて袈裟までにくい。」の譬そのままだ。

【西南の役】

鹿兒島の私學校

●私學校の設立 征韓論破裂の後、郷里鹿兒島に歸つた西郷隆盛は、桐野

利秋・徳原國幹等と共に、私學校を設立し、ひたすら子弟の教養に力を致した。私學校は、その本校

西南の役

<p>●私、校の創立(桐野篠原等と共に。本校は鹿兒島・分校十三は縣下各地)</p> <p>●私、校の目的(私學校綱要・帝權確立と國威發揚とを盡し得る人材の養成)</p> <p>●隆盛の聲望(大英傑もたならす)</p> <p>●私、校黨に對する政府の警戒(脾肉を嘆する私學校黨・縣下悉く私學校黨・私學校黨の動靜と天下の危機)</p> <p>●隆盛の舉兵(十年二月・政府の挑戰的態度・私學校黨の憤慨・舉兵・縣令大山綱良の援助・薩摩人士の後援)</p> <p>●熊本城の攻防戰(熊本城は西南役の關ヶ原・城將谷干城の守備堅し)</p> <p>●征討の令下さる(京都より・熾仁親王を征討總督・山縣河村諸將の進擊)</p> <p>●各地の戰ひ(植木木葉兩驛間・南關・高瀬・山鹿・吉次越・田原坂)</p> <p>●官軍別働隊の進擊(黒田山田兩將・肥後八代に上陸・熊本城の圍み解く)</p> <p>●官軍の追擊(豊・肥・日・薩・隅各地の戰)</p> <p>●隆盛等の戰死(精兵五六百・西郷以下の將帥なほ在り・心的膏木の陣・二旬餘の包圍の後ら總攻撃・十年九月廿四日城山陥る)</p> <p>●日本赤十字社の起り(佐野常民等の博愛社・博愛社の發達概況)</p>	<p>●私、校の創立(桐野篠原等と共に。本校は鹿兒島・分校十三は縣下各地)</p> <p>●私、校の目的(私學校綱要・帝權確立と國威發揚とを盡し得る人材の養成)</p> <p>●隆盛の聲望(大英傑もたならす)</p> <p>●私、校黨に對する政府の警戒(脾肉を嘆する私學校黨・縣下悉く私學校黨・私學校黨の動靜と天下の危機)</p> <p>●隆盛の舉兵(十年二月・政府の挑戰的態度・私學校黨の憤慨・舉兵・縣令大山綱良の援助・薩摩人士の後援)</p> <p>●熊本城の攻防戰(熊本城は西南役の關ヶ原・城將谷干城の守備堅し)</p> <p>●征討の令下さる(京都より・熾仁親王を征討總督・山縣河村諸將の進擊)</p> <p>●各地の戰ひ(植木木葉兩驛間・南關・高瀬・山鹿・吉次越・田原坂)</p> <p>●官軍別働隊の進擊(黒田山田兩將・肥後八代に上陸・熊本城の圍み解く)</p> <p>●官軍の追擊(豊・肥・日・薩・隅各地の戰)</p> <p>●隆盛等の戰死(精兵五六百・西郷以下の將帥なほ在り・心的膏木の陣・二旬餘の包圍の後ら總攻撃・十年九月廿四日城山陥る)</p> <p>●日本赤十字社の起り(佐野常民等の博愛社・博愛社の發達概況)</p>
--	--

を鹿兒島におき、分校十三を縣下の各地においた。而してその費用としては、隆盛自らの賞典祿の全部を抛つて充て

た

●私學校の目的 私學校設立の趣旨は、左の私學校綱要を一讀すれば明かである。隆盛は、それを自ら手書して、各校に頒つた。

道を同うし、義相協ふを以て暗に集合せり。故にこの理を研究し、道義に於ては一身を顧みず、必ず踏み行ふべきこと。

王を尊び民を憐むは、學問の本旨なり。然らば此の天理を極め、人民の義務に臨みては、一向難に當り、一同の義を立つべきこと。

帝權の確立と國威の發揚とは、偏へに武力を基礎としてのみ成されるものだ。信じた彼は、優柔不斷。文官中心の現政府に代つて、豪邁果敢。武官中心の新政府の現はれる必要を痛感した。かくて、「君國のためには一向難に當るべき大人材」の陶冶に意をそ、いだ。

●隆盛の聲望 當時、鹿兒島に於ける隆盛の聲望は、古今の大英傑もただならぬ著しきであつた。されば私學校生徒は、みな隆盛を「先生」と稱び、「先生のためには死生もなほ辭せず」と云つて結束した。勿論、私學校の生徒自身も、士・庶民の尊信と聲望とを一身にあつめた。薩士にして私學校生徒でないものが奴隷視されたのも、大久保利通や川路利良が、「大久保・川路を油で揚げ

て、薩摩西郷どんのお茶鹽氣（ちやしほけ）等と罵られたのも理だ。

西南の役 ①私學校黨に對する政府の警戒 (一)私學校生徒の面々は、薩摩隼人の若武者揃ひであつたから、現政府の華奢柔弱、動もすれば神國を忘れて歐米に歸依せんとするの様を見ては、到底黙過（もくくわ）が出来なかつた。さきに佐賀・熊本・秋月・萩等の諸戰亂に際しても、彼等は腕を扼（く）して脾肉を嘆（たん）じ、あやうく爆發を見やうとした。(二)鹿兒島の地や、上は縣令より下は戸長・區長等の一小吏に至るまで、悉く同縣の人を用ゐて、依然として封建の形を存し、而もそれらは多くは私學校黨に屬する人々であつた。(三)鹿兒島にして起たんか、全國各地に潜（ひそ）む不平の武士は、一齊（いっせい）に蜂起（はち）しないとも限らなかつた。されば鹿兒島は宛然（えんぜん）たる一大敵國の觀を呈した。その動靜は直ちに以て、天下の安危（あんゐ）を決するバロメーターだと考へられた。政府が鹿兒島を憚（おそ）ること甚だしく、叛亂を未發に制せんとして、萬策を弄して警戒したのも理だ。

●隆盛の舉兵 明治十年一月、政府は、鹿兒島屬廠（ぞくじやう）に藏せる陸軍省の彈藥及び機械類を、悉く大阪砲兵支廠に移さしめた。また海軍大輔河村純義（じゆんぎ）をして、その座乗艦に縣令大山綱良を招き、彈藥掠奪（りやくさつ）のことを詰問（きつもん）せしめた。(これはよりさき私學校黨) 或は警視廳二等少警部中原尙雄等廿一人（みな鹿兒島出身者）を歸郷せしめた。

ここに於て私學校黨の面々は、「何故に吾等をしかく疑ふか。」「何故にわが縣令を拷問するか。」「警官の歸郷は何故なるか。」等と大いに愾（い）して、隆盛に告げたから、隆盛も遂に意を決し、同年二月、兵一萬二千を率ゐ、「政府に問ふ所あり。」と稱して、鹿兒島を發した。

時に縣令大山綱良は、官金を出して軍費を助け、かつ書を作りて、舉兵の理由を、沿道の府縣及び鎮臺に報じた。また戰に加はらぬ士・庶民（しよじん）も、「西郷様が御國のために遊ばす事を邪魔（じま）だて致す惡漢（わるもの）」たる大久保が家を打ち壊し、或は「大久保・川路は鱈（たら）か鯨魚（じゆぎよ）か、隊（たい）（鯛（たい））に追はれて逃げて行く。」等と唄（うた）つてはやしたてた。

【考察問題】 (一)西郷隆盛が大山綱良に與へた書中に、「小生は正を以て起ち、正を以て斃（た）るること、始めよりの目的に候。華聖頓（わせいとん）・那破倫（なぱりん）・湯武（たうぶ）云々は、中々小生輩の事に非ず。萬一不幸にして相破れ、屍（かばね）を原頭（げんとう）に曝（さら）し、藤原廣嗣（ふじのひろつぐ）とその品評を同じうするも、足利尊氏（あしかがのむねうぢ）となるを望まざるなり。」と云ふ一節がある。之を（た）とほして、彼の舉兵の動機を窺（うかが）せよ。(二)「幾歴（いくれき）辛酸（しんぱん）志始堅、丈夫玉碎恥（ち）概全（がいぜん）、我家遺法人知否、不（な）爲（な）兒孫（こゝろ）買（か）美田（みでん）」は、隆盛の詩の一つである。之によりて彼の性格の一端を窺へ。

●熊本城の攻防戰 隆盛の軍はまづ熊本城を攻め圍み、屢々猛襲（まうしゆ）に猛襲（まうしゆ）を試みた。されど城將司令長官陸軍中將谷干城（たにのぼり）も亦、鎮臺兵を督して、重圍の中によく固守して屈しなかつた。蓋し、熊

本の地は、實に西南戦役に於ける關ヶ原であるからである。隆盛が大山綱良に與へた書の一節にも、その間の消息が表はされてをる。

熊本落城相成り候はば、嘗にわが兵の根據確立するのみならず、各府縣風靡して諸國蜂起し、九州は之づ平定すべし。故に此の處の勝敗、此の度の大關係に候。

征討の令下る。時に天皇は、西幸して京都におはしたが、鹿兒島の報を得給ふに及び、直ちに蹕を此の地に駐め、隆盛征討の令を下された。即ち、有栖川宮熾仁親王を征討總督となし、陸軍中將兼參議陸軍卿山縣有朋、海軍中將兼海軍大輔河村純義を參軍となし、第一旅團司令長官として陸軍少將野津鎮雄、第二旅團司令長官としては同三好重臣、第三旅團司令長官としては同三浦梧樓を任じ、諸兵齊しく發して熊本に向はしめられた。

各地の戦ひ。熊本城救援軍の先鋒は、陸軍少佐乃木希典の率ゐる小倉の營兵が試みた。然るに薩軍は、之を植木・木葉兩驛の間に邀へ撃ちて大勝し、退くを追ふて南關に迫つた。抑々南關は、肥後・筑後兩國の境に位する要驛にして、關ヶ原なる熊本の第一前哨地(第二而して最後の)とも稱ぶべき處であつたから、官軍は死力を盡して之を扼守し、やがて第二旅團司令長官三好重臣の救援を得て、穩かに薩軍を撃退した。

「薩軍は堂々たる士族の兵士で、官軍は俄か仕込みの平民の兵士だ。」と、それが薩軍の誇でもあり、同時に彼等の強味でもあつた。さば云ふものの、衆寡は到底敵し難い。南關を奪取し得なかつた彼等は、高瀬に退き、山鹿に敗れ、吉次越の激戦には篠原國幹も傷つて墮れた。ただ田原坂の戦に於ては奮戦十數日、大いに官軍をやました。

「乃木大將と聯隊旗」植木・木葉兩驛間の戦ひに、乃木少佐の統率する第十四聯隊は、十字敵火の焦點に立ち、惡戦苦闘、遂にやむなく退却したが、この退却に際して、聯隊旗手河原林少尉は、追撃軍の蝟集をうけ、白刃亂下のもとに、身に數十窟を蒙つて戦死した。云ふまでもなく、聯隊旗はまもなく、驛間をあぐる敵の陣頭に懸つた。

之を聞くや乃木聯隊長は、淚泣然として失望の色深く、暫しは言葉もなかつたが、稍々あつて、「抑々軍旗は、大元帥陛下の親しく賜ふ所なるに、今これを失ひたりとありては、何の顔ありてか、生きて陣を陛下に謝し奉るべき。いざや此上は軍人の覺悟、聯隊長の面目、ただ腹掻き裁きて、此の不覺を謝し奉るの外なし。」と、著けたる軍服の胸を寛げ、東に向つて腹かき切らんす氣配をなした。もしも此の時、部下の將卒の、「事情としてはさもあるべけれど、いま隊長が自刃されんには、わが聯隊の此の後を如何にすべき。」との嘆願がなかつたならば、少佐は此のとき確かに、軍旗に殉じてゐたに違ひない。

爾來、星霜うつること三十五、當時の聯隊長は、日清・日露の諸戦役その他に、嚆々たる武勳を輝かしたが、自刃の念はその間も常にやまず、明治天皇崩御と拜承するや、遂に深く殉死し奉つた。

さきに自刃の意を讀した聯隊長を、凡庸の懦夫と混同するな。いま殉死し奉つた將軍を、一介の厭世の徒と誤解するな。聯隊長時代と將軍時代との間に、心の矛盾があると批難するな。明治のわが楠公は、死にうち克つて罪を償ふた。人間難事最大の難事をなしたのだ。

【田原坂の戦ひ】田原坂の戦ひは、西南戦役中の最も激しい戦であつた。蓋し、この戦たるや、熊本城の死活を決し、ひいては官・薩の死活に係はるものであつたからだ。有栖川宮熾仁親王の撰文にかゝる「田原坂戦跡記念碑」の文中に、左の如き一節がある。

夫れ田原の地たる、斷崖道を夾み、羊腸崎嶇たり。賊、精銳を盡して堅壘を築き、咆哮出沒虎狼の如く、要害、形を異にし、攻守、勢を異にす。而してわが軍殊死して戦ひ、夜を日に繼ぐ十有七日、遂に之を拔く。死傷四千餘人。抑々西征の役、鏖戦數百、而して未だ田原坂の如き劇あらざるなり。苟くも此の坂にして抜けず、賊をして南關を破りて北せしめば、則ち四方不逞の徒、必ず疊に乘じて起ち、禍また測る可からず。而してその然らざるもの、實にこの一勝に由る。

官軍別働隊の進撃 かかる間に官軍は、陸軍中將黒田清隆・陸軍少將山田顯義をして、別働隊を

率ゐて、海路より肥後の八代に出で、以て敵背を衝かしめた。時に熊本城は、重圍をうくること已に五旬、糧食殆んど盡きはてて、命旦夕に迫つてゐた。加ふるに愛媛・福岡・大分等の諸地方にも、薩軍に呼應して起つものが少くなかつたが、雲霞の大兵を腹背にうけては、流星に如何ともしべからず、熊本の圍を棄てて退却した。

官軍の追撃 關ヶ原たる熊本は、かくて首尾よく官軍に歸した。されば之より官・薩兩軍勢力の消長は、「逃げ行く者は日に衰へ、追ひ進む者は益々振ふ。」の理法にもれず、プラス・マイナスの加速度的大反對を作るに至つた。即ち、豊・肥・日・薩・隅各地の追撃戦に、官軍は殆んゞ連戦連勝、遂に隆盛等を城山に追ひ詰めた。

隆盛等の戦死 城山の守兵は總兵凡そ五六百と數へられた。或は斃れ、或は離散して、出發當時の一萬二千に比ぶれば、今更ながら哀愁をそそる。けれども彼等は、幾十度か砲煙彈雨の中を馳驅して、而も斃れなかつた精兵揃ひだ。また彼等の指揮者は、依然として、西郷隆盛をはじめとして、桐野利秋・別府新助・村田新八等の勇將だ。加ふるに彼等の陣たるや、實に死力を盡しての心的背水の陣だ。

されば官軍も、功を急がば反つて死傷の多かるべきを慮り、ただ包圍を嚴にして、決して輕々し

くは攻めなかつた。二旬餘を経て、敵の疲弊の漸く加はれるを見るや、はじめて總攻撃を行つて、やがて之を抜いた。時に十年九月廿四日。隆盛・利秋・新八等以下多數の將卒が戦死した。官軍に抗して而も賊名を得ない。全く君國を念ふての舉兵であつたからだ。また私學校黨に擁されてのやむなき舉兵であつたからだ。

孤軍奮闘破圍還、 一百里程懸壘間、 吾劍已摧吾馬驚、 秋風埋骨故鄉山、

日本赤十字社の起り この役に際して、佐野常民・大給恆等の人々は、總督に請ひて博愛社を創立し、戦地に病院を設け、官・薩を問はず、その傷痍・疾病を治した。之れ日本赤十字社の起りである。

【博愛社の發達】 明治十九年、わが政府は赤十字條約に加盟したから、翌二十年、博愛社は日本赤十字社と改名し、かつ萬國赤十字社聯盟に加入した。爾來、その長足の進歩發達は、殆んど萬國に比なく、殊に日清・日露・日獨戦役等に於ては、大いに中外の賞讃を博し、今や世界に於ける赤十字社の模範を以て稱へられるに至つた。

【練習問題】 (一)西南の役(海兵)。 (二)江藤新平の亂。 (三)敬神黨。 (四)秋月の亂(高校)。 (五)前原一誠。 (六)隆盛の私學校。 (七)谷干城。 (八)田原坂。 (九)佐野常民。 (十)日本赤十字社の起り(高校)。

第八章 朝鮮の事變、天津條約

朝鮮の事變	濟物浦條約	十五年の變	十七年の變	京城條約
<ul style="list-style-type: none"> ●朝鮮國政の改革(江華條約以來進歩黨優勢・國王・閔氏・金玉均・堀本禮造) ●大院君の不滿(保守黨・閔氏を嫉む) ●保守黨の暴舉(十五年七月・大院君の煽動・鎮兵の蜂起・政權を強奪) ●花房公使の遭難(公使館襲撃・堀本中尉等の戦死・公使等長崎に歸る) ●花房公使京城に赴く(高島仁禮諸將と共に・八月・國王に要求提出) ●義實怒りて濟・浦に退く(大院君の不誠實・仁川に退去・熾和決裂か) ●清國の仲裁をも拒む(丁汝昌等を派遣・黎庶昌をして仲裁を提言・斷然と拒絶・大院君を天津に拉致) 	<ul style="list-style-type: none"> ●濟物浦條約(兇征の處分等六ヶ條・進歩黨の朝鮮となる・我が國威伸暢) ●獨立・事大兩黨の對立(獨立黨は金玉均・日本・改新の政・獨立の實、事大黨は閔氏・支那・守舊の政・屬邦として) 	<ul style="list-style-type: none"> ●獨立黨の蹶起(十七年・竹添公使の援助・蹶起の理由・1事大黨の橫暴・2閔氏の收歛・3支那の狡計・4支那の劣勢) ●清兵の暴舉(袁世凱等わが公使を襲撃・國際道標上の大罪人) ●わが公使の退去(仁川に) 	<ul style="list-style-type: none"> ●井上馨を高島樺山諸將と共に京城へ派遣・謝罪國書の捧呈等四ヶ條 	

【朝鮮の事變】

明治十五年の變

●朝鮮國政の改革 さきに明治九年、江華條約が締結されて、朝鮮我國
 事が修好するや、進歩黨は次第に勢を得て、政府部内は忽ちにして改革の機運を以て充たされた
 即ち、國王がまづ銳意政治にいそしんだ。王后閔氏の一族が、力をつくして國王を扶けた。或は
 黨の首領たる金玉均・徐光範等の人々が、わが國に派遣されて、具さに制度・文物を視察して歸り、
 またわが陸軍中尉堀本禮造等も招聘されて、軍隊の新式訓練を施した。

●大院君の不滿 この様を見て大院君は、心はなほだ不滿であつた。之れ一つには彼れが保守黨
 であるからだ。進歩黨の手に次第に政府が壟斷されて行くことは、彼としては此上もない不快で
 あるに違ひない。また二つには閔氏一族の横暴を惡むからだ。當時の閔氏一族は、名を國政の改
 革に藉り乍ら、或は官爵を獨占し、或は兵士の糧米を與へずして私する等、目にあまる私利私腹
 を敢てした。折角の進歩黨の努力を無にするわけだ。わが國恩をも思はぬ沙汰ではないか。

●保守黨の暴舉 十五年七月、大院君は遂に、兵糧米不拂の件に事よせて、京城の鎮兵五千餘人
 を煽動し、彼等をして、閔氏一族並びに多くの廷臣を殺害せしめ、己は國王に迫りて政權を強奪
 した。父子の親すら辨へず、小我のためには大我を憂はず不埒の人だ。

●花房公使の遭難 大院君一派の暴行は、而もそれだけには止まらず、無法にもわが公使館を襲
 撃し、火を放ちて之を焼き、堀本中尉以下七人を戦死せしめた。よりにて公使花房義質は、部下の衆
 二十八人を率ゐ、圍を衝いて難を仁川に避け、轉じて濟物浦に赴き、之より船によりて英船に投
 じ、やがて長崎に歸つて、事の次第を政府に急報した。

●濟物浦條約 ●花房公使京城に赴く、ここに於て我が政府は、まづ外務卿井上馨を下の關に遣
 はして、公使花房義質を長崎より召し、之に旨を授けしめ、ついで陸軍少將高島鞞之助、海軍少將
 仁禮景範をして、兵を率ゐ、公使を護衛し、急に朝鮮に赴かしめた。

義質すなはち京城に入り、八月廿日、國王に謁して要求の個條を呈し、三日以内に決答あらんこ
 事を求めた。蓋し、清國の援助を恃む保守黨の天下の朝鮮政府に對しては、この最後通牒的な急
 激手段をこゝの外はなかつたのだ。

●義質怒りて濟物浦に退去 果せる哉、大院君は善後策を講ずるの誠意を有せず、言を左右に
 託して、限られた日をも空しく過ごしてしまつたから、義質は大いに怒り、二十三日、俄かに京
 城を去りて濟物浦に至り、艦中に歸つた。まさに干戈にも訴へ兼ねまじい身構へだ。決裂が目睫
 の間に迫つたことを思はしめる。

●**獨立黨の蹶起** 明治十七年、獨立黨は俄かに起つて、閔泳翊・閔臺鎬以下數人の事大黨領袖を殺傷し、國王を擁して、わが公使館の援護を請ふた。よりて公使竹添進一郎は、一中隊の兵を率ゐるて王宮を護衛し、更に大いに彼等を扶けて、朴永孝・金玉均以下獨立黨の士を以て政府の要路に配し、まさに國政の大維新を行はうとした。

抑々獨立黨の蹶起したのは、次の様な理由によるのであつて、無法の暴舉では決してない。(1)當時わが國は前に約した填補金五十萬圓の中から四十萬圓を還附して、朝鮮國政の改革の資に充てしめる等、心からなる援助を盡したが、獨立黨の勢力は依然として振はず、事大黨の横暴甚だしく、ために國政の前途に少からざる暗影を投じてゐたこと。(2)事大黨の領袖たる閔氏一族は、官爵を削り、收斂を事とし、殆んど國政を顧みず、ひたすら私利私慾にのみ汲々としてゐたこと。(3)事大黨の後援者たる清國も亦、朝鮮國政の紊亂に乗じて、國境の劃定問題を提出し、新たに豆滿江を以て境として、分水嶺一帯の地凡そ百方里を詐取したこゝ。(4)加ふるにその清國は、フランスと事端を開くや、物の見事にうち破られた。だから頼むに甲斐なきものだと言はれたこと。●**清兵の暴舉** 獨立黨の蹶起して、援助を我に求むるや、清國政府は、袁世凱をして兵二千を率ゐる、事大黨の朝鮮兵ミ聯合軍を組織して、王宮を襲はしめた。僅かわが一中隊に對して、雲霞の

敵軍の亂射亂撃だ。流星の我も到底勝を制しやう術がない。みるみる中に王宮は焼かれ、王は清軍の手に奪はれた。

何といふ暴舉ぞ。事大黨を扶けるならば、何故に獨立黨のみを討たないのか。何故に我國にまでも暴行を加ふるのか。獨立黨と我國との別を立てなかつた清國は、もはや國際道德上の罪人だ。

●朝鮮問題に關する條約、十八年三月、朝鮮問題の根本的解決の爲、伊藤博文と李鴻章、撤兵教官出兵の三件

●清兵の暴行に關する公文書(附屬公文を李鴻章より伊藤博文へ)

●天津條約に對する我國民の不平、「撤兵」教官を派遣せずの兩件は朝鮮に於ける我が勢力を覆すもの。「附屬公文」の内容は犯人を不問に附するもの。臥薪嘗膽の必要)

天津條約

●我が公使の退去 亂撃をうけて、我が公使以下の諸員は、金玉均・朴永孝等と共に仁川に退去した。そこで閔氏一族は國王の命を拜受して、首尾よく事大黨の新政府を組織した。とは云へ、云ふまでもなく、嵐の中の小康だ。

●**京城條約** 仁川より發せる竹添公使の急報に

接するや、我が政府は、直ちに外務卿井上馨を特派全權大使とし、陸軍中將高島勲之助・海軍少將樺山資紀を伴ひ、朝鮮に往きてその罪を問はしめた。かくて翌年一月、京城條約(漢城條約)を締結し、(1)謝罪國書の捧呈、(2)撫恤金及び償

金十一萬圓の支拂ひ、(3)兇徒の處罰、(4)わが公使館の建築等を諾せしめた。

【天津條約】

●朝鮮問題に關する條約 明治十七年の京城の變は、獨立・事大兩黨派の政權爭奪には相違ないが、實際上は、朝鮮問題についての日清兩國の衝突であつたから、該事變の根本的解決のためには、清國との談判を必要とする。さきに結ばれた京城條約の如きは、いはば枝葉末節にもすぎないものだ。されば明治十八年三月、政府は、伊藤博文を特派全權大使とし、西郷從道を副使とし、海軍中將仁禮景範・陸軍中將野津鎮雄等を従はしめて清國に派し、彼の國の全權大臣李鴻章と天津に會して、所謂天津條約を結ばしめた。その中に曰く、

- 一、議定す。中國は朝鮮に駐紮するの兵を撤し、日本國は朝鮮に在りて使館を護衛するの兵を撤す……後略。
- 一、兩國均しく允す。朝鮮國王に勸め、兵士を教練し、以て自ら治安を護するに足らしむ。……中略……
- 嗣後、日・中兩國、均しく員を派し朝鮮に在りて教練することなからん。
- 一、將來、朝鮮國もし變亂重大の事件ありて、日・中兩國或は一國、兵を派するを要する時は、是にまづ互に行文知照すべし。……後略。

即ち、第一は撤兵の件、第二は向後朝鮮に教官を派せざるの約束、第三は將來出兵の場合の取り極めである。

●清兵の暴行に關する公文書 この時なほ、我國は、清兵の暴行に關して詰る所があつたから、それに関して左の附屬公文を、李鴻章より伊藤博文へ交附した。

前略……應に本大臣に由り、員を派して訪査し、若し果して當日、日民を殺掠せしこと確として見證あらば、中國の軍法に照らして、嚴に従ひ懲辦すべし。……後略。

●天津條約に對する我國民の不平 はじめ大使伊藤博文の清國に赴かんとするや、國民は齊しく望んで曰く、「清人の暴逆を責めて、その罪を謝せしめよ。」と。また曰く、「朝鮮半島における清國の勢力を一掃せよ。」と。然るに談判の結果は、極めて我に不首尾であつたから、國民は甚だしく憤慨した。即ち、「守備兵の撤去」と「教官を派遣しない約束」とは、今日まで我が國が朝鮮半島で築きあげた勢力を、根こそぎ覆へすものではないかとも悲憤した。「確とした見證あらば、嚴に處罰すべし。」と云ふことは、結局、犯人を不問に附せんがための遁辭だとも慷慨した。尤もだ。元來、形式から内容を律することは、明かに論理上の大矛盾であり乍ら、而も尙ほ人はこの矛盾に陥り易い。當時の支那が、歐米列強からまで恐れられたのもこのためだ。また我が國が、微弱

の朝鮮からまで侮られたもののためだ。その支那と我國との取組だから、天津條約の不首尾もある程度まではやむを得まい。活氣横溢・意氣壯大の年少國よ、ただ臥薪嘗膽を標語とせよ。

【練習問題】 (一)明治十五年の變。(二)金玉均。(三)花房義質。(四)明治十七年の變(海兵)。(五)竹添進一郎。(六)天津條約締結の顛末(陸士)。

第九章 立憲政體の確立

民選議院設立の建白・愛國公黨の組織

民選議院
愛國公黨

- 民選議院設立の建白前における立憲政體樹立の運動(御誓文第一條・徴士貢士の制・公議所及び待詔院・正院及び左右兩院・木戸孝允の政規制定意見)
- 民選議院設立の建白(七年一月・副島後藤・江藤・板垣・小室・古澤・由利・岡本)
- 愛國公黨の組織(副島等・組織の目的)
- 民選議院設立は時期尚早(加藤弘之の命)

●民選議院設立の建白前における立憲政體樹立の運動 明治七年に於ける民選議院設立の建白及び愛國公黨の組織は、我國立憲政體樹立の最初の白熱的運動であつた。されど我等は、眼を暫く、この運動以前の狀態に注がねばならぬ。

明治元年三月、畏くも五箇條の

立憲政體の確立

政府の漸進主義

- 早論・副島等の反駁・尙早論の勝利
- 立憲政體樹立に関する詔(時機次第に熟す・井上馨の斡旋の大阪會議・八年四月十四日大詔煥發)
- 地方官會議(八年六月・地方民會の事等か討議・自治制施行の第一歩)
- 民權自由の説(新聞雜誌・政談演説)
- 國會開設の請願(十三年一月岡山縣の有志・愛國社・その他より)
- 國會開設の大詔下る(有司の私曲・十四年十月十二日二十三年開設の詔)
- 政黨の組織(政黨組織の目的・政治的知識の訓練・政綱の確立・團體的勢力・自由黨・改進黨・立憲帝政黨)
- 國會開設に對する政府の準備(歐米視察・制度取調局・憲法草案成る・樞密院)
- 憲法發布(廿二年二月十一日)
- 皇室典範の裁定(憲法發布と同日)
- 帝國議會の召集(二十三年十一月)

國會開設の大詔

憲法發布

帝國議會の召集(二十三年十一月)

御誓文の劈頭に宣はく、廣く會議を興し萬機公論に決すべしと。之れ實に、二千五百有餘年來、傳へ傳はつて來た民本主義的精神の大闡明であり、同時に將來の立憲政體樹立の運動への大礎石であつた。

で、御誓文の御趣旨は愈々擴充されて來た。なほ四年七月、正院及び左右兩院を太政官におき、左院を以て法制議定の府となし、輿論政治を日に日に完成の域に近づけたこと等、詳しくは前に述べた。

【木戸孝允の立憲政體樹立論】 民選議院設立の建白前における立憲政體樹立の運動として、木戸孝允の「政規」制定意見を一瞥するの要がある。明治六年十月、征韓論が破裂して、西郷隆盛以下五參議の辭職するや、「朋黨糾纏の弊を避け、眞に國利民福を謀るには、立憲政體を樹立する外に道はない。」と考へて、「政規」制定の意見書を草し、在朝の有司に之を示した。政規とは今日の憲法である。一節に曰く、「今日の急務はまづ大令を頒つに如くものはなし。さきの五條に就き、數款を増加し、典則を建て、而して後患を防ぎ、つとめて生民を教育し、それをして品位賤劣の地を出で、以て全國の大成を期せしむべきなり。人民の品位すでに高く、有司方にその際に乘じて心を國家に盡さば、則ち將來の洪福あげて數ふべからず。之に反して、大成を期する能はずして、一二の賢明、一己の利達に徇ひ、民意の向背を問はず、政府の樞要に據り、威權の大柄を持し、功名を之れ圖り、名譽を之れ營み、萬緒の國務、萬事、文明各國に擬せんと欲し、而して輕舉驟行至らざる所なければ、則ち國歩の艱難、恐らくは累卵の危きに及びて、而してその輩、亦從ひて天下人民の責めを免るべからず。是れ、某、此の言を述べ、政規典則を建つるを

以て、今日の急務となす所以なり。」

但し、此の意見は、當時未だ輿論を動かすには至らなかつた。

●民選議院設立の建白 征韓論の破裂に際して、板垣・副島・後藤・江藤の諸參議が、職を辭して野に下るや、天下の形勢が頗る騒然を極めたから、彼等は屢々會して、國家將來のために相議した。然るにたま／＼前左院少議官小室信夫・古澤滋の兩人は英國より歸朝して、同國議院政治の美制を稱揚し、大いに之を四參議に説いた。よりにまづここに六人の提携が成り、ついで新たに前東京府知事由利公正・前大藏大丞岡本健三郎の兩人を加へ、連署を以て、民選議院（今日の帝）設立の建白を提出した。時に七年一月十八日。その冒頭に曰く、

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに、上、帝室に非ず。下、人民に非ず。而して獨り有司に歸す。夫れ有司、上、帝室を尊ぶと云はざるに非ず。而して帝室漸くその尊榮を失ふ。下、人民を保つと云はざるに非ず。而して政令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出づ。言路壅蔽、困苦言ぐる所なし。夫れかくの如くにして天下の治安ならんことを欲す。三尺の兒童も猶その不可なるを知る。因循改めずんば、恐らくは國家土崩の勢 致さん。臣等愛國の情、自らやむこと能はず。乃ち之を振救するの道を講究するに、ただ天下の公議を張るにあり。天下の公議を張るは、民選議院を立つるに在るのみ。

●愛國公黨の組織 この建白と同時に、種臣等はまた、愛國公黨を組織した。忠君愛國の道を全うせんがために、我等人類に天の賦與せる「通義權利」を主張保全せんことを期するもの、換言すれば正常なる民権を擁護伸暢して、美しき立憲政體の樹立を期して相盟約せる一大政黨である。政府の漸進主義 ●民選議院設立は時期尙早 民選議院設立の建白は、政府は之を、時期尙早として拒絶したが、その尙早論者の急先鋒は、當時獨逸學者の泰斗と仰がれてゐた加藤弘之である。彼は一書を草して、副島・後藤・板垣の三氏に送つた。その中に曰く、

前略：…國家治安の基礎を固うする、公議を張るより善きはなし。然るにその間に一難事なき能はず。何をか難事と云ふ。即ち、公議必ずしも至論明説ならざるを云ふなり。歐・米文明開化の各國に於てすら、なほ且つ或は之を免るる能はず。況んや、開化未然のわが國に於てをや。…中略…我が邦人、方今漸く文化に向ふと雖も、農商に至りては、多くはなほ依然たる昔の農商にして、無智不學自ら甘んじ、敢て振起するを求むるに至らず。たゞ士族に至りては、大いに之を憂ふるが如しと雖も、然れども、やや事理を解するものは恐らくは僅々のみ。

勿論、副島・後藤・板垣の三人は、直ちに弘之のこの説に論駁を與へた。弘之が獨逸人ビーデルマンの政治學説を引用して論ずれば、副島等は英吉利人ミルの政治思想を藉りて、完膚なきまでに撃拂する。加ふるに大井憲太郎・森有禮・津田真道・西村茂樹等の論客が、或は彼を扶け、また此を勵まして呼號する。鎖國の舊套を脱して僅か十數年の我國とは思へない程の華々しさだ。

尙早論が大いに官界を風靡すれば、設立論は限なく民間に漲り渡る。延期か設立か、設立か延期か。一時は逆踏を許さぬ伯仲の形勢を示したが、やがて江藤新平が佐賀の亂を作して斃れ、ついで臺灣征伐及び之に伴ふ外交問題の繼起が、人心を外に轉向せしめるに及んで、尙早論が遂に勝を占めた。

●立憲政體樹立に關する詔 然るに翌八年四月十四日には、立憲政體樹立に關する左の詔が發布された。之れ一つには、立憲政體樹立の希望が、官・民を通じて、次第に濃厚になつた結果であること云ふまでもないが、また一つには、前大藏大輔井上馨が、朝野軋轢の狀を大いに憂へ、大久保利通・伊藤博文等の官界代表者と、在野の西郷・副島・後藤・板垣・木戸(木戸孝允は、臺灣征伐の非下つた野に)等とを大阪に會議せしめ(但し隆盛は出席しなかつた、)、相互の主張を融和せしめた結果に外ならぬ。

朕即位の初、首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を求む。幸に祖宗の靈と群臣の力とに賴り、以て今日の小康を得たり。願ふに、中興日遠く、内治の事當に振作更張すべきも

の少しとせず。朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設け、以て立法の源を廣め、大審院を置き、以て審判の權を鞏くし、又地方官を召集し、以て民情を通じ公益を圖り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す。汝衆庶、或は舊に泥み故に慣るること莫く、又或は進むに軽く爲すに急なること莫く、其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれ。

直ちに元老・大審の二院をおき、かつ地方長官會議召集の詔を發せられた。元老院は今の凡そ貴族院に當るもの。貴族及び勳勞學徳ある者を選びて議員とし、地方官會議は衆議院に凡そ當るもの。各地方の長官が、その管轄地方の人民の代表者の意味を以て相會議するものである。また大審院は上告の判定を掌り、天下に無告の民を無からしめんがために設けられたものである。

●地方官會議(第一回地方官會議) この年(八)六月、天皇は、第一回地方官會議を東京に召集し、議場に臨御ありて、親しく開會を宣し給ふた。之より會期凡そ一ヶ月、御垂問の議題たる(1)道路・堤防・橋梁の事、附、民費の事、(2)地方警察の事、(3)地方民會の事、(4)貧民救助の方法の事、(5)小學校の設立及び保護方法の事の五つの中、始めの三つを討議したが、就中、國民一般の期待たる第三の地方民會の事に關しては、一戸、區長を議員として、府縣會・區會を開くべき事。を議決した。地方自治制度の發達史上、注意に値する重要議決であつた。

【その後の地方官會議】 地方官會議の召集は、毎年と云ふことに定まつてゐる。されど九年には東北巡幸の事によりて、十年には西南戦争によりて、共に召集されず。十一年三月に至つて、漸く第二回の會議が開かれた。討議題目であつた(1)府縣會規則(2)地方稅規則(3)郡區町村編成法等の中で、第一の府縣會規則は、參政権を地方人民に分つる第一歩であり、従つて中央議會開設の階段として注目を要する。翌十二年には召集されず、十三年に至りて、第三回の會議が開かれた。討議題目は、(1)島嶼殊制(2)郡區町村區域名稱(3)府縣會規則(4)地方稅規則改正(5)郡區吏員俸給(6)區町村會法(7)備荒儲蓄法等であつた。

十四年以後の會議は、従前の如く公開されず、かつ討議でなくて單なる諮問となつたから、その本來の面目たる「管下人民の代表者としての會議」と云ふ意義は、全く失はれたと云はねばならぬ。一つには、政府に時期尚早的氣分が濃厚であつたためだらう。二つには、殆んど有名無實の民選議院たる地方官會議に對して、國民が大なる期待を注がなかつたためだらう。而して三つには、内治外交極めて多事多端の折であつたためだらう。一言にして云はば、政府も民間も、もつともつと根底的な立憲政體の樹立を標榜して、緩急それの歩みを續けてゐたからだらう。

國會開設の勅諭 ●民權自由の説 これよりさき新聞・雜誌の刊行が漸く増加して、民選議院

設立の建白書や、愛國黨本誓書等をはじめとして、諸家の政治意見や評論を、競ふて採録發表したから、さなきだに擡頭せる民権自由の説は、愈々世に行はれる様になつて來た。また之と同時に、政談演説も次第に各地に行はれて、社を立て、黨を結び、速かに國會を開設して政治を改革せんことを冀ふに至つた。

●國會開設の請願 十二年十二月、岡山縣の兩備作三國の有志は、悲壯慷慨の檄文を發して、まづ「同胞三千五百有餘萬の兄弟」を警醒し、ついで翌年一月、早くも國會開設の請願を元老院に提出した。之より請願運動の各地に起るもの日に多く、中にも板垣退助の率ゐる愛國社は最も雄大、東京・大阪・新潟以下二府二十二縣・無慮八萬七千人の名を連ねた大請願をした。

●國會開設の大詔下る 筆に舌に、全國黨々として、物情頗る靜かならぬ時、はしなくも有志の私曲は曝露された。開拓使官有物拂下事件それだ。されば國民も今や大獅子吼、有志の私曲の根本的剪除策は、ただ國會開設の一事にあるのみと、政府に肉薄したから、政府も即日御前會議を開き、遂に國會開設の勅許を奏請した。時に十四年十月十二日。

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ、中古紐を解くの乾綱を振張し、大政の統一を總攬し、又夙に立憲の政體を建て、後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す。爾に明治八年に元老院を設け、十一年に府縣會

を開かしむ。此れ皆、漸次基を創め、序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し。爾有衆、亦朕が心を諒とせん。

顧みるに立國の體、國、各々宜きを異にす。非常の事業、實に輕舉に便ならず。我祖我宗、照臨して上に在り。遺烈を揚げ、洪謨を弘め、古今を變通し、斷じて之を行ふ。責朕が躬に在り。將に明治二十三年を期し、議員を召し國會を開き、以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし、經畫の實に當らしむ。其組織權限に至つては、朕親ら衷を裁し、時に及で公布する所あらんとす。

朕惟ふに、人心は進むに偏して、時會速なるを競ふ。浮言相動かし竟に大計を違る。是れ宜しく今に及んで譴訓を明徴し、以て朝野臣民に公布すべし。若し仍ほ故らに躁急を争ひ、事變を煩はし、國安を害する者あらば、處するに國典を以てすべし。特に茲に明言し、爾有衆に諭す。

●政黨の組織 ここに於て、民間にありては、さきに民選議院設立の運動に盡した力の悉くを擧げて、政黨の組織に轉向せしめた。一つには民衆の政治的知識を訓練するためだ。二つには公明正大の政治的方針(政綱)を確立するためだ。三つにはこの政綱の貫徹を期するための團體的勢力を得るためだ。かくて十四年十月、板垣退助は自由黨を組織し、翌十五年三月、大隈重信は改進黨を組織して、相共に政府に抗ひ、また同年同月(十五年三月)、福地源一郎は立憲帝政黨を組織して、

政府擁護の運動にあつた。

憲法發布 國會開設に對する政府の準備 國會開設に對する準備として、政府は、憲法の制定に全力を盡した。それは凡そ左の順序で進行した。

十五年、參議伊藤博文等を歐洲諸國に遣はして、その制度・典例を調査せしめ、かつ議院制度實施の狀況を視察せしめた。十六年、博文等歸朝す。十七年、新たに制度取調局を宮中に設け、博文をその長官となし、憲法の起草と諸制度の制定とに従事せしめた。十八年、内閣組織の成るに及んで、法制局を内閣におき、從來制度取調局で行つてゐた事業をここに移した。やがて憲法及び附屬法規の起草を終る。二十一年、樞密院を創置して、伊藤博文を議長とし、元勳・功臣を議員とし、且つ天皇の親臨と親王の御列席を仰いで、憲法及び附屬法規草案の審議をはじめ、翌二十二年に完成した。

【本邦獨特の憲法】「我が國には我が國獨特の憲法がなければならぬ。徒らなる歐米の模倣は棄てればならぬ。」と。それが博文の所見であつた。だから彼は、起草に際して、次の諸點に留意したと云つてゐる。(1) 尊嚴なる皇位。(2) 多數人民の尊敬をうけてゐる封建諸侯の存在。(3) 國民から君主へ強要する憲法ではなく、君主から國民へ與へられた憲法。即ち欽定憲法であること。(4) 日本全國は例へば一大家族である。

換言すれば、國民は一體意識の觀念に強い。だから理智よりも寧ろ感情を主としたこと。(5) 天皇神權説(西洋史上に所謂王權神授説)の保守思想を懐く遺老があるかと思ふと、他方には、モンテスキュー・ルソー等の極端な民權自由の説に耳を傾ける者がある。兩極端を避けて、力めて中庸を求めたこと。

之等の詳細は「開國五十年史」中にも、伊藤公の所論として收めてある。

●憲法發布 廿二年二月十一日、紀元節の佳辰を卜し、皇祖・皇宗の靈に告げて、帝國憲法を發布し、同時に左の上諭を下し給ふた。

朕祖宗の遺烈を承け、萬世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ、其の康福を増進し、其懿德良能を發達せしめむことを願ひ、又其の翼賛に依り、與に俱に國家の進運を扶持せんことを望み、乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し、茲に大憲を制定し、朕が率由する所を示し、朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして、永遠に循行する所を知らしむ。國家統治の大權は、朕が之を祖宗に承けて、之を子孫に傳ふる所なり。朕及朕が子孫は、將來此の憲法の條章に循ひ、之を行ふことを愆らざるべし。

朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し、及び之を保護し、此の憲法及法律の範圍内に於て、其の享有を完全ならしむべきことを宣言す。

帝國議會は、明治二十三年を以て之を召集し、議會開會の時を以て、此の憲法をして有效ならしむるの期とすべし。將來若し此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば、朕及朕が繼承の子孫は發議の權を執り、之を議會に付し、議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外、朕が子孫及臣民は、敢て之が紛更を試みることを得ざるべし。

朕が在廷の大臣は、朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すべく、朕が現在及將來の臣民は、此の憲法に對し、永遠に従順の義務を負ふべし。

抑々憲法は、國家統治の大法を定めたもので、之を發布して臣民に參政の權を分與し給ふ事は、建國以來の盛事であるから、衆庶みな聖旨を感戴して、歡呼の聲が都鄙に滿ちた。

●皇室典範の裁定 憲法發布と同じ日、また皇室典範、御裁定があつた。皇位繼承その他皇室の大事に關する根本法則にして、歴代行ひ給へる舊例を經として成文となし、以て範を後世に示し給へるものである。

帝國議會の召集 翌二十三年十一月、憲法の定むる所によりて、第一回の帝國議會を召集し、天皇親臨して、開院の式を擧げさせ給ふ。光榮ある議長と副議長とは、貴族院では伊藤博文と東久世通禧、衆議院では中島信行と津田眞道であつた。ここに於て、萬世一系の皇室を奉戴せる我が

立憲政體は、始めて完全に樹立された。

【貴族兩院議員資格】 貴族兩院議員の資格は、當時に於ては、左のとほりであつた。現在のそれと比較して異同を研究せよ。

●貴族院議員資格 (1)皇族 皇族の男子、成年に達したるもの全部。(2)公・侯・伯 公侯爵の滿廿五年に達したるもの全部。(3)伯・子・男爵 伯・子・男爵の滿廿五歳に達したる者が、爵別の互選によつて議員を出す。(4)勅選議院 國家に勳勞あり、または學識ある滿三十歳以上の男子にして、特に勅選せられたる者。(5)多額納稅者 各府縣に於て、滿三十歳以上の男子にして、土地或は工業・商業につき多額の直接國稅を納むる者十五人中より一人を互選し、勅任せられたる者。

●衆議院議員資格 (1)日本臣民の男子にして、年齢滿廿五歳以上の者。(2)選舉人名簿調製の期日より前、滿一年以上その府縣内に於て本籍を定めて住居し、なほ引き続き住居する者。(3)選舉人名簿調製の期日より前、滿一年以上その府縣に於て、直接國稅十五圓以上を納め、なほ引き続き納むる者。

【練習問題】 (一)立憲政體樹立の次第(海經)。(二)憲法發布前の地方官會議。(三)愛國公黨。(四)制度取調局。(五)憲法發布の顛末(海兵)。(六)立憲政體の樹立についての伊藤博文の功績。(七)皇室典範。

第十章 制度の發達、文物の進歩

制度の發達

- 内閣制度の創立**
 - 制取調局の設置 (十五年博文等の歐米視察、十七年制度取調局設置、改正案の起草)
 - 内閣制度の内容 (内閣各省) 十八年内閣制度創立、首相、外内大陸海司文農選の九大臣
 - 〔從來の官制との比較〕 事務官、政務官、無責任、責任、煩瑣、簡捷、似而非統一、眞の統一
 - 内大臣、宮内大臣、宮中顧問官 (十八年、三條實美、伊藤博文、河村純義以下の諸卿)
 - 樞密院 (廿一年、伊藤、寺島、憲法草案審議會)
- 法制の整備**
 - 市町村制 (廿一年、隣保團結の舊慣尊重、都市及び町村の權義を法律で保護、行政議政兩機關を有する獨立の自治體)
 - 郡制、府縣制 (廿三年、市町村同様な自治體)
 - 諸法典の制定 (廿三年、裁判所構成法、民法)

内閣制度の創立 ● 制取調局の設置。官制の改革は、維新以來、屢々行はれて來たことを前に述べたが、それらの改革は、多くは大寶令の古制を襲ふにすぎなかつたから、明治十五年、政府は伊藤博文等を歐洲諸國に遣はして、具さに其制度・典禮・憲法政治の狀況等を視察せしめた。立憲政體を樹立して、海外萬邦と並び進まうとするには、世界的政治思想を大いに參酌するの必要があつた

文物の進歩

- 教育の進歩**
 - 民事訴訟法・商法、後に民法商法は大改正)
 - 教育制度 (明治五年學制、十二年教育令、十三年改正教育令、十九年小學校令等)
 - 教育の主義 (教育界に於ける思想の動搖) 歐米心醉の熱、民權自由の謳歌、教育の主義方針及び師弟の關係について動搖、〔文部卿の訓示〕十四年、福岡孝悌、小學教員及び府縣學務官に訓示、皇國固有の道德教に基づく儒教主義に據れ、〔教育勅語の煥發〕煥發の御理由、廿三年十月卅日
 - 學校の設立 (帝國大學・高等學校) 東京、京都、東北、九州、北海道、京城の六帝大、一高以下卅餘校、〔官公立大學・私立大學〕東京商大等、慶應義塾大學等、〔その他〕官公私専門學校
 - 徴兵令の改正 (明治五年徴兵令、屢々改正)
 - 軍人勅諭 (十五年、忠節・禮儀・武勇・信義・質素)
- 兵制**

からである。博文等は翌十六年に歸朝したから、翌々十七年、新たに制度取調局を設け、博文をその長官とし、參議院議員井上馨、同議官補伊東巳代治等を委員として、從來の官制に大改正を加ふるの案を起草せしめた。(前章參照)

● 内閣制度の内容 (内閣各省) かくて十八年十二月、内閣制度が創立された。即ち太政大臣、左右大臣、參議、卿等を悉く廢して、新たに外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の九省をおき、各省の大臣及び各省の大臣を統率する内閣總理

大臣を以て内閣を組織せしめた。法律上、政府を指して内閣と稱ぶのは、此の時にはじまつた。内閣總長大臣伊藤博文、外務大臣井上馨、内務大臣山縣有朋、大藏大臣松方正義、陸軍大臣大山巖、海軍大臣西郷從道、司法大臣山田顯義、文部大臣森有禮、農商務大臣谷干城、逓信大臣榎本武揚、右が我國最初の内閣の顔面であつた。

【從來の官制との比較】 いまこの内閣制度を、從來の官制と比較すると、著しい相違として次の諸點がある。(1)從來の各省の長官たる卿は、單に太政大臣の命を奉じて之を遵行する事務官たるにすぎず、従つて天皇に對して責任を負はないが、内閣各省の大臣は、皆悉く政務官たり、従つてその主務の政治については、天皇に對して責任を負ふ。(2)また従つて各省大臣は、一々太政官の決を仰ぐの煩累がない。かくて政務の運用は、自ら敏活簡捷である。(3)從來の官制と新官制とを「統一」と「分裂」との正反對だと結論するの愚をやめよ。前者の統一は、太政大臣の專制的・壓迫的の統一であるが、後者の分裂は、内閣總理大臣の統率の上に立つ分裂であるから、全體的大統一の前階段としての各省大臣の個性發揮である。即ち、全體中に部分を觀じ、部分中に全體を觀する眞の統一である。

宮中の諸職 内大臣・宮内大臣・宮中顧問官 内閣制度が府中に創立されたと同じ時、宮中の

は内大臣・宮内大臣・宮中顧問官等がおかれた。而して内大臣には三條實美、宮内大臣には伊藤博文(兼)、宮中顧問官には河村純義・佐々木高行・福岡孝悌・寺島宗則・佐野常民等、かつて諸省に御たりし人が任命された。

樞密院 やがて廿一年、天皇は、重要な國務に關する至高の諮詢機關として、樞密院を設け、樞密院議長としては伊藤博文(内閣總理大臣としては、黒)、同副議長としては寺島宗則を任命せられた。而して最初の樞密院會議は、實に有栖川宮熾仁親王・小松宮彰仁親王・以下すでに丁年を越え給へる諸親王、内大臣三條實美、内閣各省大臣、その他元勳及び鍊達の人々から成る憲法草案審議會であつた。

法制の整備 市・町・村制 二十一年、左の上諭を發して、市制及び町村制を公布せられた。

朕、地方共同の利益を發達せしめ、衆庶民の幸福を増進することを欲し、隣保團結の舊慣を尊重して、益々之を擴張し、更に法律を以て、都市及び町・村の權義を保護するの必要を認め、茲に市制及び町村制を裁可して、之を公布せしむ。

即ち、一つには隣保團結の舊慣の尊重のためだ。もろく江戶時代に於ては、名主(庄)・組頭・百姓代・五人組等の制があつて、すでに地方自治の制が布かれてゐたが、維新當初の舊物破壊と中央

集權との思想は、見事にこの自治制を織滅した。よりていま舊慣に復されたわけだ。二つには都
市及び町村の権利義務を、法律を以て保護するためだ。こは明かに歐米の新思想で、我國固有の
美風を基礎として、その上に更に諸外國の長を積まうとする考に外ならぬ。

かくて今や市町村は、行政機關(云はば)としては公選の市町村長を、議政機關(云はば)として
は、同じく公選の市町村會議員より成る市町村會を有して、殆んど完全な獨立の自治體となつた。
換言すれば、權利を有し義務を負へる一個の法人として、殆んど中央政府の干渉をうけず、東西
各地、その宜しきに應じて、任意の治をなすに至つた。確かに政治史上の一大飛躍だ。

郡制・府縣制 　ついで二十三年には、郡制及び府縣制が公布された。郡制は、郡を以て町・村の
上に位する自治體とする規定であつて、府縣制は、府縣を以て郡市町村の上に位する自治體とす
る規定である。而して郡長・府縣知事が、公選でなくて官吏であることは、市・町・村長と明かに
異なる所。郡會・府縣會が、一定の選舉資格をもつ人民の公選であることは、市・町・村會と略々趣を
同じくする所である。

諸法典の制定 　二十三年にはまた、裁判所構成法・民法(一部)・民事訴訟法・商法の發布があり、
爾來、之等と關係を有する諸法典も續々として發布せられた。

【裁判所構成法】 主として佛・獨兩國の制に倣つたもの。裁判所は之を分ちて大審院・控訴院・地方裁判所・區
裁判所の四級とし、上の三級は合議制とする。また司法官は、憲法の條規に基いて終身官たることを保證
される。嚴正な制決をなさしめんがためである。

【民事訴訟法】 主として獨逸法に倣つたもの。明治三十一年及び四十四年に、幾分かの改正を加へた。

【關係法典】 裁判所構成法と並んで辯護士法、民法・商法等の附屬法として不動産登記法・供托法・競賣法・
戶籍法・人事訴訟手續法・非訴事件手續法等。

その後數年にして、民法及び商法に大改正が加へられた。殆んど外國直輸入の從來の法典では、
我が國の民俗・習慣に適合しない點が少くないからだ。

【民法】 二十三年公布の部分は、財産に関する大部分(財産編・財産取得編の一部分・證據編)及び人事に関する部分(人事編・財
産取得編の相)であつた。改正民法は、内容を佛國法典に倣ひ、編制法を獨逸法典に倣つたもの。二十九年に第一
編總則・第二編物權・第三編債權の三編を、三十一年に第四編親族・第五編相続の二編を公布して完成した。

【商法】 改正商法は三十二年に公布された。多くは獨逸商法を參酌し、總則・會社・商行爲・手形・海商の五編
からなる。

教育の進歩 　教育制度 　明治五年、學制を頒布して八大學區・二百五十六中學區・五萬三千

七百六十小學區の規模の制を定めたことは、すでに前に述べたのであるが、後ち明治十二年には、**教育令**を發布して、この學區制度に大改正を加へ、一町村で、或は數町村聯合で小學校を設けしめ、官省はただその大綱を示すに止め、細目は専ら町村の自由に放任することとした。然るに當時のわが國民がまだ自治的訓練に乏しかつたためか、僅か一年とも経たない中に、全國の學事は急に衰微の徴を生じ、或は既設の學校を閉鎖する者さへ生じて來た。よりに翌十三年、更に改正**教育令**を頒布して、ひたすら振張につとめ、ついで十五年には、**小學校教則大綱**を定めて、再び強制必遵の舊に復した。

森有禮は歴代文部大臣中の白眉として稱へられる。十八年の**教育令改正**の後を承けて、翌十九年、**小學校令・師範學校令・帝國大學令・諸學校通則等**を制定した。我が國の教育制度が確立したのは、實に此の頃からである。

●**教育の主義** 【教育界における思想の動搖】 王政維新後、我が國民は上下を通じて、**歐米心醉**の熱にうかされて、舊來の歴史事物は、悉く之を姑息因循として斥けた。福澤諭吉が、「古の忠臣義士が君の爲めに討死したのは、權助が主人の一兩の金を落して途方に暮れ、旦那へ申譯がない。ミ思案を定めて、並木の枝で首を縊るのと同様だ。たゞ因果づくで、旦那へ申譯の爲めにするこ

とで、かの忠臣義士が一萬の敵を殺して討死するのも、權助が一兩の金を失ふて首を縊るのも、その死を以て文明を益することのないのは、まさしく同様の譯である。」と、得々として楠公權助論をやりだして、大向ふの喝采を博したのもこの時だ。大學生が女學生と相擁して、夜會や舞踏會に心を奪はれ、或は英語で忠臣蔵を演じたもこの時だ。加ふるに當時は、都鄙至る處に、**民權自由**の説が行はれ、縱談辯論、甚だ慎みのない世であつた。當時の人は恐らく、**權利**を知つて義務を解せず、自由を誤解して放縱としてゐるに違ひない。

されば教育界に於ても、思想の動搖が著しく、まづ**教育の主義方針**については、或者は**バイブル**を修身教科書とせよと叫び、或者は**孔・孟**の教を高唱し、また他の者は固陋偏狹な意味での神道を唱へた。四分五裂、動搖に動搖、全く進み行くべき道に迷つた。つぎに師弟の關係にも動搖を來した。全人格を以て全人格を薰陶する我國古來の風習が廢れて、一片の知識を一片の金で致ふる打算的風習が全盛を極めた。美しい松村塾の學風を拋棄して、不健全極まるルソーの民約論的思想に隨喜するは何と云ふ不面目のことぞ。

【**文部卿の訓示**】 されば福岡孝悌の文部卿たるや、深く時勢を察し、十四年、小學校教員心得を示して、殊に重きを道德の教育におかしめ、また府縣學務官を召集して訓示する所があつた。そ

の旨趣は、凡そ左のとほりである。

教員たるものは、たゞ修身教科書の理解だけで満足しては決してならぬ。必ず己れ自らの知徳圓滿にして、言行端正、其仁、愛すべく、其威敬すべく、その世故老練し、能く兒童を統理するの人たることを期せればならぬ。

府縣學務官たるものは、教員としては、碩學・醇儒にして徳望あるものを選出し、生徒をしては、益々恭敬・整肅ならしむることを期せればならぬ。

要するに、修身の教授に際しては、必ず皇國固有の道德教に基づいた儒教主義に依るやうにとめることを忘れてはならぬ。

これ即ち、教員養成に特別な教育を必要とする所以だ。やがて森有禮の文部大臣たるや、特に師範學校令を公布し、師範教育に大刷新を加へた所以だ。

【教育勅語の煥發】 文部卿福岡孝悌の示達は、確かに時勢救済の大箴言たるを失はぬ。とは云へ如何せん。滔々たる混濁の流れの時代的大思潮は、一文部卿のこの堤防的箴言ぐらゐは、わけもなく洗ひ盡して、行く所を知らなかつた。まさに大海瀆の襲來だ。小丘上に時局救済の指揮刀を振り、聲をからせる人それ自身、否、丘それ自身すらも、洗ひ流さうとする勢であつた。

明治二十三年十月三十日、明治天皇は、深くこのことを御軫念あそばし、長くも御親ら、國民の進路に大指針を與へ給ふた。即ち、教育勅語の煥發それだ。恐懼の至りではないか。我等國民たるものは、徒らなる模倣の舊套を棄て去つて、識者の所謂「學問の獨立」の時代を作らねばならぬ。とりもなほさず、それが聖旨奉戴の微衷ではないか。

●學校の設立 【帝國大學・高等學校】 明治十年、大學東・南兩校を合併して、東京大學としたことは前に述べたが、やがて十九年には、帝國大學令を公布して、改めて帝國大學をおくこととした。而して今や東京(明治三)・京都(同三十)・東北(同四十)・九州(同四十四)・北海道(大正七)・京城(大正十五年創)の六帝國大學あり。帝國大學令の示す所の、「國家の須要に應ずる學術・技藝の教授、その蘊奥の攻究、兼ねて人格の陶冶及び國家思想の養成」は、愈々完全に成し遂げられて、「學問の獨立」に向つて著しい貢獻をなしつつある。

大學豫科たる高等學校も、明治廿年の頃までは、東京・仙臺・京都・金澤・熊本の五つにすぎなかつたが、その後ち岡山・鹿兒島・名古屋を始め、大正八年以降は松本・松山・新潟・山口・水戸・山形・佐賀・弘前・松江・大阪・浦和・福岡・東京・静岡・高知・姫路・廣島・富山・武藏・甲南の二十幾校が増設された。高等教育のこの大擴張は、我國最初の純然たる政黨内閣たりし原内閣の功績である。

【官公立大學・私立大學】 高等教育大擴張の政綱は、はしなくも、各地の各種高等專門學校に、續々として昇格運動を惹き起し、その結果、新たに東京商科大学をはじめとして、新潟・岡山・千葉・金澤・長崎・大阪・愛知・京都・熊本の諸醫科大學(大阪以下の四校は公立)の設立を見た。

尙ほ東京・廣島の兩高等師範學校・東京高等工業學校・神戸高等商業學校も、それぞれ大學に昇格の豫定である。

私立大學の双璧は、福澤諭吉の設立にかゝる慶應義塾大學(大正九年大)と、大隈重信の經營にかゝる早稻田大學(同上)である。外に同志社・法政・明治・中央・日本・國學院(以上六大學は大正九年)・慈惠醫科(十年)・立教・龍谷・大谷・拓殖・關西・立命館・専修・立正(立正は大正十三年、その他は大正十一年)の諸大學がある。學閥打破・機會均等の實現は、將來益々必要だ。

【その他】 外國語・美術・繪畫専門・音樂・藥學専門・高等農林・高等農・蠶絲専門・高等蠶業・高等園藝・高等商業・高等商船・高等工業・高等工藝・鑛山専門・女子専門等の官公立五十餘の専門學校、文部省所管外たる學習院・神宮皇學館・陸軍大學・陸軍士官學校・海軍大學・海軍兵學校・東京商船學校以下の官公立諸學校、その他男女の私立専門學校等、一々枚舉の違がない。

兵制 徴兵令の改正 兵制に關しては明治五年、徴兵令を發布して、兵農一致・全國皆兵の王

朝の古制に復したことを前に述べた。されどこの時發布した徴兵令には、なほ不備の點が少くなかつたから、その後屢々の改正を加へ、以て今日に及んだ。

【徴兵令の改正】 明治五年の徴兵令によれば、一家の戸主・官吏・嗣子・承祖の孫・獨孫及び父兄に代りて一家を治むる者等は、特に代人料を納むれば、兵役を免除せられる定めであつた。従つて資産ある者(金によりて戸籍上)及び官吏は、兵役の義務を免れて、貧民のみがその義務の履行者であつた。國民皆兵主義の不徹底・國防の危険、之より甚だしいことはない。よりて明治十六年、戸主の齡六十歳以上の者の嗣子、承祖の孫及び戸主・廢疾者の嗣子等に限りて服役を免じた。されど尙ほ之も甚だ不充分、例へば兵役を免れんがために、特に他家に一時的の入籍をして、嗣子の如く、また戸主の如く裝ふ二男・三男があつたから、終には、不具廢疾者・検査不合格の者・判罰に觸れて兵役に就くの名譽を有せざるもののみを免除することとした。

●軍人勅諭 十五年、勅諭を陸海軍人に下し給ふた。その略に曰く、

- 一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし。
- 一、軍人は禮義を正しくすべし。
- 一、軍人は武勇を尙ぶべし。

- 一、軍人は信義を重んずべし。
- 一、軍人は質素を旨とすべし。

忠節、禮義、武勇、信義、質素。之れ實に天地の公道・人倫の常經の御訓示にして、ただに軍隊教育の精神たるのみならず、教育に關する勅語及び戊申詔書と共に、我が國民たる者の悉く遵守服膺すべきものである。

【練習問題】 (一)我國内閣制度確立の次第。(二)明治廿一年の地方自治制。(三)教育勅語換發の理由。

(四)軍人勅諭。

第十一章 明治廿七八年の戰役

【原因】

半島に於ける日清勢力の消長 日本勢力衰ふ 朝鮮にては、明治十七年の事變後、獨立黨の多くは國を去り、事大黨がその政權を壟斷した。されば半島に於ける我が勢力は全く振はず、江華條約によりて築き上げた優先權も、天津條約によりて獲得した均等な機會も、全く空文となつてしまつた。

●清國の勢力加はる 之に反して清國は、八百の精兵を朝鮮に遣はし、行商人に變装せしめて京城におき、内政及び外交の大干渉を試みた。天津條約の無視ではないか。加ふるに朝鮮政府も亦、清國使臣袁世凱の意に只管に迎合した。我が政府當局の苦心が思ひやられる。



●大井憲太郎等の憤慨 ここに於て大井憲太郎等は、半島に於ける我が勢力の微々として振はないことを痛憤し、非常手段を以て事大黨の領袖等を燈し、政權を獨立黨に歸せしめ、かつその機に乗じて、清國の勢力を顛覆しやうと劃策した。けれども大阪に於て露顯して、

黨餘悉く投獄禁治された。所謂大阪事件にして、明治十八年十一月のことであつた。

朝鮮の暴慢 ●咸鏡道における防殺令 末路の民は依頼主義で、その依頼は事大主義だ。されば朝鮮人も、半島に於ける我が勢力の地に墜つるや、事毎に我を侮つてゐたが、明治廿二年、果然、咸鏡道に於て防殺令を公布した。

咸鏡道の元山地方は、米穀の産出が頗る多く、在留の我が商人は、その賣買によりて活計を立てる者が少くなかつた。所が明治廿二年、該道の道監司趙秉式は、突如、防殺令を發して、穀物の發賣及び輸出を嚴禁した。何が故の防殺令か。彼れのかさず口實は、その年に於ける凶作であるが、事實は之に相違して、彼れ一箇人の誅求收斂・私利私腹であつた。

該道の農民について、すでに多くの新穀の買収を契約してゐる我が商人は、この令の發布によりて、甚だ著しい損害をうけた。拂渡した契約金に相當する米穀の受領すら出来なくなつたからだ。また生活の道を奪ひ去られたからだ。

●大石正巳の嚴談 防殺令の我に及ぼした損害は、約十四萬圓と計上されて、京城駐劄の我が公使梶山鼎助は、直ちに賠償の談判を開始した。されど朝鮮政府は、徒らに言を左右に託して、容易に我が要求に應じなかつた。よりに廿六年、鼎助に代ふるに大石正巳を以て朝鮮公使となし、改めて談判の任に當らしめた。正巳は當時まれに見る硬骨漢、或は優柔不斷の漢廷臣を叱咤し、

或は決を國王に迫りて、居並ぶ廷臣の色を失はしめ、或は斷然として袁世凱の仲裁を拒絶し、遂にはまさに公使館旗の撤去を決する等、頗る猛烈な肉迫を續けた。さればにやほゞ満足な解決を勝ち得て(十一萬圓の償金支拂を約せしめた)、朝鮮の暴慢を挫くことが出来た。

清國の横暴 ●東學黨の亂 二十七年四月、朝鮮南部なる全羅道の地に、東學黨の亂が蜂起した。同士を募つた檄文の一節に曰く、

方今の勢、古より甚だしきもの之れ有り。公卿より以下、方伯守令に至るまで、國家の危殆を思はずして、徒らに己れを飽かしめ、家を潤ほすの計に切に、詮選の門は視て以て貨を生ずるの路となし、應試の場は擧げて以て交易の資となす。許多の貨賂は王庫に納れずして、而して反りて私藏に充て、國累積債ありて報効を念はず。驕奢淫佚、忌畏する所なし。八路魚肉、人民塗炭、守宰貪虐、良に所以あるなり。

弊政改革のために、兵力を以て現政府の討議を企てたのだ。勢ひ頗る猖獗、慶尙・忠清兩道の暴民も之に和して、政府派遣の招討使たる洪啓燾も、拱手傍觀の外はなかつた。

●清國の出兵 ここに於て袁世凱は、朝鮮の臣に甘言を並べて、援助を己が國に求めしめた。よりに李鴻章は、直ちに兵を發して牙山に陸せしめ、かつ我が政府に報じて曰く、「弊國、屬邦を保護するの慣例によりて、兵を朝鮮に出だす。」と。ああ、何たる横暴ぞ。朝鮮が獨立自主の國

であることは、天津條約にも、江華條約にも明かではないか。また朝鮮への出兵に際しては、豫め互に行文知照することが、天津條約の定めではなかつたか。二重にも三重にも國際規約を無視する彼れは、鈍感無神經の馬鹿者でなければ、名利のために馬鹿者を装ふ大惡漢だ。

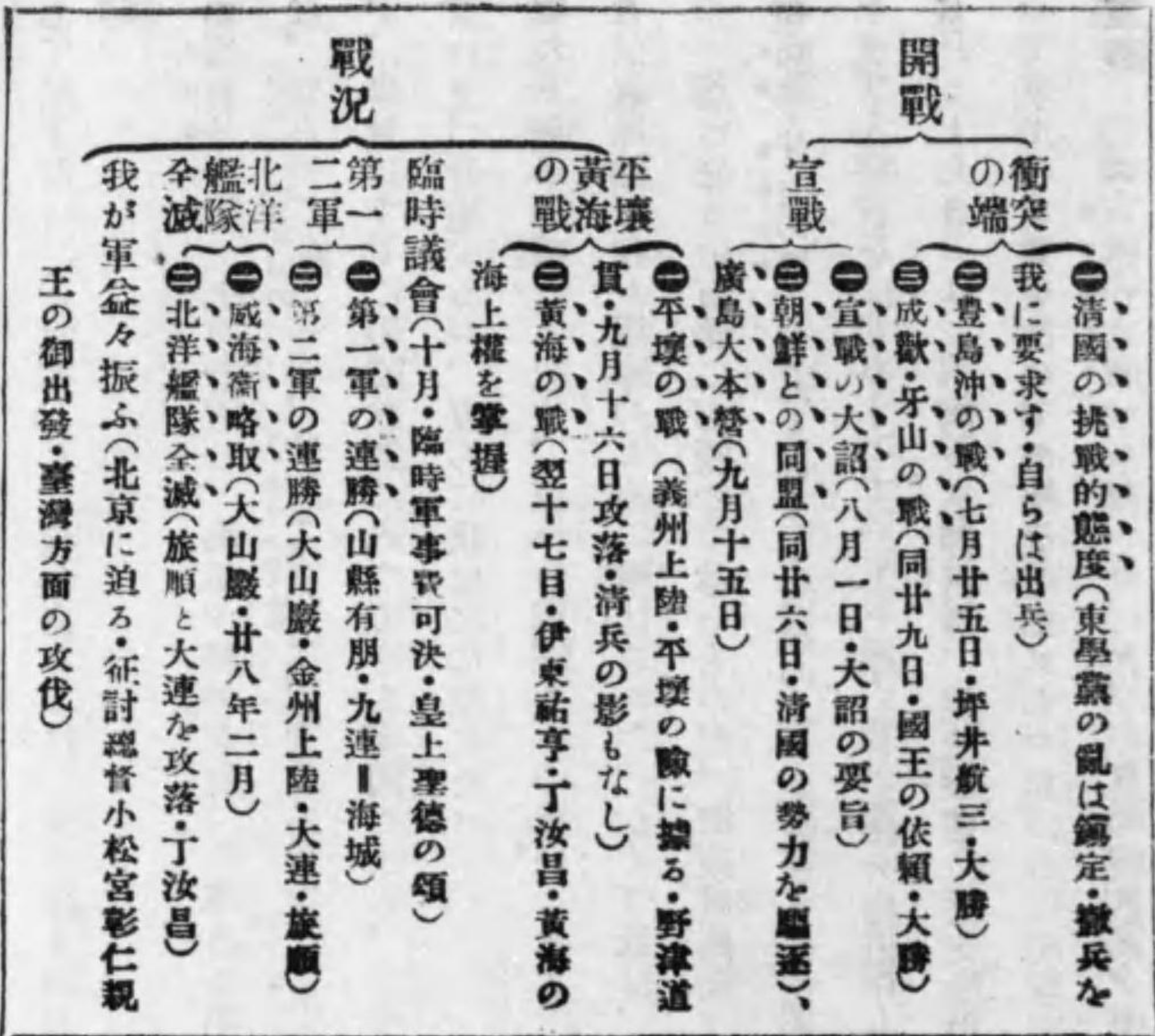
●我が出兵 時に我が國にては、帝國議會と政府とが事毎に衝突して、到底、舉國一致の力を外敵に向け得ないだらうと思はれてゐた。理論には長けても實行に拙い清國が、此時ばかりは逸早くも出兵した理由は、一は我國に對してかかる謬見を立てたからだ。

兄弟は内に於ては鬩ぐとも、外に於ては相扶ける。支那民族ですらさうではないか。まして二千六百有餘年間、萬世一系の皇統を中心として、極めて強固な一體意識にある我等日本民族だ。内部的政争を直ちに棄て、國論頗る緊張。上下敵愾心に燃え燃えて、斷然として清國の通知を拒絶、「朝鮮を以て清國の屬邦と認めない旨、及び、我が公使館・領事館・在留民保護のために出兵する旨」を申し送つた。而して之と同時に、早くも公使大島圭介（賜暇歸郷中）は、海軍陸戰隊を率ゐて京城に入り、また陸軍少將大島義昌は、混成旅團の兵を率ゐて仁川に著き、まづ此の地を確保し、ついで此の地と京城との間の配備を固めた。加ふるに海軍中將伊藤祐亨は、常備艦隊を率ゐて仁川灣頭に臨み、遙かに京城を壓したのだ。動員の機敏よ。而もまた巧妙よ。我は第一步に於て勝

を制した。

【開戦】

日清衝突の端 ●清國の挑戰的態度。さしにも猖獗を極めた暴民東學黨は、日・清兩國の兵が出動するに及んで、何時とはなしに離散した。されど離散し消滅し難いのは、この兩國間に捲き起された風雲だ。即ち、我よりまづ彼に向つて、「東洋全局の平和の維持のため、に、相協同して朝鮮の内政改良を助けやう。」と提議すれば、もとより彼は従はず、「擾亂がすでに鎮定したから、貴國の兵は速かに撤去



して載きたい。」と回答した。彼れ自らでは、兵を續々出兵すると云ふ軍略なのだ。虫のいいこと夥し。

●豊島沖の戦 七月廿五日、海軍少將坪井航三の率ゐる第一遊撃艦隊の吉野・浪速・秋津洲の三艦は、豊島沖(牙山の)で、濟遠・廣乙の兩艦及び運送船に出會した。戦宣の詔こそまだ下されぬが、事實はすでに戦闘状態に入つてをる兩國だから、どうして互に黙過することが出来やうぞ。彼れまづ發砲するや、直ちに我は之に應じた。

眠れる獅子の噂にも似ず、彼れの戦闘振りの拙いことよ。廣乙は淺瀬に膠着、濟遠は逃走、操江及び運送船は我が艦隊のために撃沈された。かくて我は、開戦の序幕に於て見事に勝つた。始めの一勝は終りの百勝にも優つて尊いものだ。御稜威萬歳。

●成歎・牙山の戦 これよりさき清國の甚だ振はざるや、朝鮮にては、事大黨の勢力が衰へて、國王及び大院君をはじめとして、上下悉く我が國威に信頼したが、豊島海戦の後ち僅か五日、即ち七月二十九日には、我陸軍は朝鮮國王の依頼をうけて、清兵と成歎に戦ふて其の城寨を抜き、進みて牙山の本營を衝いて彼等を潰走せしめた。

●宣戦の大詔 八月一日、天皇、宣戦の大詔を下し給ふ。宣はく、

天祐を保全し、萬世一系の皇祚を踐め、大日本帝國皇帝は、忠實勇武なる汝有業に示す。

朕、茲に清國に對して戦を宣す。朕が百僚有司は、宜しく朕が意を體し、陸上に海面に、清國に對して交戦の事に從ひ、以て國家の目的を達するに努力すべし。苟くも國際法に戻らざる限り、各々權能に應じて一切の手段を盡すに於て、必ず遺漏なからんことを期せよ。

中略……朕は明治十五年の條約により、兵を出だして變に備へしめ、更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ、治安を將來に保たしめ、以て東洋全局の平和を維持せんと欲し、まづ清國に告ぐるに、協同、事に從はんことを以てしたるに、清國は翻りて種々の辭柄を設けて之を拒みたり。

中略……朕、平和と終始して、以て帝國の光榮を中外に宣揚するに専らなりと雖も、亦公に戦を宣せざるを得ざるなり。汝有業の忠實勇武に倚賴し、速かに平和を永遠に克復し、以て帝國の光榮を全くせんことを期す。

●朝鮮との同盟・廣島大本營 この月廿六日、我國は朝鮮と同盟した。清國の勢力の完全な驅逐だ。朝鮮獨立の完全な實現だ。

やがて九月十五日には、大本營を廣島に進めて、天皇は親しく軍事を督し給ふた。

【戦況】

平壤の戦・黄海の戦 ●平壤の戦、これよりさき義州から上陸した清兵は、平壤に進み、その地の險を恃んで據守してゐたが、大本營轉進の日なる九月十五日、我が第五師團長陸軍中將野津道貫は、大島(義)・立見(尙)の兩將等と共に、四面より、ここを攻撃し、翌朝、鮮かに陥れた。之より朝鮮の域内には、清兵の影だに認めなくなつた。

●**黄海の戦** 平壤大勝の翌十七日、司令長官海軍中將伊東祐亨の率ゐる聯合艦隊十二隻は、提督丁汝昌の率ゐる北洋艦隊十二隻と、大いに海洋島附近に戦ひ、致遠・經遠・超勇・揚威・廣甲の五隻を撃沈し、且つ焼き、敗餘の數艦を潰走せしめた。我が艦隊には只一隻の沈没もなく、而も見事に黄海の海上權を掌握するとは、何處までも幸先がよい。

臨時議會 十月、帝國議會を廣島に召集し、臨時軍事費一億五千萬圓の公債を募集するの案を提出したが、議會は滿場一致を以て之を可決し、かつ皇上聖徳の頌を上つた。

第一・第二軍の連勝 ●第一軍の連勝、ついで陸軍大將山縣有朋は、第一軍司令長官に任せられ、平壤より進發して鴨綠江を渡り、清國に入り、向ふ所に敵なく、九連・鳳凰・岫巖・折木・海城の諸城を陥れた。

●**第二軍の連勝** また陸軍大將大山巖は、第二軍司令長官として、軍を率ゐて金州半島に上陸し、

大連灣をとり、やがて旅順口を略取した。旅順口は金州半島の要港にして、勃海灣の口を扼するもの。されば築壘の堅固・守備の完全、ともに東洋第一と稱せられてゐた。

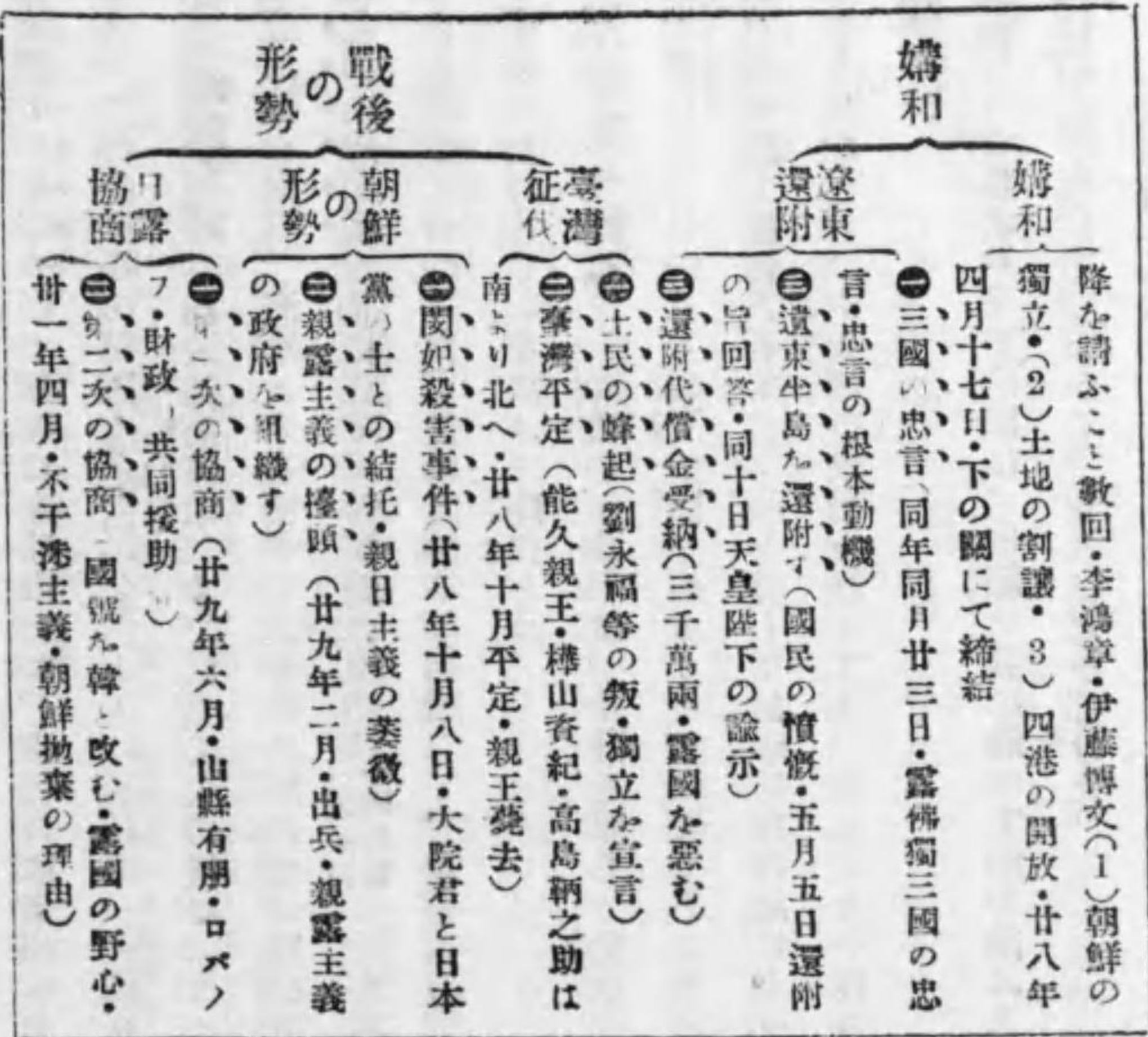
北洋艦隊全滅 ●威海衛略取、すでにして大山巖は、第二軍の一部を率ゐて、敵海軍の根據地なる威海衛に向ひ、海軍と力を協せて之を攻め陥れた。時に廿八年二月。

●**北洋艦隊全滅** 是に於て、勃海灣の兩關門(旅順口、威海衛)が我が軍の手に歸したので、提督丁汝昌も力が竭きて自殺した。後に諸將等は相議して、砲臺・兵器・彈藥・港内の軍艦を我れに納れ、將士の生命を助けんことを請ふて降伏した。

我が軍益々振ふ 時にわが陸軍は、牛莊を撃ち、營口を占領し、田庄臺を平け、破竹の勢を以て將に北京に迫り、城下の盟を迫らうとする勢であつた。加ふるに參謀總長小松宮彰仁親王は、新たに征討大總督として、宇品を發して旅順に向ひ給ひ、また南方に向へる別軍は、臺灣及び南支那を脅かした。老大國の面目を棄てても、彼れは今や降を請はねばならなくなつた。

【媾和】

媾和 これよりさき清國は、使節を我に送つて和を請ふこと前後二回にも及んだが、何れも資格に闕くる所があつたから、我れは之を卻けた。



よりて廿八年三月、清國は更に李鴻章を全權大臣となし、下の關に派遣した。我が全權辦理大臣伊藤博文・陸奥宗光、之れと會見商議して、左の平和條約を締結した。

第一條 清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の國たることを確認す。

四りて右獨立自主を損害すべき、朝鮮國より清國に對する貢獻・典禮等は、將來全く之を廢止すべし。

第二條 清國は左記の土地の主權並びに該地方に在る城壘・兵器製造所及び官有物を、永遠、日本國に割與す。

一、左の經界内に在る奉天省南部の地。
鴨綠江口より該江を溯り安平河口に至り、該河口より鳳凰城・海城・營口に亘り、遼河口に至る折線以南の地、併せて前記の各城市を包含す。而して遼河を以て界とする所は、該江の中央を以て經界とすることと知るべし。

遼東海岸及び黃海北岸に在りて、奉天省に屬する諸島嶼。

二、臺灣全島及びその附屬諸島嶼。

三、澎湖列島、即ち英國グリーンウキツナ東經百十九度乃至百二十度及び北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼。

第四條 清國は軍費賠償金として、庫平銀二億兩を日本國に支拂ふことを約す。……後略……。

第六條

第一 清國に於て現に各外國に向ひて開き居る所の各市港の外に、日本國臣民の商業・住居・工業及び製造業の爲めに、左の市港を開くべし。但し、現に清國の開市場・開港場に行はるる所と同一の條件に於て、同一の特典及び便益を享有すべきものとす。

- 一、湖北省荊州府沙市。
- 二、四川省重慶府。
- 三、江蘇省蘇州府。
- 四、浙江省杭州府。

日本國政府は、以上列記する所の市港中、何れの處にも、領事官を置くの權利あるものとす。

第七條乃至第十一條は省略す

第一は朝鮮の獨立の確認だ。江華條約の締結以來ここに廿年、東洋平和攪亂の暗雲は、ここにはじめて一掃された。第二は遼東半島・臺灣諸島・澎湖列島の割讓だ。我が國の南方防備と滿洲發展とは、更に一步の躍進をした。第三は償金二億兩の支拂だ。正義も持たず力も持たぬ劣敗國が、戰爭費の全部或は一部を償ふべきことは當然である。而して第四は沙市・重慶・蘇州・杭州の開港だ。重慶は揚子江の上流、沙市はその中流、蘇州はその下流に位する河港にして、杭州は杭州灣頭に位する海港であるから、以上四港の開放は、中部支那における我國經濟活動に重要な最初の地歩を與ふるものである。

遼東還附

●三國の忠告

下の關係約によりて遼東半島が我國に割讓さるるや、かねて東漸南下の政策を抱いてゐた露國は、露佛同盟を利用して、まづ佛國を誘ひ、ついで獨逸を誘ひ、廿八年四月廿三日、三國聯合の形式を以て、該半島の還附を迫つて來た。露國の勸告書に曰く、

露國皇帝陛下の政府は、日本國より清國に向ひて要求したる譲和條件を査閱するに、遼東半島を日本にて所有することは、常に清國の首府を危うする恐れあるのみならず、是れと同時に、朝鮮國の獨立を有

名無實と爲すものにして、右は將來極東永久の平和に對し、障害を與ふるものと認む。よりに露國政府は、日本國皇帝陛下の政府に向ひて、重ねてその誠實なる友誼を表せんがため、茲に日本國政府に勸告するに遼東半島を確然領有することを放棄すべきことを以てす。

佛國及び獨逸も亦、各々、右と同様の勸告書を我に送つた。蓋し、佛國が露國に味方したのは、同盟の誼を重んじたためであり、また獨逸が味方したのは、一には露佛兩國の夾撃的壓迫を慮り、二には東洋策動の野望をもつてゐるからである。

●遼東半島を還附す。我が國民は上下齊しく憤慨した。まして三國が、陽には東洋平和の美名を藉り乍ら、陰には虎狼の爪牙を逞うしてゐる事實の、明々白々たるに於てをや。とは云へ、勸告を拒絶すれば、三國との開戦は免れぬ。ああ、何ぞ彼等の横暴の甚だしき。我を侮蔑することの甚だしき。命を棄てて雄々しく突き進むのが武士の道か。臥薪嘗膽、他日の大飛躍を期して、誓し自重隱忍するのが武士の道か。進まうとしては三國を睨み、睨んではまた自重にかへる。然るに五月五日、我が政府は左の回答書を三國に送つた。滿をひいてひようと放つ弓箭の奥傳を傲はうとするのだ。

日本帝國政府は、露・獨・佛三國政府の友誼上の忠告に基づき、奉天半島を永久に占領することを擯棄する

ことを約す。

同月十日、天皇は勅を下して國民を諭し給ふた。即ち、(1)遼東還附は東洋永遠の平和のためであること。(2)三國と交戦して、疲弊せる國民を、更に大なる疾苦に導くことを欲しないこと。(3)清國との交戦の理由及び目的は、半島還附の如何に拘らず、すでに充分に達せられたこと。(4)されば還附は、反つて帝國の光榮と威嚴とを増す所以であること。かかる意味の御諭しであつた。我等は盲動輕舉を慎まねばならぬ。

●遼附代償金受納 やがて十一月、遼附の代償として、庫平銀三千萬兩を得て局を結んだ。ここに於て我國民の清國民に對する敵愾心は、一轉して三國、殊に露國に向けられることとなつた。世界の諸國人は、龍車に双向ふ蠅螂の愚だに笑つただらう。彼等の所謂蠅螂が、意外にも、二千六百有餘年の間、鍛へに鍛へた日本刀の所有者であることを知らなかつたから。

【戦後の形勢】

●臺灣征伐 ●土民の蜂起 臺灣島が我が領有に歸するや、その地の留將劉永福等は、愚民を煽動して兵を擧げ、各地に蜂起せる土賊とも亦相應じた。彼等は共和政府を樹立して、大統領をおき、執政をおいた。また議會を設け、國旗を定め、紙幣・郵便切手を發行し、列國に對して獨立の

宣言をしたりした。

●臺灣平定 陸軍中將北白川宮能久親王、臺灣征討の命をうけ、近衛師團の兵を率ゐて臺灣に向ひ給ふ。新たに臺灣總督に任ぜられて字品を發した海軍大將樺山資紀と、道を琉球から共にせられた。かくて征討官と總督とは、三貂角に御上陸、まづ基隆を取り(月六)、清國の全權大臣李經芳と會して臺灣島の授受を了り、進んで臺北を攻め(月同)、總督府を此の地におかれた。宮は之より新竹・彰化・臺中を定め、十月の初には臺南をさして進まれた。

時に陸軍中將高島勲之助は、臺灣副總督に任ぜられ、兵を率ゐて南端より上陸し、遙かに征討官の軍と呼應して、南北夾撃の策をこつて進んだ。よりて劉永福等は、密かに故國に逃れ歸つて、本島が悉く平定した。時に廿八年十月。

されど悼み奉るべきは、征討官能久親王が、この月(月十)廿八日、臺南府の暮營に於て、病を以て薨去遊ばしたごみである。天暑うして瘴癘多く、地嶮うして糧道絶え、千辛萬苦の中を、晝は汗馬に鞭を揚げ、夜は荒野に露營して、「ひたすら君國のために平定の策をめぐらされた御偉烈御盛勳は、畏しとも長い極みである。

【臺灣神社】 臺灣神社は臺北に在る。大國魂命・大己貴命・少彥名命の三神に加へて、北白川宮能久親王の英

靈を祀る。官幣大社にして、全島の守護神である。

朝鮮の形勢

●閔妃殺害事件(親日主義の萎微) 廿八年十月八日夜、突如として、閔妃殺害の椿事が起つた。閔氏憎悪の大院君を奉じて、閔氏排斥の日本黨の人々が起つたのだ。されば此の事件によりて、我國は、朝鮮人からは恨みをうけた。諸外國人からは野心あるものと疑はれた。加ふるにロシアは、この機に乗じて朝鮮人の歡心を買ひ、次第に我が勢力の顛覆にかかつた。

●親露主義の擡頭 二十九年二月、春川(江原)地方の動亂討伐のために、近衛兵が出動して、京城の守備空しきや、この隙に乗じて、露國は自國の水兵を入京せしめ、強いて國王及びその世子を公使館に迎へ移した。而して勅を發して、日本黨の領袖を捕縛し、新たに親露派の内閣を組織した。ここに於て、財政及び軍事の顧問にも露國人が招聘せられ、露語學校は京城に建てられ、鑛山採掘權等はまた露國人に與へられた。當時の朝鮮駐劄の露國公使ウエベルの名を記憶せよ。

●日露協商 第一次の協商 かくて朝鮮問題解決の根本的方法は、今や日露兩國の折衝に待つべきものと一變した。よりて廿九年六月、我が特命全權大使山縣有朋は、モスコウに於て、露國外務大臣ロバノフと會商して、朝鮮國指導に關する左の議定書を作製した。

第一條 日露兩國政府は、朝鮮國の財政困難を救済するの目的を以て、朝鮮國政府に向ひて、一切の冗費

を省き、且つその歳出入の平衡を保つことを勸告すべし。……後略。

第二條 日露兩國政府は、朝鮮國の財政上及び經濟上の狀況の許す限りは、外援を藉らずして、内國人の秩序を保つに足るべき内國人を以て組織せる軍隊及び警察を創設し、且つ之を維持することを、朝鮮國に一任することとすべし。

第三條 朝鮮國との通信を容易ならしむる爲め、日本國政府は、その現に占有する所の電信線を引き續き管理すべし。露國は京城よりその國境に至る電信線を架設するの權利を保留す。

即ち、(一)財政の共同援助、(二)軍事及び警察の獨立、(三)電信架設の權利の三問題である。從來朝鮮問題については何等の交渉をも持たなかつた露國が、今や堂々たる發言權を獲得した。極東形勢の一大變化だ。

●第二次の協商 翌年、朝鮮國王は、露國公使館より王城に還幸し、ついで國號を韓と改め、更に皇帝の位につき、獨立國たるの體面を大いに整へた。されど露國の壓迫は益々甚だしく、ボランド分割の故智に倣ふて、朝鮮分割の大野心をすら包蔵するに至つたから、卅一年四月、我が國はまた彼れと協商をした。第一條に曰く、

日露兩國政府は、韓國の主權及び完全なる獨立を確立し、且つ互に同國の内政上には、總て直接の干渉

を爲さざること加約す。

第二條は、練兵教官もしくは財務顧問官の應聘には、兩國政府は、豫め協議を遂ぐべきこと、第三條は、ロシアは韓國に於ける我が商・工業の計畫に對して、妨害を加へざることである。

分割の野心の有無はともかくとして、かつて第一次協商の頃は、明かに内政干渉を規定し乍ら、今や恬としてそれを棄てて、獨立を大いに尊重する。これ一つには列國及び朝鮮人の非難を緩和するため、二つには、力を朝鮮から旅順・大連に轉せんがためである。

【練習問題】(一)日清戦役の顛末(高商)。(二)日清戦役の原因。(三)東學黨の亂(高商)。(四)豐島沖の戦。(五)成歡・牙山の戦。(六)遼東還附(高商)。(七)北白川宮能久親王。(八)日清戦争直後における日露協商(専檢)。

第十二章 條約改正

條約改正の企圖

安政五年の條約の不備 安政五年に調印した歐米・諸國との通商條約には、關稅權の制限や治外法權の設定等の事があつて、我が國の利益を損し、かつその體面を害する條款が少なくなかつた。思ふに當時は、國運萎微の幕末であつたから、對等の條約が結ばなかつ

ただらう。井蛙管見の鎖國の世であつたから、歐米人は、我が國人の世界的知識の缺如に乗じた

條約改正	
改正企圖	<ul style="list-style-type: none"> ●安政五年の條約の不備(關稅權と治外法權との兩問題・不對等條約締結の理由) ●岩倉具視等の歐米巡遊の目的(日米租界通商條約第十三條の規定・元年正月改正御企劃の詔・四年岩倉具視等の出發)
寺島宗則	<ul style="list-style-type: none"> ●明治十年・稅權回復だけを企劃・諸國の反對とハルトレー事件によりて不成功 ●豫備會議(十五年・稅權及び法權の一部回復を企劃・外國法官の任用を條件として) ●本會議(十九年・廿年・外國法官の任用「内地雜居」「法律の改正」等を條件とすることに變更・回復運動殆んど成る)
井上馨	<ul style="list-style-type: none"> ●條約改正延期(條約内容の不備・政府の歐化主義に反對) ●現行條約勵行と國別談判(廿一年より・商標偽造事件等・まづ墨西哥と對等の條約) ●改正談判の中止(ロンドン・マイアスの探知・外國法官採用の條件・官民の反對・談判中止・隻脚を失ふ)
大隈重信	<ul style="list-style-type: none"> ●改正談判(廿二年より・頓調なる進行・帝國憲法その他の法典の完成が頓調の原因) ●湖南事件と改正談判の蹉跌(廿四年・露國皇太子ニコラス親王の負傷・談判中止) ●イギリスの改正案同意(廿七年七月)
青木周藏	<ul style="list-style-type: none"> ●條約改正の成功(廿一年全部改正・廿二年から改正條約實施・成功の理由・協定稅率)
陸奥宗光	

だらう。加ふるに時局^{ときよく}匆々^{きんきん}の際であつたから、豫め^{あらかじ}條約内容を吟味^{ぎんみ}するの餘裕を見出さなかつたのだらう。

「關稅權の制限」 安政五年の條約によれば、歐米各國より輸入する商品に對して我が國の課し得る關稅は、三割五分・二割・五分等の各種があつて、流石^{ながし}にハリスの好意的盡力の程を表はしてゐた。然るにその後ち屢々^{しばしば}稅則の改變が行はれて、終に五分以上を課することが出来なくなつた。さればこの關稅權の制限は、一つには關稅高の減收、二つには國內に於ける商業の衰頹^{すわいてい}と云ふ、二重の不利を我が國に齎^{もたら}すものだ。かうした侮辱^{おとしこ}をどうして堪へ忍ぶことが出来やうか。

「治外法權の設立」 「歐米諸國在留の日本人が若し罪を犯したならば、その日本人はその地の國法によりて罰せられるが、日本在留の歐米人が罪を犯したならば、その歐米人は、日本の國法によりては罰せられないで、各自の國の國法に照らされる。即ち各自の國の領事によりて裁判される」。これが治外法權、或は領事裁判權などと稱へられてゐるものの内容である。安政五年、右の規定の締結に際して、我が國人は、「禽獸^{おんじゆう}夷狄^{いぢ}の歐米人を、我が國の法廷^{はふてい}で裁斷することは、法の神聖^{しんせい}を汚すものだ。」等と唱へたけれど、仔細^{しじい}に考へたならば、我が國家的不面目^{ふめんぼく}の之より大きいものが何處にあらう。日本の法律は未だ完備してゐないから、我等歐米人の裁判を安んじて託^{たく}することが出来ない。」と、それが彼等の論據^{ろんきよ}ではないか。未開國たる波斯^{ペルシア}や土耳其^{トルコ}に對すると同様の條約の締結ではないか。

●岩倉具視等の歐米巡遊の目的 安政五年締結の日米和親通商條約には、その第十三條に、「今より凡そ百七十一箇月の後、双方政府の存意を以て、此の條約は、談判を盡して補ひ或は改むることを得べし。」と云ふ意味の規定があり、而してその他の諸國との條約にも亦、ほゞ之と同様の規定があるから、明治五年五月二十九日(太陽曆では同年七月四日)以後は、我が國は何時にても、列國にむかつて、條約改正の要求をなし得るわけだ。されば早くも明治元年正月には、「これまで幕府に於いて取り結び候條約の中、弊害之れ有り候件々、利害得失公議の上、御改革あらせらるべく候。」と詔し給ふて、改正運動の烽火^{ほくわ}をまづ揚げられた。ついで四年には、岩倉具視・木戸孝允・大久保利通の一行を歐米諸國に遣はして、愈々その運動の實戦に入らせられた(詳しくは第三章參照)。

寺島宗則の不成功 岩倉具視の後をうけては、明治十年、寺島宗則が、稅權回復の要求を各國政府に提出した。但し、治外法權廢除の問題は、我が國が未だ法治國の實を擧げてゐない以上、諸外國の賛成を得る見込が到底なかつたので、暫く提出をさしひかへたのである。

宗則の改正運動は遂に失敗に終つてしまつた。これ一つには、米國だけは賛成の意を表したが、英國はじめ多くの諸國の反對が猛烈を極めたからで、また二つには、英人ハルトレーの鴉片密輸入及びその裁判の不公平に關聯して、國論が大いに沸騰^{ふつとん}し、法權の回復を無視せる宗則の改正案

を非難攻撃したからである。

【ハルトレー事件】 このころ英國商人ハルトレーは、條約に禁ずる所の鴉片を密輸入し、我が税關吏に發見せられて起訴されたが、横濱なる英國領事の法廷は、彼れを判決して無罪とした。英國が英國人を裁判するから、これ程確かな(？)判決はあるまい。當時の我が國論が叫んだ様に、税權の回復よりも、寧ろ法權の回復が第一であらう。

井上馨の不成功

豫備會議

宗則に代りては井上馨が外務卿となつたが、馨は宗則の失敗に鑑みて、税權及び法權の一部恢復を目的として立案し、十五年一月、列國の代表者を外務省に集めて、まづ豫備會議を開いた。その時における改正案中に曰く、

一、外國人被告なるときは、外國判事を多數とし、また内外判事二名にて法廷を開くときは、外國判事に可否を決するの權を有せしむべし。

二、内國人民間の訴訟と雖も、事件の重要なるものは、また外國判事に裁判せしむべし。

即ち、我が裁判所に外國法官を任用することを條件として、領事裁判制を撤廢しやうと云ふ案である。

本會議

されど右の提案に對しては、諸外國は種々の利益交換的條項を求めてやまなかつたか

ら、我が國は更に改めて、「内地雜居」法律の改正」等の條件を附加した案を作製した。即ち、

一、本條約批准交換後二箇年内に、日本全國を外國人の爲めに開くこと。

一、日本政府は泰西の主義に依り、司法の組織及び刑法・沿革法・民法・訴訟法等を制定すること。

一、日本裁判所に外國の判事數名を置くこと。

かくて十九年五月、始めて第一回の本會議を開いてから、翌年七月に至るまで、各締盟國の代表者と會見論議したこと、實に廿八回に及んだ。その間、勿論、彼我論戰の一進一退は免れなかつたが、結局、殆んど原案通りの可決となつた。

尙ほ、法權の一部回復の成功と共に、税權の一部回復にも成功した。

輸入品には、概して一割の税を課し、或物品には從來の如く五分税を課し、綿・羊毛の如きは七分五厘とし、奢侈品には二割乃至二割五分の税を課すること。

條約改正延期 然るに右の決議は、はしなくも、未だ批准に至らずして、無期延期の宣告を受けた、それには次の諸理由がある。一つには條約内容に對する國民の不滿だ。政治の實際にたづさはらず、従つて理想論に陥り易い國民には、動もすれば中庸もなく漸進もないのが常である。二つには政府の歐化主義に對する國民の不滿だ。條約改正の手段としてのこの政策とは云へ、敢

育に於ては情操を重んぜずして知育のみを偏重し、風俗に於ては女尊男卑や男女交際を奨励し、甚だしきは人種改良論を唱導して内外人の離婚を論ずる等に至つては、確かに自我の甚だしき滅却である。官下顧問官勝安房や、農商務大臣谷干城等が、率先して國粹保存を主張したのも理だらう。而して三つには、英國船ハルマントン號事件だ。明治十九年十月、横濱を發して神戸に向ふの途次、紀州沖にて暗礁に觸れ、船體沈没するや、乗組の外國人は船長以下廿六人の船員が悉く救はれ乍ら、船客たる我が國人は、廿三名たゞ一名さへも救はれないと云ふ、未曾有の國際的不道徳が勃發した。然るにそのとき、神戸なる英國領事は、船長以下を裁判して、無罪だと宣告した。我が政府は、英國人の歡心を失はんことを恐れて、何等の抗議をも發しなかつた。國民が齊しく起つて、警を辭職せしめ、警の改正案を破棄せしめたものも無理からぬ。

左の文は内田魯庵氏の「きのふけふ」中の一節である。日本人が日本を忘れた不埒さを思へ。

鹿鳴館(今の華族會館)の名はエキゾチックの響きを傳へて、直ちに舞踏會を聯想させる。今では舞踏會に天長節の夜會の儀式になつて、少數外交團に専有されて居るが、其の頃は殆んど連夜の催しであつて、遠くからでも、鹿鳴館の白聖を見ると、オーケストラの美しい旋律が耳を掠めらうやうな心地がした。……中略……
：輕囀として送られた當夜の賓客は、皆滿面に青春の紅をかし、伊・井公侯(公爵伊藤博文)が後輔(博文の)

開多(幼名)の昔に若返つて、異様な變裝に先づ賓客をドント笑はすれば、さしも薩摩方直、容易に笑顔を
見せた事のない含雪將軍(山縣有朋)までが、緋威の鎧に長柄の槍を横たへて、天晴れな武者振を示し、重厚沈
毅な大山將軍(巖)ですらが、丁髷の髷に袴を著けて、踊り出したのだから、況して其の他の卿相・緋紳・貴
夫人・令嬢らは、肥滿の松風・村雨や、瘦身の夷・大黒や、濫紙面のベニスの商人や、顔も赤く彩つたドミノ
の道化役者や、七福神や、六歌仙や、思ひ／＼の異裝に趣向を凝らして、開闢以來の大有頂天を極めた。

大隈重信の不成功

●現行條約勵行と國別談判 廿一年二月、井上馨に代りて大隈重信の外務大臣たるや、また改正の談判を開始したが、彼はそれについて、次の二つの方策をとつて進んだ。
(1) 現行條約の勵行、まづ現行條約を勵行して、外人をして不便に堪へざらしめ、彼より進んで改正を求めしめるの方策をとつた。例へば、

商標偽造事件が起つた時は、重信は、「日本政府は日本特許局の登記を經ないものまで保護するの例を持ち合はせない。」と主張して、英・獨兩國の提議を拒絶した。また外國書籍翻譯問題が起つた時は、「日本の法律が外國人の版權保護までしなければならぬとほうけ取り難い。」とて、米國の提言を斥けた。だから我が國民の歡迎は素晴らしかつた。

(2) 國別談判 次に聯合談判を避けて、國別談判の方策をとつた。即ち、まづ明治廿一年十一月、

駐米公使陸奥宗光をして、墨西哥と對等の條約を結ばしめ、その代りに同國人に多くの權利を享有せしめ、かつ世界に宣言して曰く、「もし列國が、墨西哥と同一の利益に均霑しやうと欲するならば、また墨西哥と同じく、我が國と對等の條約を結ばねばならぬ。」と。かくて翌年四月には、米國政府との談判を遂げた。また同年六月には獨逸、八月には露西亞との談判を成し遂げた。

改正談判の中止 はじめ右の改正談判の條項は、極秘に附されて、政府當局の外は之を知る者がなかつたが、二十二年四月十九日發行のロンドンタイムスは、はしなくも、その大要を探知して掲載した。その中に曰く、

全國を開放する前に、相當の外國法官の幾人かを、日本の裁判所に任命すべし。但し、此の高等裁判所は、すべて一百弗以上の訴訟及び處刑に該當する控訴裁判を受理すべきものとす。

二、此の制度は、若干年限を保障するものとす。此の期間を経過したる後、日本は全く歐米諸國と平等の法權を得べし。

「外國法官の採用」は、依然として不對等の條約で、國民の期待を距るこゝが甚しく遠かつたから、輿論は忽ちにして驚愕を極め、改進黨以外の各政黨が、まづ矛先を揃へて肉薄し、また政府部内にも、樞密院議長伊藤博文以下井上馨・副島種臣・後藤象二郎等の反對が猛烈を極めた。よりにて

再び改正中止の奏請をするのやむなきに至つた

重信が一兎漢の襲撃をうけ、その隻脚を失つたのはこの時である。

青木周藏の不成功 改正談判 廿二年十二月、重信に代りて、青木周藏が外務大臣となるや、また條約改正の談判を繼續した。周藏の改正案は、「外國法官の任用」や「法典の編纂」等を條件としないもの、殆んど純然たる對等の條約であつた。而も英國以下諸國の同意を次第に得て、進行は甚だ順調であつた。

進行の順調な理由が何處に在るかは何ふまでもない。この年二月十一日を以て、すでに帝國憲法は發布せられ、また刑法・民法・商法以下各種の法典も、今や完成の域に向ひ、かくて法治國たるの實が、著々として擧つて來たからである。

湖南事件と改正談判の蹉跌 然るに廿四年五月、來遊中の露國皇太子ニコラス親王を（わが明年から大正六年に至るまでの露國皇帝、即ち）護衛の任にあつた巡查津田三藏が、突如として、帶劍を抜いて負傷せしめた椿事が起つた。所謂湖南事件（或は大津事）にして、このために周藏は引責辭職し、また折角の改正談判は中止された。

陸奥宗光の成功

イギリスの改正案同意 廿五年八月、陸奥宗光が外務大臣に任ぜらるる

や、このとき、前々外務大臣青木周藏は(前外務大臣)、出で、獨英兩國の公使を兼ねてゐた。よりて二人は力を協あはせ、鋭意、條約改正の事に従ひ、まづ案をイギリスに提議して同意を得、やがて廿七年七月十六日、ロンドンに於てその調印を了した。實に清國に對する宣戰の布告前わづか二週間にして、さなきだに奮へる士氣は、彌いが上にも奮ひたつた。

●條約改正の成功。その後我が談判は著々として効を奏し、三十一年に至りて、歐米の締盟各國は皆、新條約に調印を了り、翌三十二年から愈々之を實施することゝなつた。當時、内には憲法以下の諸法典が完成し、外には日清戰役の武威を世界に輝かした。改正の成功も奇蹟きせきや偶然ぐぜんでは決してあるまい。

但し、新條約は關稅權の一部にまだ對等を缺く所がある。即ち協定稅率の約定であつて、例へば英國の鐵器や佛國の織物等に對しては、向ふ十二箇年を限りて、輸入税に特別割引を行ふ定めである。けれどもこれも、明治四十年、即ち滿期に先つて、時の外務大臣小村壽太郎の折衝によりて、殆んど完全なものに改正された。

【練習問題】(一)條約改正(陸士)。(二)條約改正についての次の人々の勳功如何。1 大隈重信、2 井上馨、3 青木周藏、4 陸奥宗光。

第十三章 明治卅三年清國事變、日英同盟

北清事變	
<p>列強の壓迫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●清國の弱勢暴露・列強の野心(眠れる豚・列強の植民地獲得競争) ●露清密約(遼東還附の仲介料として露清密約・日本驅逐・鐵道敷設權・鎮山採掘權) ●膠州灣の租借(獨逸・卅一年・宣教師二名慘殺と遼東還附との報償・九十九箇年) ●旅順・大連の租借(露西亞・卅一年・廿五箇年) ●威海衛の租借(英吉利・卅一年・廿五箇年・香港附近をも九十九箇年で租借) ●廣州灣(佛蘭西・卅一年・九十九箇年) ●福建省不割讓條約(日本・卅一年) 	<p>清人の排外心</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支那國民大いに動く(光緒皇帝を中心とする進歩派は變法自強・西太后を中心とする守舊派は排外攘夷) ●守舊派の優勢(西太后の政治・閉關罷約・扶清滅洋) ●義和團の蜂起(卅三年・山東省・拳匪) ●匪徒の猖獗(清國政府は寧ろ庇護) ●各國公使館の包圍(清國宣戰を布告す)
<p>列國の出兵と媾和</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北京公使館の救援(提督シーモアは太沽・將軍山口素臣は天津及び北京) ●清帝の西安遷幸(北京陥落の翌日遷幸・ドイツ元帥ツルデルセーの着清) ●媾和(卅四年・列國と媾和・有形無形の損失) 	

【明治三十三年清國事變】

清國に對する列國の壓迫 清國の弱勢、露・列強の野心、明治廿七八年の戰敗によりて、清國は遺憾なくその弱勢を曝露した。弱い日本(當時の諸外國人は「さう思つてゐた」)に敗けたからばかりでは決してない。日本の強弱如何に拘らず、清國そのもの、力が無かつたのだ。かつては「眠れる獅子」として恐れられ乍ら、急轉直下、今や「眠れる豚」と嘲られる様になつた。老大國の最後の日すら思はれて、哀れ深い。

時に歐洲列強は、植民地獲得の政策に汲々として、弱きを見ては、蟻の甘きにつくが如くに寄りたかつた。即ち、かつては新大陸が葡・西・英・佛等の競争場裡となつたのだ。またアフリカが英・佛・獨・伊・白・蘭諸國の犠に供されたのだ。その他、洋中の岩島までも、激しい爭奪戰を惹き起す原因となつた。天産豊富の支那が、どうして獨り此の職を免れることが出来やうぞ。

露・清密約 明治廿九年、露國は清國を強いて、露清密約と稱する秘密條約を結ばしめた。蓋し、遼東還附の仲介料だ。その第一條に曰く、

日本、若し露國の東部・清國又は朝鮮の領域を侵せば、露・清兩國は即時に海陸の兵力を以て相應援し、軍器・糧食は共に相供給すべし。

露・清共同して、極東に於ける我が國の勢力を驅逐しやうと云ふのだ。その他、この條約によりて、露國は清國より、滿洲地方に於ける鐵道敷設權(浦蘆斯德より吉林府。西北利亞鐵道の一驛より愛琿・齊々哈爾を経て吉林府に至る鐵道等の數)及び鑛山探掘權等を獲得した。

膠州灣の租借(獨逸) 遼東半島還附問題の報償は、獨逸もまた之を求めてやまなかつたが、三十年十月、その艦隊は、卒然として膠州灣を占領した。宣教師二名が慘殺された代償とは云へ、その要求はあまりに過當だ。されど清國は恐れをなして屏息し、強盜の露國はまた強盜の獨逸を咎める資格をもたなかつたから、やがてまもなく、九十九年の長期に亘りて、膠州灣及び山東省の鑛山探掘權を、正式に清國から獲得した。東洋に於ける獨逸の今後の活躍が思はれる。

旅順・大連の租借(露西亞) 膠州灣の事實的割讓は、列強をして競ふて支那分割の爪牙を磨かした。即ち、まづ露西亞はその東洋艦隊を旅順口に集合せしめ、大いに清國を威壓して、三十一年三月、旅順・大連の租借權(廿五年)と東清鐵道の延長權(旅順大連までの延長權)とを獲得した。ああ、さきには「日本の領有は東洋平和を攪亂する。」と云ひ乍ら、今は自ら租借する。また我が政府から、彼に、「租借理由の説明」を求むれば、「此の租借は一時的だ。他に良港の見つかり次第還附する。」と遁辭を張る。非をも是とする強盜の正義には敵はない。